

平成 2 8 年 第 4 回 定 例 会

予 算 特 別 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 渡 部 伸 広

副 委 員 長 奈 良 岡 隆

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	2
○欠席委員	2
○説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局出席職員の職氏名	3

1 日目 平成 29 年 1 月 6 日(金)

開会	4
開議・審査方法	4
○渋谷勲委員（自民清風会）	4
1 人口の減少について	5
答弁 福井正樹市民政策部長	5
意見	6
2 青森市りんごセンターについて	6
答弁 金澤保農林水産部長	6
意見・要望	7
3 八甲田憩いの牧場について	8
答弁 金澤保農林水産部長	8
意見・要望	9
4 スポーツのまちについて	10
答弁 横山克広教育委員会事務局理事	10
要望・意見・再質疑	10
答弁 石澤幸造教育委員会事務局教育部長	11
要望・再質疑	12
答弁 教育委員会事務局理事	12
再質疑	13
答弁 教育委員会事務局理事	13
意見・要望	14
○奈良岡隆委員（新政無所属の会）	14
1 しごと創りにについて	14
答弁 増田一経済部長	15
再質疑	15
答弁 経済部長	15
再質疑	15

答弁	金澤保農林水産部長	16
再質疑		16
答弁	農林水産部長	16
再質疑		17
答弁	経済部長	17
再質疑		17
答弁	鈴木裕司総務部長	17
再質疑		18
答弁	経済部長	18
要望		18
○山脇智委員（日本共産党）		19
1	新庁舎の整備について	19
答弁	鈴木裕司総務部長	19
要望・再質疑		20
答弁	増田一経済部長	20
再質疑		21
答弁	総務部長	21
意見・再質疑		21
答弁	総務部長	22
要望・意見・再質疑		22
答弁	総務部長	23
要望・再質疑		23
答弁	総務部長	24
意見・要望		24
○秋村光男委員（市民クラブ）		24
1	アウガへの移転について	24
答弁	鈴木裕司総務部長	25
要望・意見		26
2	青森市民美術展示館のエレベーターについて	26
答弁	横山克広教育委員会事務局理事	26
再質疑		27
答弁	教育委員会事務局理事	27
意見・再質疑		28
答弁	教育委員会事務局理事	28
3	市道大野浜田大通り線の渋滞対策について	28
答弁	八戸認都市整備部理事	29
再質疑		29

答弁 都市整備部理事	29
要望	29
休憩	30
再開	30
○軽米智雅子委員（公明党）	30
1 西部学校給食共同調理場の跡地利用について	30
答弁 石澤幸造教育委員会事務局教育部長	30
要望	30
2 保育所等における業務効率化推進事業について	31
答弁 能代谷潤治健康福祉部長	31
再質疑	31
答弁 健康福祉部長	31
再質疑	32
答弁 健康福祉部長	32
要望	32
○斎藤憲雄委員（社民党）	33
要望	33
1 まちづくりについて	33
答弁 金子牧子都市整備部長	33
〃 増田一経済部長	34
〃 鈴木裕司総務部長	34
再質疑	34
答弁 経済部長	34
再質疑	34
答弁 経済部長	35
再質疑	35
答弁 総務部長	35
再質疑	36
答弁 経済部長	36
再質疑	36
答弁 経済部長	37
再質疑	37
答弁 総務部長	37
意見・再質疑	37
答弁 総務部長	38
要望・再質疑	38
答弁 総務部長	39

要望・再質疑	39
答弁 都市整備部長	40
要望	40
○中田靖人委員（自由民主党）	40
1 アウガについて	40
答弁 鈴木裕司総務部長	41
再質疑	41
答弁 増田一経済部長	41
再質疑	41
答弁 経済部長	42
再質疑	42
答弁 経済部長	42
再質疑	42
答弁 経済部長	43
再質疑	43
答弁 経済部長	43
再質疑	43
答弁 経済部長	44
再質疑	44
答弁 経済部長	44
再質疑	44
答弁 経済部長	44
再質疑	44
答弁 経済部長	44
再質疑	45
答弁 経済部長	45
再質疑	45
答弁 経済部長	45
再質疑	45
答弁 経済部長	46
再質疑	46
答弁 経済部長	46
再質疑	46
答弁 経済部長	46
要望・再質疑	46
答弁 経済部長	47
再質疑	47

答弁 経済部長	47
再質疑	47
答弁 総務部長	48
再質疑	48
委員長の発言	49
答弁 総務部長	49
再質疑	50
答弁 総務部長	50
要望	50
増田一経済部長からの発言の申し出について	51
○橋本尚美委員（無所属）	51
1 中小企業向け融資制度について	51
答弁 増田一経済部長	51
要望・再質疑	52
答弁 経済部長	52
意見	53
2 庁舎について	53
答弁 鈴木裕司総務部長	53
要望	54
3 産学金官について	54
答弁 増田一経済部長	54
○中村美津緒委員（新政無所属の会）	55
1 動物愛護について	55
答弁 木浪龍太健康福祉部理事	55
要望	56
2 アウガについて	56
答弁 増田一経済部長	57
再質疑	57
答弁 経済部長	58
再質疑	58
答弁 経済部長	58
再質疑	58
答弁 経済部長	58
再質疑	58
答弁 経済部長	59
再質疑	59
答弁 経済部長	59

再質疑	59
答弁 経済部長	59
再質疑	59
答弁 経済部長	60
意見・再質疑	60
答弁 経済部長	60
意見・要望	61
休憩	61
再開	61
○村川みどり委員（日本共産党）	61
1 運転免許自主返納者支援事業について	62
答弁 堀内隆博交通部長	62
再質疑	62
答弁 交通部長	62
再質疑	63
答弁 交通部長	63
再質疑	63
答弁 交通部長	63
意見・再質疑	63
答弁 交通部長	64
再質疑	64
答弁 交通部長	64
意見・再質疑	64
答弁 交通部長	65
意見・再質疑	65
答弁 交通部長	65
要望・再質疑	65
答弁 交通部長	66
要望	66
2 弱視児童生徒の特別支援学級について	66
答弁 成田一二三教育長	66
要望	67
3 学校の部活動について	67
答弁 成田一二三教育長	67
再質疑	67
答弁 教育長	67
意見・再質疑	68

答弁 教育長	69
再質疑	69
答弁 教育長	69
再質疑	69
答弁 教育長	69
再質疑	69
答弁 教育長	70
意見・再質疑	70
答弁 教育長	71
意見・要望	71
4 性的マイノリティについて	71
答弁 井上享市民生活部長	71
再質疑	72
答弁 市民生活部長	72
再質疑	72
答弁 市民生活部長	72
再質疑	72
答弁 市民生活部長	72
再質疑	72
答弁 市民生活部長	72
要望・意見	73
○木下靖委員（市民クラブ）	73
1 屋内グラウンド（サンドーム）の修繕について	73
2 元気プラザの施設の修繕について	73
3 中央部学校給食共同調理場跡地利用について	73
答弁 横山克広教育委員会事務局理事	73
〃 木浪龍太健康福祉部理事	75
〃 能代谷潤治健康福祉部長	75
要望・意見	76
散会	77
2日目 平成29年1月10日(火)	
開議	79
○山本武朝委員（公明党）	79
1 道路ストック総点検事業について	79
答弁 八戸認都市整備部理事	79
要望	80
2 市営住宅維持補修事業について	80

答弁 金子牧子都市整備部長	80
要望・再質疑	81
答弁 都市整備部長	81
要望	81
3 八甲田牛子牛生産事業について	82
答弁 金澤保農林水産部長	82
要望	83
4 清掃事業について	83
答弁 木村敏幸環境部長	83
要望・意見・再質疑	84
答弁 環境部長	84
要望	85
5 国民健康保険事業特別会計の収支見通しについて	85
答弁 浦田浩美健康福祉部理事	85
要望	86
6 いじめの認知について	86
答弁 成田一二三教育長	86
要望・再質疑	88
答弁 教育長	88
再質疑	89
答弁 教育長	89
要望・再質疑	89
答弁 教育長	89
要望・意見	90
○藤田誠委員（社民党）	90
要望	91
1 保育所のICT化について	91
答弁 能代谷潤治健康福祉部長	91
再質疑	92
答弁 健康福祉部長	92
要望	92
2 障害者支援施設等防犯対策強化事業について	94
答弁 浦田浩美健康福祉部理事	94
要望	94
○長谷川章悦委員（自由民主党）	94
1 青森空港有料道路の無料化について	95
答弁 八戸認都市整備部理事	95

再質疑	95
答弁 都市整備部理事	96
要望	96
2 オリンピック事前合宿誘致の取組状況について	96
3 合併特例債について	96
4 スポーツ振興について	96
答弁 坪真紀子経済部理事	96
〃 福井正樹市民政策部長	97
〃 横山克広教育委員会事務局理事	97
要望	98
委員長の発言	98
○木戸喜美男委員（自民清風会）	98
1 最終処分場について	98
答弁 木村敏幸環境部長	98
再質疑	99
答弁 環境部長	99
要望	100
2 アフターDCについて	100
答弁 坪真紀子経済部理事	100
要望	101
○舘田瑠美子委員（日本共産党）	101
1 清掃事業について	101
答弁 木村敏幸環境部長	101
再質疑	102
答弁 環境部長	102
要望・再質疑	102
答弁 環境部長	103
再質疑	104
答弁 環境部長	104
再質疑	104
答弁 環境部長	104
再質疑	104
答弁 環境部長	104
意見・要望	105
2 高齢者福祉について	105
答弁 浦田浩美健康福祉部理事	105
再質疑	106

答弁 浦田健康福祉部理事	107
再質疑	107
答弁 浦田健康福祉部理事	107
要望・意見・再質疑	107
答弁 浦田健康福祉部理事	108
意見・再質疑	108
答弁 浦田健康福祉部理事	108
意見・要望・再質疑	109
答弁 能代谷潤治健康福祉部長	109
要望	110
休憩	110
再開	110
○工藤健委員（市民クラブ）	110
1 公共交通体系について	110
答弁 金子牧子都市整備部長	111
意見	111
2 ドライブレコーダーについて	111
答弁 堀内隆博交通部長	111
再質疑	112
答弁 交通部長	112
再質疑	112
答弁 交通部長	112
意見・再質疑	112
答弁 交通部長	113
要望	113
3 IC乗車券について	113
答弁 金子牧子都市整備部長	113
再質疑	114
答弁 都市整備部長	114
意見	115
4 実践型地域雇用創造事業について	115
答弁 増田一経済部長	115
再質疑	116
答弁 経済部長	116
要望	116
○館山善也委員（自民清風会）	117
1 平和行政について	117

答弁 鈴木裕司総務部長	118
要望	119
2 棟方志功について	119
3 青森市民美術展示館について	119
答弁 横山克広教育委員会事務局理事	119
要望・意見	120
○小倉尚裕委員（新政無所属の会）	121
1 りんごについて	121
答弁 金澤保農林水産部長	123
再質疑	123
答弁 農林水産部長	124
意見・要望・再質疑	124
答弁 農林水産部長	125
要望・再質疑	125
答弁 農林水産部長	125
再質疑	126
答弁 農林水産部長	126
再質疑	126
答弁 農林水産部長	127
再質疑	127
答弁 農林水産部長	128
再質疑	128
答弁 坪真紀子経済部理事	129
意見・要望・再質疑	129
答弁 農林水産部長	131
○竹山美虎委員（市民クラブ）	131
要望	131
1 職員の給与について	132
答弁 鈴木裕司総務部長	132
再質疑	132
答弁 総務部長	132
再質疑	133
答弁 総務部長	133
再質疑	133
答弁 総務部長	133
再質疑	133
答弁 総務部長	133

再質疑	133
答弁 総務部長	133
再質疑	134
答弁 総務部長	134
要望・意見・再質疑	134
答弁 総務部長	135
要望	135
休憩	135
再開	135
○里村誠悦委員（自民清風会）	135
1 除排雪について	136
2 スポーツ・レクリエーションについて	136
3 市街化調整区域について	136
答弁 八戸認都市整備部理事	137
〃 横山克広教育委員会事務局理事	137
〃 金子牧子都市整備部長	138
要望・再質疑	138
答弁 都市整備部長	139
要望	139
採決	140
閉会	141

- 1 開催日** 平成 29 年 1 月 6 日（金曜日）
平成 29 年 1 月 10 日（火曜日）

- 2 開催場所** 第 3 ・ 第 4 委員会室

3 審査案件

- | | |
|-----------|--|
| 議案第 165 号 | 平成 28 年度青森市一般会計補正予算（第 6 号） |
| 議案第 166 号 | 平成 28 年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議案第 167 号 | 平成 28 年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 4 号） |
| 議案第 168 号 | 平成 28 年度青森市宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議案第 169 号 | 平成 28 年度青森市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議案第 170 号 | 平成 28 年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議案第 171 号 | 平成 28 年度青森市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 2 号） |
| 議案第 172 号 | 平成 28 年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 議案第 173 号 | 平成 28 年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 2 号） |

○出席委員

委員長 渡部 伸 広
副委員長 奈良岡 隆
委員 山脇 智
委員 竹山 美 虎
委員 橋本 尚 美
委員 軽米 智雅子
委員 舘山 善 也
委員 中村 美津緒
委員 葛西 育 弘
委員 藤田 誠
委員 工藤 健
委員 中田 靖 人
委員 山本 武 朝

委員 木戸 喜美男
委員 里村 誠 悦
委員 舘田 瑠美子
委員 村川 みどり
委員 斎藤 憲 雄
委員 木下 靖
委員 長谷川 章 悦
委員 丸野 達 夫
委員 小倉 尚 裕
委員 秋村 光 男
委員 渋谷 勲 仁
委員 花田 明 仁

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

市長 小野寺 晃 彦
教育長 成田 一二三
企業局長 相馬 政 美
代表監査委員 山形 博
市民政策部長 福井 正 樹
市民政策部理事 相馬 紳一郎
市民政策部理事 舘田 一 弥
総務部長 鈴木 裕 司
総務部理事 加藤 文 男
総務部理事 吉崎 宏 二
財務部長 仁藤 司 史
市民生活部長 井上 享
環境部長 木村 敏 幸
環境部理事 小松 文 雄
健康福祉部長 能代谷 潤 治

健康福祉部理事 木 浪 龍 太
健康福祉部理事 浦 田 浩 美
経済部長 増 田 一
経済部理事 坪 真紀子
農林水産部長 金 澤 保
都市整備部長 金 子 牧 子
都市整備部理事 八 戸 認
浪岡事務所副所長 棟 方 牧 人
市民病院事務局長 安 保 明 彦
会計管理者 小 鹿 継 仁
教育委員会事務局教育部長 石 澤 幸 造
教育委員会事務局理事 横 山 克 広
水道部長 相 馬 政 人
交通部長 堀 内 隆 博

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長 八木澤 透
議事調査課長 齋藤 賢剛
議事調査課副参事 横内 英雄
議事調査課主査 山田 達

議事調査課主査 石澤 貴志
議事調査課主査 加藤 典和
議事調査課主査 山内 克昌
議事調査課主査 柴田 聡

1日目 平成29年1月6日（金曜日）午前10時開会

○渡部伸広委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案第165号「平成28年度青森市一般会計補正予算」から議案第173号「平成28年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算」までの計9件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、お手元に配付いたしております審査順序表のとおり、議案第165号「平成28年度青森市一般会計補正予算」から議案第173号「平成28年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算」までの計9件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆さんに申し上げます。各委員の発言時間は、お手元に配付しております、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、昨年12月27日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は21人と確認されております。

また、委員の皆さんには十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際、議案別冊のページ数及び予算の款項並びに質疑の内容を簡単明瞭に述べていただくとともに、議案に直接関係のある内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

そして、理事者の皆さんには質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆さんの特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第165号「平成28年度青森市一般会計補正予算」から議案第173号「平成28年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算」までの計9件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、渋谷勲委員。

○渋谷勲委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）そして、明けましておめでとうございます。（「おめでとうございます」と呼ぶ者あり）

市長、あなたは本当に運のいい人だね。というのは、先般の新聞報道等によれば、何か庁舎の件も、旧態依然の庁舎は総務省かどこかで2割補助金を出すようなこと

もあったわけです。なおかつこの三が日、雪もないわけでしょう。理事者の方々も、こういう年は余りないですよ。やはり去年の今ごろを思い出せば、1日に二、三百回の電話なり苦情が私には来ているものと。ましてや今回、初登庁以来——あれは去年の暮れですか、ちょっと雪が降ったと。今、中央卸売市場の関係者は県営といった住宅に住んでいる方々もほとんどで、非常に多いんですよ。幸畑だとか戸山だとかあの辺の連中もかなり、市長がかわったらこんなに変わるものかということ私に聞かせてきます。去年までは市長のかわりに私も随分、戸山だとか幸畑団地あたりから電話が殺到して、道路維持課の皆様方には大変御迷惑等をかけたときも多々あったんですよ。ことしは1回も電話が鳴りませんでした。

そういうことで、質疑をさせていただきます。改めて自民清風会の渋谷でございます。

私の1番目の質疑は、人口減少に対するこれからの考えです。全国各地域でもってこの人口減少、今、国を挙げての施策の中でいろいろあるわけですけれども、とにかくにもこの県内においては、特にこの青森市もそういう一途をたどっておるわけでありまして。ただ、これまでの施策の中で言われることは、地域産業の活性化を図りながら、去年でしたか、ビジネス交流拠点を赤坂につくったと。ただ、我々会派としても、若干ながら現在も違和感を持っているのは、成長戦略アドバイザーでありながら、あの拠点にレストラン云々ということです。これに会派ではいかなものかと今でも危惧しております。

ましてやどうなんでしょう、家賃だとかいろいろな面で、現在支払われているのか私はわかりませんよ、まだ行ったことはないし、余り聞いたこともないわけですけれども、いろいろな施策を掲げながら今日に至っていると。話を聞けば、例えば新たに農業に従事しようとする人を対象に、農協などとの連携を私はやっていないと思うんですよ。また、子どもを産み育てる環境向上のための医療費助成、あるいは働き盛りの世代の死亡の減少と健康寿命を延ばすための市民総ぐるみの健康づくり。これはどうなんだ健康福祉部、やっているんですか。私も議員の一人として、あるいは市民の一人として、何だか掲げる項目は確かに市民の関心と呼ぶような項目であっても、これまでの取り組みの中では、我々一般市民には何ら、なかなか見えないということが、現在の多くの市民の方々の言われている、危惧していることではなかろうかと思えます。

ただ、今回市長は、先頭を切ってこの人口減少だとかいろいろな面を述べられた経緯もあるわけでありまして、今後の人口減少に対する市の考え方をまずここで示していただきたいと思えます。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）人口減少対策についての御質疑にお答えいたします。

本市の人口は、平成12年の31万9000人をピークに減少に転じており、国立社

会保障・人口問題研究所の推計によりますと、今後も減少傾向で推移し、平成 52 年には、約 20 万 5000 人まで減少すると見込まれております。このことから、人口減少対策は重要かつ喫緊の課題であると認識しており、これまでの本市の人口減少が自然動態と社会動態のいずれもが減少することにより引き起こされておりますことから、人口減少に歯どめをかけるためには、自然減、社会減の両面での対策が必要であるものと考えております。

このため、市といたしましては、自然減対策としての子育て支援の充実に加えまして、社会減対策としての「しごと創り」が重要であると考えており、とりわけ、このまちに住む市民が新しいことに挑戦する、このまちに根を張っている企業が新たなビジネスに挑戦する、そのような「挑戦を誇れる街」をつくることが、まちに活力を生み、「しごと創り」につながっていき、ひいては若者が残る、企業が残るまちになるものと考えております。

○渡部伸広委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 市民政策部長、そういう答弁しかできないのか。とても残念だよ。ましてや、いろんなことに対する努力は日本全国各地域でやっていますよ。やはりもっと具体的に進めていかなければ。今、青森市とて、市民政策部長が言われましたとおり、平成 52 年には約 20 万 5000 人ですよ。俗に言う県都なんですよ。

市長は常日ごろ、「しごと創り」の観点からいろいろ申し上げているわけでしょう。もうちょっと人口減少に対しての基本的なスタンスを、私はつくるべきだと思いますよ。まだ当選したばかりで、これまでの経緯だとかをことごとく把握はできていないからこのくらいで我慢するけれども、今後については、こういう答弁だったらいかななものかと。私は、これまで以上に追及をさせていただきますよ。もっと真剣にならなければ。助成や医療費無料化など、何かしらのスタンスでこれまでやってきた経緯はありますよ。ただ、それくらいでこの人口減少に本当に歯どめがかかるのか。そういうことは庁内でもっと真剣にと言えればちょっと語弊があるけれども、私はやっていかなければならないものと思います。

後ほどスポーツのまちづくりについても、これを鑑みて質疑をさせていただきますので、この項についてはこれで終わりたいと思います。

次に、市のりんごセンターについて、これまでの過去 3 年間の利用状況、そして今年度行った利用率向上のための取り組みについて、詳しく説明をお願いしたいと思います。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員のりんごセンターについて、過去 3 年間の入庫の状況と、それから入庫率向上に向けた取り組みということの御質疑でした。

過去 3 年間の入庫状況であります。過去 3 年間、今年度もちょっとお話しいたしますけれども、平成 26 年度につきましては、入庫状況としては 11 万 2588 箱で、20

万箱の目標に対して 56%。それから平成 27 年度の実績でいけば 12 万 8393 箱で、入庫率とすれば 64%。今年度の見込みであります、まだ確定はしておりませんが、それでも、現在のところでおよそ 16 万箱で、利用状況とすれば 80%という形になっております。

入庫率向上に向けた取り組みでありますけれども、これまでの取り組みといたしましては、昨年度でありますけれども、指定管理者であります青森農協さんと連携いたしまして、新聞への折り込み広告、それから渋谷委員からも御提案をいただいておりますけれども、市内のリンゴ移出業者への利用の呼びかけを昨年度行っております。今年度につきましては、これらに加えまして、新たに市外のリンゴ移出業者を訪問いたしまして利用の呼びかけを行ったところであります。

これらの取り組みによりまして、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、今年度新規に市外の 2 者の方から合わせて 4 万 5000 箱の利用の申し込みがありまして、全体とすれば 80%の利用状況になっているということでもあります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 これまでもおわかりのとおり何度となく質問をさせていただいて、ようやく担当課に腰を上げていただいて、市外の業者の方々からも今回 4 万箱以上のお願いをした経緯、私は大変意義あるものだと考えております。

ただ、浪岡地区全体のリンゴを 4 万箱入れたならば、市長とともにろ手を挙げて喜びますよ。ただ、農林水産部長はどう思っているかわからないけれども、私から言うまでもなく浪岡地区全体のリンゴ園、大体年に 9 町歩だとか 10 町歩が減っているわけでしょう。ましてや幾度となく質問させていく中で、大体農協は 10 万箱前後なんだよ。最初から 20 万箱というスケールは大きかったんだよ。ましてや、あれは初年度だけです、若干の黒字。あとはずっと全部 1300 万円前後で、大赤字なんだよ。それでも何の取り組みもなかったわけだ。初めてだよ。おそらく今回は黒字の体制になるでしょう。だから私は、市長は運のいい市長だと思っていますよ。やはりこれを契機にある程度農協にもお願いをする、あるいは直接農家にもお願いをしつつやっていたいただければと思います。

ただ、非常に残念なのは、当初 20 万箱の予想を立てて、ある程度 J A 浪岡とはそれなりの取り組みはさせてもらったと思うんですよ。経緯については私も詳しくはわかりませんよ。それを幾らか農協自体でもうちょっと責任のある管理能力を發揮していただくなれば、市外から、あるいは津軽の、板柳町のリンゴ市場だとか。私にも弘果だとかから、どんどん利活用をしたいという話は来ていますよ。そうでしょう。今、20 億円も 30 億円ものガス冷蔵庫を建てて使用すること自体が私は大変だと思いますよ。ましてや農林水産部長もおわかりのとおり、これまで台湾だとか中国では 1 個 3000 円のリンゴだとかは、ここ一、二年は喜んでおったけれども、今聞けば、台湾にはアメリカからかなりリンゴが入ってきているという話ですよ。まし

て現在、商人なんかが買っているリンゴは、日持ちの悪いものだけを今出荷していて、だから市場に入ってくる運送屋の話聞いても、おそらく大変な年になるようなお話も聞いていますよ。

なので、今から危機感を持って何とか管理運営に努めていただきたいし、それで前回も私の質疑の中で大変な語弊があったかもわからないけれども、あのゴボウの貯蔵も副市長、市長から何とかしてくれと私は頼まれたんですよ。だから中央卸売市場のゴボウを入れるというところまで行って、県に聞いたら10年たたないうちにはできないとか。だから、市長として、副市長として、私は非常に残念でしたが、だから出荷するであろう埼玉県業者なんかには私が直接行って頭を下げて陳謝してきた経緯もあるんですよ。これは自費ですよ、本当に。

やはり今後は、こういうことは事前に県に聞いたり、おそらく今後については農林水産部長も感じておるだろうと思うけれども、県とのスクラム、あるいは国の支援などを十分考慮しつつ、施策実現に向けて頑張っていただければと思っております。

この項については以上でございます。ありがとうございます。

次に、八甲田憩いの牧場について。私もたまに年に1度や2度、この牧場に孫を連れて行くんですけども、膨大なこの自然を活用しつつ、もうちょっと観光客を呼び込むというような向上を図っていくべきだと思うがどうなのか、ひとつ答弁をお願いします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 八甲田憩いの牧場について、自然を活用して観光客を呼び込むなど、利用者数の向上を図っていくべきではないかということの御質疑にお答えいたします。

青森市八甲田憩いの牧場につきましては、観光農業の推進を図るとともに、都市生活者等が自然及び農業に親しみ、理解を深めていただく場として平成7年にオープンいたしました。当該牧場には、来場者が自由に遊べる天然芝の平原やあずまや、バーベキューができる炊事場、動物ふれあい施設、フリー休憩施設などがある多目的広場を初め、利用者が収穫した野菜等を食べられる農家レストラン、パターゴルフ場、ラジコンサーキット場なども設置しており、遠足などの学校行事や市内外の家族連れなどの憩いの場として親しまれております。

牧場の管理運営方法につきましては、開設当初は直営で行っていましたが、平成18年度からは、民間のノウハウを活用しての利用者増を図るため指定管理者制度を導入しており、現在は、青森市観光レクリエーション振興財団が管理運営を行っております。

牧場の利用状況であります。平成24年度は3万89人、平成25年度は2万3720人、平成26年度は4万7707人、平成27年度は5万3049人、平成28年度は5万4791人と増加傾向にあります。

利用者増に向けた取り組みといたしましては、これまで多目的広場のフリー休憩施設を屋根つきの雨天ドームに変更し、雨天時でも遠足やレクリエーション、ピクニック等に利用できるようにしたほか、農家レストランでは八甲田牛やカシスなどの青森市特産の農産物を使ったメニューを提供して、青森市の農産品の魅力発信に努めております。

また、牧場を知ってもらう取り組みとして、市ホームページへの掲載や牧場を会場としたイベントなどを開催してまいりました。

今後につきましては、これまで利用していただいた学校などに継続利用を呼びかけるとともに、指定管理者とも相談しながら、市営共同牧野やハーブ農園、乗馬クラブなど近隣にある施設と連携した魅力ある体験メニューづくりを行い、広く県内外の方に利用していただけるよう努めてまいります。

○渡部伸広委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 農林水産部長、私は初めてこの件について質疑をさせていただくけれども、もうちょっと横の連携をとりながら考えていけばどうなのか。青森県内の中でも、高校から中学校から、小学校まで、あるいは保育所。県都なんだよ、まだ一番人口が多いんだよ。そういう気持ちがあったら、もっと早くこの憩いの場を整備しつつ——言ってもいいのか悪いのかわからないけれども、現在、トラクターなんかは全部もう使えないから売却するわけでしょう。管理運営についても違う利点を考えているわけでしょう。あの一带を牛がまだまだ遊べるような、あるいは遠足なんかでもそれらをもっと広く活用しながら——教育委員会、もうちょっとあなた方も、自分の守備範囲だけを守るんじゃなくて、今後については一体となってこういうことを考えなさいよ。ここには人口が30万人いるんだよ——まだ29万人くらいいるでしょう。その中で、努力はわかりますよ。努力はわかっても、何にも実っていないのよ。借りた土地だけでも——よその土地を借りないでも酸ヶ湯まで行けるような、あの膨大な土地でしょう。あれは800坪だったか。何ぼだったっけな。私はどこの県にも、どこの市にも——借りているところを全部入れれば、そういう膨大な土地を、まず教育委員会と連携を組んで、保育所の遠足でもいいんだよ。体験でもいいんだよ。あるいは中学校でも高校でも、そういうことをビッグチャンスとして捉えていただきながら、その方向性を見出すとともに、市長にお願いして、できればやっていただきたい。今が最大のチャンスですよ。

今——八甲田牧場か、あれ何て言うんだ——若干なりとも見直しもかけるわけでしょう。それにちなんで、私はやられたほうがいいと思います。例えばこれをやることによって、市内だけではなくて他でもいろんな話になるわけでしょう。いや、あそこに行ったら子どもたちも面白いとか、何はあるとかかにはあるとか、今、農林水産部長、あなたも言ったような乗馬だとか、そういうのもあるわけでしょう。ましてやあの膨大な土地に、牛なんかでも200頭、300頭、飼育してみなさい。今、これからやろうとする業者の方々でも。それをチャンスとして捉えながら、教育委

員会とタイアップしながらまずはやると。

きのうもあなたにちょっと聞いたと思うんだけど、私が言っている言葉じゃないんですよ。新幹線等についても、札幌が若干なりとも早まる。仙台から見て、札幌から見てここがちょうど中間点だと。市長もいわく、今後については棟方志功記念館も考えなければいけないと、年頭でも言っているわけでしょう。今なんだよ、思い切った施策、スクラム、国からの支援は。農林水産部長、今ここで、県都としての重責を果たしながら、子どもたちのため、未来多い若者のためにこれをひとつやってみなさいよ、真剣に。まずは課内でもって検討会を開くなり何なりしてね。私は重大なことだと思いますよ。この項については終わりたいと思います。

漠然としておりますけれども、スポーツのまち。これは、人口減少にも鑑みて質疑をさせていただきます。この項についても、私は、初めての質疑であります。まずは、スポーツによる地域活性化を図るためにも、指導者の育成・活用について取り組むべきと考えるがどうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○横山克広教育委員会事務局理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員のスポーツの指導者の育成や活用についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、スポーツ・レクリエーション活動及び競技力の向上等に向け、指導者の発掘・育成・確保が重要であると考えております。主な取り組みといたしましては、本市の指導者を対象に、国内トップレベルの指導者を講師としたスポーツ医科学講座の開催や、スポーツ指導員の資格取得にかかる受講料を助成するスポーツ指導者育成支援事業などを実施しているところであります。

今後におきましても、指導者の発掘・育成の取り組みを継続することで、スポーツの普及啓発活動を行う人材を確保し、競技力の向上を図るなど、地域の方々が四季を通じ、さまざまなライフステージに応じて、誰でも、どこでも、いつでも、いつまでもスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりを進め、地域の活性化につなげてまいります。

○渡部伸広委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 よく考えた答弁だね。教育委員会事務局理事、私から言うまでもなく、あなたも私も年は余り離れていないんだよ。あなたは市内に生まれて、私は鶴田町ですよ。

市内に生まれて、このスポーツの面を考えたならば、ほとんどこれまでは県におんぶさだっこでしょう。市長はこういう津軽弁がわかるかどうかわからないけれども。ほとんどそうなんだよ。何ひとつないの。競技場もないし。これから今、体育館が入るけれどもね。

私が言わんとするところは、今、文化もスポーツも公社があるわけでしょう。今、若干あるサンドームでも何でも管理委託しているわけでしょう、その方々に。だよ

ね。「スポーツは違う」と呼ぶ者あり）そういう中で、何かありますか。監督できる、あるいは指導できる、そういう立場の人がいますか。うちの孫を見てもそうだよ。現在、週に2回ぐらいか、冬でも宮田の総合運動公園に行くんだよ。やはりスポーツのまちとして旗を掲げながら、私はこの人口減少についても幾らかでも私は歯どめをかけていただきたいと思います。

例えば板柳町に行っても藤崎町に行っても鶴田町に行っても、やろうとしても人口がないんだから。言葉は悪いけれども。この青森市ではまだ十分できるんだよ。まして卓球の愛ちゃんだとかがいるわけでしょう。それぞれ青森山田高校で育て上げた方々。今、サッカーもすごいでしょう。そういう人材をすぐさま——もちろん彼らは向こうから来ているから、帰るにしても。今、鹿島アントラーズで野辺地町出身の選手がすごいでしょう。優秀な人材は、市でもって幾らかでも報酬をかけながらやろうとすれば、私はまだまだ捨てたもんじゃないと思いますよ。今回これを一番やりたかったの。

現在この管理運営をしている職員が私は悪いとは言いませんよ。でも、一步踏み出して、そういうことをこれから考えなきゃだめなんだよ。生き延びれないんだよ、県都青森。何もないじゃん。それで若者の流出をとめるとか何だかんだと言うけれども、一つ大学を見なさい。年に補助金が7億円か8億円ですよ。そうでしょう。残る人材が何人いるんですか。教育のことだから、こんなことは余り言いたくないけれども、かけたやつが全部行っちゃうでしょう。だからここには満々としているんだって、生き残りをかけてやろうとすれば。

こういうことに、教育委員会はちょっと目を覚ませって。ただ歴史と伝統を重んじている教育委員会でしょうよ。もうちょっと、失敗してもいいから、起爆剤として何かしらかやらなければ。私はそう思いますよ。ただ与えられた仕事を一日中やっているにすぎない。こういうことでいいんですか、教育委員会。さっき私が言ったような、八甲田牧場一つにしてもそうでしょう。子どもたちの夢、未来を考えるならば、もっと八甲田牧場を、憩いの場所を利活用しながらやるとかを考えてくださいよ。

次に、教育委員会で管理している廃校の体育館について、利用状況。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○石澤幸造教育委員会事務局教育部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員お尋ねの、教育委員会で管理している閉校した学校の体育館、いわゆる廃校の体育館の利用状況につきまして、お答えいたします。

教育委員会では、閉校後、普通財産として管理している体育館は、戸門小学校、栄山小学校、久栗坂小学校、浅虫小学校、浅虫中学校の5校の体育館であります。

閉校となった5校の体育館につきましては、全庁的に利活用の方針が決定するまでの間、暫定的に地域住民や各団体が御利用している状況にあります。そのうち、久栗坂小学校及び浅虫小学校につきましては、施設の老朽化が著しく、スポーツ利

用が困難な状況にあり、一部物品の保管に利用されているのみであります。また、浅虫中学校につきましては、給水設備が使用できない状況を了解していただいた上で、地元町会やスポーツ団体等が利用している状況であります。戸門小学校につきましては、地元町会を初めとして地域の方々に活用していただいているところでもあります。栄山小学校については、地元町会が活用しているほか、閉校前に学校開放で利用していた団体を初め複数のスポーツ団体等が利用している状況であります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 教育委員会事務局教育部長。私がなぜ廃校の体育館について聞くのか。市民センターあたりの担当部署はどこなのか。いつ行っても、借りることができないんだよ。たまに借りれるとすれば和室くらい。あの体育館はほとんど借りることができないの。

さっき私が述べたような、例えば監督、指導者。親も連れ添って、うちの子にはテニスをさせたいとか、うちの子にはボクシングをさせたいとか、さまざまあるわけでしょう。そういう子どもたちには、ある程度市民センターを利活用させていただく。8館あるわけだよね、体育館つきの市民センターは。昔これをつくったのは工藤市長時代だったかな。今の利活用している方々、団体というのは、ほとんど車を持っていて、どこにでも行けるわけでしょう。できれば、その団体だとか、スポーツを愛好する方々だとか、この廃校を利用させていただき、これからはえある子どもたちのためには、その地域にある8館の市民センターを利活用しながら、人口減少にも歯どめをかけていただくと。あるいは、青森に行けば相撲は大したものだとか、バスケットボールは大したものだとか、いい監督がいるだとか、こういう利活用を今後考えていただきたいのよ。

これだって、今まで考えたことありますか、ないでしょう。ただ近隣の町会だとかで使いきれものじゃないんだよ。現在あるこういう体育館を、この配管をちょっと直してもいいから、スポーツの愛好者たち、彼らにどんどん、今以上に使っていただきたい。ちょっと道のりは遠くても、彼らはみんな車でしょ。そして、子どもたちのためには、くどいようだけれども市民センターを使っていただく。そこには、文化スポーツ振興公社だとかによりよい指導者、監督、コーチなどを置いていただいて、市民総ぐるみでスポーツのまちあおもりということを掲げながらやっていただけるように、これを強く要望させていただきたいと思います。次回またやりますので。

次。私から言うまでもなく、老朽化している市民体育館の建てかえですよね。現在、どのように考えているのか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○横山克広教育委員会事務局理事 市民体育館の建てかえについての御質疑にお答えいたします。

市民体育館は、昭和 52 年の開館から約 40 年を経過しており老朽化が進んでおりますが、日ごろより点検及び修繕を実施し、利用者に不便が生じないよう管理運営に努めているところです。また、近年は耐震補強や屋根・外壁の補修工事を行い、施設の保全に努めているところです。

市としては、厳しい財政状況の中ではありますが、地域スポーツの促進を図るため、市民体育館を含めた体育施設について、戦略的に改修等を検討してまいりたいと考えております。

○渡部伸広委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 教育委員会事務局理事、耐震補強なんて何をするの。そういう答弁で。やれと言ったからすぐにやれと言っているんじゃないんだよ。例えば、今後について何年計画だとか、そういうようなことは言えないのか。

私は前回も言ったよね。言いたくないけれども、サブコートなんて、堤小学校から切れてしまったカーテンをつけたり、マイクといえど何も聞こえない。これが今の合浦の体育館なんだよ。時代にマッチしないんだよ、もう。アウガとともに、現青森駅とともに、最重要課題なんだ。

そっちでもわかるとおり、あの市民センターの利活用はすごい。我々が市政報告会をやりたいといったって、なかなか借りることができないんだよ。それが今の現況なの。何もマッチしないじゃないか。

たまに県の体育館に行ってみるけれども、今できたばかりで、何年もたっていないから比べることはできないにしても、今後については何年計画だとか、十分頭に入れながら検討させていただくというような答弁ができないのか。いつも同じ答弁をして。もう 1 回。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○横山克広教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えしたいと思いますけれども、まず渋谷委員から以前御指摘のありましたマイクの関係なんですけれども、実は設備に異常があったわけではなくて、ワイヤレスマイクのチャンネルが 1 つしかないものをマイクを 2 つ同時に使うとハウリングを起こしてしまっていて、そういう意味で、それは使う方に手順とか注意をすることで、直っております。

あと、カーテンにつきましてはお話があったように、消防点検で防災カーテンをつけなければいけないという指摘を受けまして、急遽、廃校になった学校から防災カーテンを取りつけたんですけれども、そういう意味では、現在はその後予算をつけて新しいものを買って取りかえております。

〔渋谷勲委員「短くてだめだって、短くて」と呼ぶ〕

○横山克広教育委員会事務局理事 それは、そういう理由でちょっと寸法が合わなかった部分もあって大変申しわけなかったんですが、新しいものを買っています。

それで、今お話のありました計画的にというお話でありますけれども、市長も今期定例会の一般質問で木下議員にお話ししたように、青森にあるラグビーですとか

卓球ですとかサッカーですとか、いろんなそういうスポーツ、地域の宝をどんどん盛り上げていきながら、今しばらくお時間をいただいて、そのための戦略的な改修等を検討してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○渡部伸広委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 今、県でも国体なんてまた誘致するわけでしょう。現在、県のそういう施設を使いながら、何があるの。そればかりじゃないよ、私の言わんとするところは。もう計画の段階に私は入ってもいいと思う。言いたくないけれどももう40年でしょう。50年と言うけれども、40年もたてば、時代にそぐわないんだ。そういう清く正しい子どもたちの育成のためにも、もうちょっとトレーニング室だとか、今さまざまあるでしょう。サンドームだけでは大変なのよ。

そういうことをもっともっと。難題は山積していると思うけれども、身近な問題、これまでできなかった施策を、今後——市長も言っているでしょう、前進と。お金は市長に任せればいいんだよ。あとのことは、おまえたちがしっかりとまず課内でもって相談、意見交換、スクラムを組んでいただいと。県なり国からの支援をいただきながら、そういう施設づくりだって不可能ではないんだよ。強靱化対策の一環としてもさ。私もちょっと詳しくはわからないけれども、もっともっと今の教育委員会ではなくして、今後の夢多き社会、市政万般に渡っての施策を、教育委員会としてつくり上げていただきたい。これを強く要望させていただいて、改めて第1回定例会にまたやらせていただきたいと思ひます。その際は、今度は市長からも十分答弁を求めたいと思ひますので、きょうはこの辺で終わりたいと思ひます。

委員長、ありがとうございます。

○渡部伸広委員長 次に、奈良岡隆委員。

○奈良岡隆委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）そして、改めまして、明けましておめでとうございませう。新政無所属の会の奈良岡隆です。

年をまたいでの定例会となりましたが、小野寺市長におかれましては、昨年の選挙で御当選され新しく青森市長に就任されましたこと、まことにおめでとうございませう。青森市のため、思う存分、力を発揮していただき、青森市を前へ進めていただかせよう、前に進む青森市の施策に大いに期待するものであります。活発な議論の中で、市政発展のためにもともに汗を流していきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、第6款農林水産業費及び第7款商工費に関連して、市長の第一公約である産学金官による「しごと創り」についてお尋ねしたいと思ひます。

市長公約である新ビジネスへの支援に当たっては、地域資源を活用した地元企業、団体を応援していくことが大切だと思ひますが、どのようにお考えでしょうか。お考えをお聞かせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めませう。経済部長。

○増田一経済部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）奈良岡委員の「しごと創り」についてのお尋ねにお答えいたします。

市長公約では、「しごと創り」施策の方向性として、本市で事業を展開している地元の企業や起業意欲を持つ方々に目を向け、新たな分野に挑戦する企業などを応援していく地域ベンチャー支援を掲げております。

地域ベンチャー支援を進めていく上では、新たなビジネスに挑戦する企業を応援する新ビジネス挑戦という考え方が重要でありまして、その際には、陸奥湾のホタテを初めとする水産資源、浪岡のリンゴなど農産資源に代表される本市が有するさまざまな地域資源を活用して新ビジネスに挑戦するということも重要な視点の一つであると考えております。

このことから、今後これらの施策を具現化していく中で、地域資源の活用の視点も踏まえながら、企業が新たなビジネスに挑戦する、そういう意欲のある企業を積極的に応援していく仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○渡部伸広委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ありがとうございます。

平成26年12月に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略の各論に掲げられたその他の国土交通省関連施策を読みますと、今後の施策の方向のトップに、「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」ことが掲げられてあります。その中で、3つあります。1つが、「地域における良質な雇用の創出、職業人材の育成支援」。2つとして、「『地域ブランド』の確立等付加価値向上、地域資源を活用した『ふるさと名物』の開発」。3つ目として、「地域の歴史・町並み・文化・芸術・スポーツ等による地域活性化」が示されています。

地域ブランドの確立、ふるさと名物の開発、まさに全国各地でそれぞれの地域が知恵を絞って取り組んでいることだと思えますけれども、青森市には地域ブランド、ふるさと名物の核となる地域資源——先ほども答弁で、地域資源としてホタテとかが挙げられていましたけれども、先ほどの答弁にあったホタテなどのほかに、どのようなものがあると考えられているのかお聞かせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 先ほどの答弁では、ホタテ、リンゴと申し上げました。それ以外のもので申し上げますと、あおりカシスですとか、あおり魅力野菜——西洋野菜ですけれども、あおり魅力野菜、八甲田牛、ナマコなどが挙げられると考えております。

○渡部伸広委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 地域資源には、もちろん芸術とか文化における地域ブランド、青森の場合だとねぶたとかがあると思えますけれども、今回答弁いただきました食の地域資源、食ブランドの形成についてお聞きしたいと思います。経済部長からホタテ、あおりカシス、あおり魅力野菜とかを答弁いただきましたが、第1次産業

を所管する農林水産部では、青森の地域資源についてどのように捉えられているのかお聞かせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。農林水産部として捉えている、力を入れている地域資源ということでお答えいたしたいと思います。

当部におきましては、まず農産物といたしましては、先ほどリンゴとか八甲田牛の御紹介がありましたけれども、それに加えて、トマトとかバサラコーン、こういうものについて力を入れていきたいと。それから水産物ですけれども、先ほどもホタテ、ナマコの御紹介がありましたが、これに加えて、陸奥湾産のマボヤも、地域資源として力を入れて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ホタテ、リンゴのほか、トマト、バサラコーン、八甲田牛、ナマコ、マボヤ。まあ、青森市の場合、食に関する地域資源というものが非常に大きいと思うんですけれども、平成23年に施行された六次産業化・地産地消法がありますが、正式には、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律というちょっと長い名称です。そこで、6次産業化は、我が国の農林漁業の成長産業化を図るための重要なエンジンとなる取り組みであるとしています。県も、攻めの農林水産業を掲げて、多くの計画を6次産業化事業として認定、支援していますし、小野寺市長も選挙公約に掲げられていたと思いますけれども、青森市として、6次産業化への支援についてどのような考えをお持ちかお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。

青森市——農林水産部として、今、生産者に対する6次産業化の支援ということで取り組んでおりますけれども、生産者の経営の多角化、それから所得の向上を図るために、生産者の6次産業化の初期段階の取り組みを支援する生産者6次産業化支援事業というものを今年度から実施しております。

その中身ですけれども、先ほど奈良岡委員からも御紹介のあったように、県で実施している青森県「地域の6次産業化」スタートアップ支援事業、それから青森県農山漁村女性起業チャレンジ支援事業、こちらの事業採択を受けた者を対象として事業を展開しております。対象としては、地域資源を活用した新商品の開発、例えば試作ですとかパッケージデザイン、成分分析、こういうもの。それから、6次産業化の実践に向けた人材の育成、例えば講習会とか研修会の開催。それから、販路の開拓、PR媒体の作成ですとか商談会の出展。それと、機械設備、施設等の整備。こちらなどの取り組みを行った者に対して、4分の1以内の額、上限としては25万円の補助金を加算——県の事業で認められて、その上に市として4分の1をかさ上

げするという形の事業を考えております。これでいきますと、県の事業と合わせて補助対象事業の4分の3の補助になりますので、生産者が進める6次産業化の取り組みに対しては、かなり推進する効果があるのではないかと私どもでは考えております。今年度の補助対象としては現在3件ありまして、現在鋭意取り組んでいるという状況です。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 この六次産業化・地産地消法ですけれども、この中にありますが、「地域資源を活用した農林漁業者等による」ということで、農林漁業者が主になるんですけれども、確かに、農林漁業者が製造業とか販売とかを手がけるケースも当然あるし、それが主になると思うんですが、農林漁業関係の製造者が逆に6次産業のほうに入るということが十分にあると思うんです。そのところは——多分、それは経済部になるんでしょうか。経済部としての6次産業化に対する支援の考え方を教えていただければと思います。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 多分、事業者から見たときの6次産業化ということだと思います。事業者に対しては、さまざま支援をやっておりますし、当然、融資制度等での支援もやっております。その中で、6次産業化として銘打って——先ほど奈良岡委員もおっしゃいました農業関係の方がどうこうというものがあるかどうかまでは把握しておりませんが、事業者向けの支援として、融資制度等々の支援を行っております。

○渡部伸広委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 わかりました。

1月4日の年頭記者会見で、小野寺市長が組織改革の方針を示されたようですが、その中で、経済部に「(仮)新ビジネス支援課」を、農林水産部に「(仮)あおもり産品支援課」を設けるとの報道がありましたが、それぞれの課はどのような仕事を担うことになるのか教えてください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)来年度の組織機構の発表の中での「(仮)あおもり産品支援課」と「(仮)新ビジネス支援課」についてのお尋ねについては、組織機構を担当する私からお答えいたします。

先日発表しました来年度の組織機構の改編ですけれども、その中の一つとして、農林水産部に「(仮)あおもり産品支援課」を設置することを公表しております。その検討内容としましては、あおもり産品を使って企業が立ち上がることは大切なことでもありますけれども、一方で、必ずしもあおもり産品を使わなくても新しいビジネスを立ち上げることもあるため、あおもり産品を支援することと企業を支援する

ことをきちんと仕分けした組織立てを行うこととしたものです。そこで、新ビジネス支援に力を入れるところで1つの課、それからあおり産品を支援するところで1つの課、そういう形で設置しようとしたものです。

また、本市ではリンゴを初めとする果樹や米、バサラコーンのほか、ホタテ、ナマコなどの海産物もありまして、あおり産品といえば農林水産物が大宗を占めておりますことから、あおり産品の支援をしっかりとてこ入れできる部は農林水産部であるという意図から、「(仮) あおり産品支援課」を農林水産部に設置しようとするものです。それ以外の、ただいま申し上げた部分について——先ほど経済部長がお答えした部分については、経済部に「(仮) 新ビジネス支援課」ということで設置するものです。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 昨年の市長選挙の際に、東奥日報が市内の有権者を対象に行った電話世論調査によりますと、最も力を入れてほしい青森市の政策のトップは経済・雇用対策となっています。若者が地元に残るよう雇用をつくっていくとの小野寺市長への期待が、それだけ大きいと思っています。新ビジネス創出に対する具体的な政策についてのインタビューに対し、市長は「簡単ではない。千葉市や福岡市など先進地に範をとりながら、青森市もできることを具体的に模索していきたい」と答えられております。平成 29 年度予算を審議する第 1 回定例会が来月から始まることとなりますが、具体的にどのような支援策をイメージされているのか。新ビジネス創出に当たっての具体的な予算上でのイメージがありましたら、教えていただければと思います。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。予算上具体的にどのようなものをイメージしているのかというお話でありました。

今後の話になりますが、今の新ビジネスの関係では、産学金官の連携ということも打ち出しております。このたびの、やる気のある各企業を積極的に応援していく仕組みづくりをする段階においては、当然、産学金官の連携ということで、それぞれの意見も踏まえながら制度設計していかなければならないということがあろうかと思っています。したがって、来年度新たに機構改革で「(仮) 新ビジネス支援課」ができるということも踏まえまして、現段階では新たな予算がどうこうということはお話はできませんけれども、具体的には、来年度の機構改革で新たな課ができた段階で、その魂を入れていくということになるかと思っています。

○渡部伸広委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ほかと競合しない地域ブランド——新ビジネスと地域ブランド、あおり産品を使ったビジネスということですが、地域ブランドを興して新ビジネスにつなげていくためには、民間の自助努力ももちろん大事だと思いますけ

れども、強力な支援の仕組みをつくる必要があると考えます。地域ブランドの構築上の課題として、地域性と関連づけたブランド価値の明確化、要するに青森だからこそその地域ブランド、その価値を継続的に保障する仕組みの構築が特に重要であると言われていています。地域性と関連づけた強い地域ブランドを確立し、6次産業化を推進し、さらには地域全体の活性化につながる施策が第1回定例会に提案されてくるものと御期待して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○渡部伸広委員長 次に、山脇智委員。

○山脇智委員 日本共産党の山脇智です。

新庁舎の整備について質疑をしていきたいと思います。

まず、初めに2点質疑させていただきます。今回、新庁舎の整備に関して新たな対応方針が示されましたが、新たな対応方針に基づいて進めた場合、新庁舎では、窓口業務などの市民サービスは一切受けられなくなるという認識でよいのかどうかお示してください。

また、新対応方針では、アウガ及び新庁舎における公用車の配置について、どのように考えているのかお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

まず、新庁舎の整備に関して、新庁舎での市民サービス業務についてのお尋ねにお答えいたします。

先般、アウガ・新市庁舎に係る新たな対応方針を公表しておりますが、これでは、アウガ1階から4階にはワンストップサービスの実現に向けた総合窓口を配置することなど、市民の皆様が訪れる部門を集約配置することとしております。また、このことに伴いまして、新市庁舎の規模を基本設計時点の10階建てから、3階程度までに大幅に圧縮し、企画・防災機能を配置することとしております。

市としては、今後この新たな対応方針に基づき検討を進めていくこととなりますため、現段階におきまして新市庁舎で窓口業務などの市民サービスを行うことは想定しておりません。

2つ目として、公用車の配置であります。先般の対応方針に基づいて、新市庁舎には、企画・防災機能を配置することを予定しております。

このことに伴いまして、現在、柳川庁舎に配置しております管財課公用車運用チーム及び都市整備部につきましても、新市庁舎に配置する予定としておりますことから、管財課や都市整備部が管理する公用車は、新市庁舎への配置としたいと考えております。また、各課が個別に管理している公用車もあります。それにつきましては、それぞれの担当課の配置に合わせた形で、公用車の配置、管理をするものと考えております。

いずれにいたしましても、公用車の配置につきましては、今後の検討の中で、ア

ウガにおける窓口などの市役所庁舎機能や、新市庁舎における防災機能など、それぞれに配置される課、業務内容を見きわめた上でその運用に支障が生じないように検討してまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 山脇委員。

○山脇智委員 1点まず要望を述べたいと思うんですけども、今回の新対応方針では、アウガに窓口機能をワンストップサービスで全て配置するという事なんですけど、やはり今までこの新庁舎の整備基本計画の中でもかなり重要な部分として、現在地で窓口機能ワンストップサービスで受けられるということで、これまでさまざまな市民の意見を伺って、「広報あおもり」でもたびたび庁舎整備は現在地で窓口機能をしっかりと整備されるということが説明されてきたので、これが変更されるというのは、本当に市民にとっては大変重要な部分であります。今後新たな対応方針が示されてもまだ市民の方は、アウガへ窓口を移すということは結構理解している方が多いんですけども、現在地で一切窓口機能が受けられないということは、まだまだ知れ渡っていないとか、まだ具体的な内容が示されていないという部分はあると思います。

ですので、私は一般質問において市民意見の聴取ですとかそういったことを行ってほしいと言ったときに、今後それに関しては行っていくという答弁がありましたので、それに基づいて、現在地では窓口サービスが受けられない、窓口機能が全てアウガに集約されるということに関しては、しっかりと市民の皆さんの意見を聞いた上で考えることをまず強く要望したいと思います。

それで、私の一般質問の延長で今から新たな対応方針について質疑していくんですけど、まだまだ具体的な内容が決まっていないという部分でおそらく答えられないことも多いと思うんですけども、それに関しては今後しっかりと考えて欲しいとか、新たな対応方針が具体的に説明される段階になったときには、私がこれから聞くことに対してもしっかりとした答えを出していただきたいということを前提に、質疑をしていきたいと思います。

まず、アウガの駐車場に関してですけども、ちょっと細かな部分になってくるとは思うんですけど、現在アウガの駐車場、図書館を利用している方も当然使っていますし、それ以外で利用されている方もあるんですけど、アウガの駐車場に関しての駐車料金やその利用目的などをどういうふうに把握していくのか。あと民間の例えば駐車場を使った場合でもいいという話もあったんですけども、そういった場合の駐車料金などについてどういうふうに考えているのか。現段階で考えている内容があればお示しいただきたいと思います。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 現在のアウガの駐車場の状況といたしますか、現状といたしますか、そういうお尋ねでありました。

使用料につきましては、最初の 30 分まで 110 円、30 分を超えるごとに 100 円となっております。収容台数は 618 台で、これは前から答弁しているとおりであります。営業時間でありませけれども、午前 5 時から午後 11 時までの 18 時間営業しております。

少し金額的なお話をさせていただければ、駐車場の収支状況ですけれども、歳出が 1 億 9800 万円、約 2 億円ぐらゐの歳出があります。一方、現金収入等が 8800 万円、約 9000 万円弱ぐらゐですので、差し引きしますと約 1 億 1000 万円ぐらゐの赤字になっているということでもあります。ただ、この赤字につきましては、図書館ですとか公共部分を使った部分については 1 時間料金が無料になっておりますので、それも含めて 1 億 1000 万円の赤字になっているという状況であります。

○渡部伸広委員長 山脇委員。

○山脇智委員 今私が聞いたのはそういうことではなくて、今後、青森駅前再開発ビル株式会社が解散して、新庁舎の窓口がアウガに入ることになると、恐らく駐車場の管理も市が行っていくことになっていくと私は思うんですけれども、その際に駐車場が今、図書館としても使われているし、そういう料金の収納体系にもなっていると。一方で今の駐車場とはまた料金の徴収などの考え方を同じにしていくなのか、例えば 1 時間無料にするとか、要はそういう部分について今、アウガの駐車場をどう運用していこうと考えているのかという質問なので、その部分を答えていただきたいと思います。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

現在、アウガの駐車場の管理につきましては、ただいま経済部長が述べましたとおり、経済部の所管になっております。

今後、市役所機能がアウガの 1 階から 4 階に配置された場合のいわゆる庁舎の管理としては、管財課の担いになる予定でありますけれども、その細目につきましては、関係者等と現在協議中でありませるので、その協議の中で、管理の区分なり主体なりについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 山脇委員。

○山脇智委員 今は恐らくそういう具体的な内容について答弁はないとは思ったんですけれども、少なくとも市役所を入れるということですので、もし仮に入れた場合にその駐車料金がどうなるのかとか、やはりその辺についてはしっかりと示してもらいたいし、民間の駐車場という話も出ているので、仮にそういう所を使った場合でも、市役所で用を足した場合にはお金がかからないようにするとか、そういった対応も必要だということをもまずは述べておきたいと思ひます。

あと、私は周辺の交通環境の整備についても幾つか質問して、これから関係団体や警察と協議をして対応していくということですのでけれども、それについても心配事

が幾つかありまして、例えば今のアウガの立体駐車場の入り口ですが、大変入りづらいうち狭い状況で、なおかつ右折からも入れるし、今は国道なので右折禁止で右折からは入れないですけれども、両車線から車が入っていける状況の中で、やはり市役所を入れて、アウガに対して来庁する方がすごく多くなるという状況を考えれば、今後この辺についても具体的な対応を考えていくことが必要だと思うんですけれども、その点については何か考えなどがあればお示ししたいと思っております。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 アウガ周辺の交通環境の変化への対応についてお答えいたします。

先般の一般質問でもお答えしましたけれども、その周辺の交通環境としては、まずは立体駐車場の618台という数が十分備えられているという前提で、その周辺の交通渋滞の環境の変化というものは当然予想されますけれども、その変化に応じた対策を講じていくために、今後警察署等の関係機関等との協議が必要になると認識しております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 山協委員。

○山協智委員 これについても、今後また具体的に対応方針が示されることを私は強く要望したいと思っておりますけれども、一般質問でも言ったんですが、例えば駅側のT字交差点のほうに渋滞ができた場合に、ここは直進する車だけではなくて、古川側から右折する車もいるでしょうし、そうなった場合にいろんな場所で交通渋滞が発生して、本当に市民の利便性が確保されるのかどうか、やはり庁舎の窓口機能に移す前にはそういった点を含めてしっかりと考慮されなければならない、通行量の調査などもしなければならないと私は思っているもので、そういった面では仮に移すということを今進めているにしても、そういう点に関してはちゃんと検討して、説明をしながら今後進めてもらいたいということをまず要望したいと思います。

あと、これも一般質問で私は質問して、今後の検討事項というか、そのときに考えればよいという答えだったと思っておりますけれども、15年後にまず議会棟の耐用年数が過ぎます。それで、30年後にアウガの耐用年数が過ぎることについてどのように考えるかということで、そのときになって建物の状況なりを調査して考えるとかさまざま言ったんですけれども、いずれにしても、その耐用年数が過ぎた後に移すのか移さないのかといったことも含めて議論しなければならないし、仮に移すとなったときに場所なり建物の整備なりがまた新たに必要となって、今の場所に建てかえるよりも必要経費が増大するのではないかという部分で私は質問したんです。やはりそれについて、全く対応が示されないでそのときに考えるというのでは、私は余りにも無責任な対応なのではないかと思っております。

これから総務部総務課の課内室に「(仮)緊急課題推進室」というのをつくって、今後の庁舎整備の対応について検討していく、まちづくり全体を含めて一体にして

検討していくということだったんですが、その中で 15 年後の議会棟の耐用年数の超過、30 年後のアウガの建物の耐用年数の超過についての対応などについても検討する必要があると思いますけれども、考えをお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

従前の庁舎整備の基本方針、基本計画の中でも、いわゆる議会棟とこの敷地内にある第3庁舎等の今後の建てかえは、耐用年数からすると 15 年後ということ想定しています。15 年後の時点で耐用年数が経過するので、その際に検討するという方針で臨んでおります。その時点で耐用年数が過ぎたのですぐに建てかえという判断ではなくて、当然にして建物の現状として、耐力度調査等を行った上で建てかえするのかどうかという判断をその時点で行いますというのは、従来からの方針、計画のとおりでありまして、それがアウガに窓口集約をしたことによって、15 年後の対応が不明確になったというものではありません。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 山脇委員。

○山脇智委員 ただ、例えば2期工事も含めた考え方でいえば、少なくとも議会棟の耐用年数が過ぎた場合に、現在の市役所庁舎に議会棟が入る余地はある計画だったと思います。あと、アウガの耐用年数の問題でいえば、アウガの耐用年数が過ぎたときにどうするのかという問題は、今回移すことによって新たに出てきた問題であって、現在地に3階で建てかえた場合には、窓口がどこに——30 年後に、そのときに考えると言ったんですけれども、そのときにまたいつまでもずっと耐用年数の過ぎた場所に置いておくわけにもいかないもので、やはりそういう部分では新たな経費が発生するという含めて考えなければならない課題だと私は思います。その部分についても、できれば今後しっかりと検討をしていただきたいと思います。

あと、今回の新庁舎の整備の対応方針の変更についてですけれども、合併特例債についてお聞きしたいと思います。

この新庁舎を整備するという事で市町村建設計画の計画期間の延長がなされて、浪岡自治区地域協議会で説明をされたということなんですが、私もちょっとこの間の協議会の内容、概要を見たところでは、少なくとも現在地で建てかえをすることが前提とはなっていないということは理解するんですけれども、委員の方からは計画を説明された際には、少なくともこの平成 26 年 8 月につくられた青森市役所庁舎整備基本計画で、現在地 10 階建てで整備をするということで、浪岡自治区地域協議会の委員の方には説明がなされたと聞いています。そのことから今、委員の方から約束が違うのではないかという話も出ているんですが、私はやはり、この基本計画に基づいて説明をしたのであれば、今後、浪岡自治区地域協議会においても何らかの説明や、また新たな意見聴取をする場所を設けるべきと思うんですけれども、市の方針についてお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 浪岡自治区地域協議会への説明についてのお尋ねでありました。

先般、新たな対応方針を考慮しておりますけれども、そのことについても浪岡自治区地域協議会への情報提供というものは必要と考えておりますけれども、その都度都度の情報提供ではなくて、節目節目というある程度の情報量、説明の量のたまった段階で説明の場を設けたいと思っております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 山協委員。

○山協智委員 この市町村建設計画の変更による合併特例債の期間延長の際には少なくとも新庁舎の整備に使うということで、場所については議会と市長部局との話し合いになるということで事務局から説明があったんですけども、そのことに関しても、では委員は何も言えないのかといった協議会でのやりとりもあったので、そういった少なくとも対応方針が大幅に変更されることに関しては、新たに浪岡自治区地域協議会での説明、そして意見聴取をしっかりと行う必要があるということ強く述べておきたいと思えます。

今、さまざま新庁舎整備の対応方針の変更点について聞いたんですけども、やはりまだ検討中ということで、なかなか具体的な内容が示されませんでした。やはりこういった内容が示されないと、その点についての議論ですとか対応の検討なども進んでいかないと思えますので、これからまたさらに検討していくとは思うんですけども、早急にその内容についてしっかりと示していただくことを強く要望して、私の質疑は終わります。

○渡部伸広委員長 次に、秋村光男委員。

○秋村光男委員 市民クラブの秋村光男でございます。

最初に、アウガに関して2点質疑いたします。

初めは、アウガの修繕費についてであります。

新庁舎にかかわる新たな市の対応方針ですとか、あるいはこれまでの一般質問の答弁を聞いてみますと、アウガを庁舎として最大限活用するに当たって、基本的にアウガを現状のまま活用して極力修繕費をかけないという市の方針は、私もわかります。私も、修繕費はできるだけかけないようにとは思いますが、もともとアウガは商業施設として建設された建物であります。その建物を公共施設として使うには、それ相当に改修しなければなりません。例えば、エレベーター、エスカレーター、非常用の階段、照明、空調、電気、水道、トイレなどがあります。

私がちょっと気にしているのは——アウガを市役所庁舎として使用を開始した後に、随分使いにくいねと、あるいは使い勝手が悪いねというふうな声が市民から出ないように改修しなければならないのではないかと私は考えております。ですから、極力修繕費はかけない、改修費はかけないようにするものの、不便になった市役

所と市民の皆さんから言われなければならないような改修が必要だと私は思いますけれども、市のお考えをお伺いいたします。

それから、アウガの関係でもう1つお伺いいたします。それは、アウガのにぎわいの創出ということであります。

鹿内市政時においても、新庁舎建設費の圧縮のためアウガに市役所庁舎の一部を導入する計画は一時期ありました。また、議会は、平成28年3月23日、議員提出議案第10号として、青森駅前再開発ビル「アウガ」に市役所庁舎機能を導入することを求める決議を可決しています。私も、この議案には賛成しました。しかし、現在の市の方針である1階から4階まで全フロアに市役所を導入するという考えは、私は持っていませんでした。それはなぜかということ、アウガの果たすべき役割としては、オープン当初から今日までにぎわいの創出、アウガを活用していかにしてにぎわいをつくりだしていくのかということが、アウガに課せられた役割です。1階から4階まで庁舎を導入することにより、大幅な庁舎建設費の圧縮にはなると思います。なるとは思いますが、にぎわいの創出、にぎわいをどうやってつくっていくのかという観点からすると、少し私は疑問が残るところであります。

私は、せめて1階だけでもにぎわいの創出空間として活用すべきだと思いますが、市の考えをお伺いいたします。

まず、アウガに関しては以上です。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 アウガに関する2点のお尋ねです。

最初に、アウガの改修についてのお尋ねです。

アウガの建物につきましては、利用者の皆様が移動するには、既にエスカレーター、エレベーターが設置されまして、出入り口などについても段差の解消はなされております。しかしながら、アウガ1階から4階に総合窓口など市民の皆様が訪れる部門を集約配置するとなれば、これまでの商業施設としての動線とは全く異なってくるものと認識しております。

このことを踏まえますと、極力改修費をかけない方針とはしているものの、市民の皆様の動線を考慮した窓口カウンターを設置や事務機器類の電源確保など、市役所庁舎機能を果たす上で最低限必要な改修費は必要であるものと認識しております。

今般の対応方針に基づいて、この改修費についても検討・精査しているところであります。

2つ目として、アウガのにぎわい創出の場が必要なのではないかという御趣旨のお尋ねです。

先般の新たな対応方針のもと、アウガへは、市民図書館、男女共同参画プラザなどに加えまして、総合窓口など市民の皆様が訪れる部門を集約配置することから、市民の皆様の利便性は向上するものと認識しております。市としては、アウガに市役所庁舎機能を配置することで、アウガ周辺のにぎわいを維持できるよう努めてま

いりたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 修繕費については、今答弁いただきました方向に沿って進めていただきたいと思います。

にぎわいの創出の関係でありますけれども、今、総務部長から、市役所庁舎を持っていくことによってにぎわいの創出をというような答弁をいただきましたけれども、果たしてそうなのかなと私は思うんですよ。1階から4階までを市役所庁舎として使用するとき、職員が何人あそこで仕事をするのかということ、どういう方々が利用するのかということ、それから利用した方々が果たして地域に対してのにぎわいにつながるような動線といいますか、そういう流れをつくりだすことができるのか、その辺に私はちょっと疑問を持っているんですよ。

ですから、先ほど申し上げましたように、やはり人が集まる、人が集うといいですか、人の流れができる、そのことによって金も動く、そのことが地域に非常にいい影響を与える、そのようなことがむしろ考えられると私は思うんです。それは、1階から4階まで庁舎を入れてしまうよりも、むしろそういうにぎわい創出の場をつくることによって——果たしてそこに何を入れるのかということについては、これから検討していけばいいと思う。商業施設でもいいし、レジャー施設でもいいし、100円コーナーでもいいし、コーヒーでもいいし、喫茶店でもいいし、その他もろもろ考えて、市民が一番集まりやすい、集いやすい場を何とか確保できないものかと。1階から4階まで市役所庁舎にするよりは、私はせめて1階だけでも、あるいは1階の半分でも、そういう集いの場の空間といいますか、にぎわいを創出するための空間として利用したほうが地域の活性化のためになる、つながるということを申し上げたいと思います。

次は、青森市民美術展示館のエレベーターについてお伺いしたいと思います。

この記事は、昨年12月20日の地元紙に載った記事でありまして、昨年9月8日に市民美術展示館のエレベーターが停止して、使えるようになるのは恐らくことしの3月末ではないかと言われております。となりますと、エレベーターが7カ月とまってしまうこととなりますね。結論から申し上げますと、余りにも長過ぎないかということなんです。

そこで、昨年9月8日に故障を発見して、これまで教育委員会としてどのような取り組みをされてきたのかということ、できれば時系列的にその取り組みをお示しいただきたいと思います。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○横山克広教育委員会事務局理事 秋村委員の青森市民美術展示館のエレベーター停止に係る市のこれまでの対応についての御質疑にお答えいたします。

青森市民美術展示館のエレベーターにつきましては、昨年9月7日の保守点検に

において、エレベーターがフロアに停止した際に、人が乗り込む箱、いわゆるかごの床面とフロアの床面に最大で7センチメートル程度の段差が生じることが確認されました。保守点検ではこれらの修理ができず、また、このままでは段差がさらに増し、危険性が高まり安全性を確保できない状況となるため、業者からの使用停止の申し入れを受け、担当課において現地を確認した後、翌8日からエレベーターの使用を停止したところであります。

その後、エレベーターの使用再開に向け業者と修繕内容の協議を行いました。協議の過程においては、開館当初からのエレベーターであるため停止の原因となった段差の解消のみならず、耐震対策のほか火災、停電、冠水時の対応機能の導入についても検討を重ねたところです。

9月末には、制御盤や巻き上げ機等の機材交換、耐震対策、管制運転機能付加等による修繕内容が決まり、10月6日から13日まで、本市の入札参加資格を有する業者、いわゆる登録業者に対し、工事への対応の可否を確認する調査を実施した後、10月27日に条件つき一般競争入札公告を行ったところです。

11月18日の入札の結果につきましては、1者から参加申請がありましたが、入札価格が最低制限価格を下回ったため失格となり、不調となったところであり、12月6日に随意契約を締結する運びとなったところでもあります。

○渡部伸広委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 一連の流れの御説明をいただきましたけれども、担当の方ともお話をさせていただいたときにも、私たち職員としても一日でも早くこのエレベーターを利用していただきたい、市民の皆さんの不便を一日でも早く解消したいというお話は聞くんですけども、今、御説明をいただいたその中身を聞いていても、本当に一日でも早くこのエレベーターが動くように担当として努力してきたかというところなんです。要するに、教育委員会という立場からすればこれで精一杯だということもあるかもしれないけれども、やはり本気になって一日でも早くエレベーターを動かすんだと、そのための汗をかきましたかということなんです。これは、民間会社だったら絶対にこんなことをしないとしますよ。7カ月もエレベーターをとめておくなんて、そんなことをしたら大変なことになります。

ですから、私はそういうところを教育委員会に求めたいんですよ。やったけれども結果的にこうなった、これ以上のことはできないというのであれば、それはやむを得ないでしょう。しかしながら、どうもその辺が、私とすればちょっと見えないんですよ。その辺はいかがですか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○横山克広教育委員会事務局理事 今、秋村委員から、使用期間停止の短縮をするための努力をしたかというお話であります。

したか、しないかと言われれば、したと言わせていただきたいと思っておりますけれども、結果として7カ月という形で御迷惑をおかけしました。

先ほども答弁申し上げましたけれども、昭和 54 年当時からいろんな保守点検の段階で部品の交換等をしてまいりましたけれども、正直なところもう限界に達したというような捉え方をしております。それで、残念ながらエレベーターが 1 基しかなくて、搬入用のエレベーターもないものですから、そういう意味では——故障してすぐ大きな予約が入っていましたので、そういう方たちにも説明して、どうしても大きなものを運びたいというときには、業者立ち会いのもとで運んだという経緯もありますけれども、やはり危険を冒してまでずっとやるわけにはいきませんので、そういう意味で、とにかく安全性を確保することが必要でした。

そこで、その際に建築の専門家の担当課にも相談しましたがけれども、今の時代ですと、先ほど言いましたように地震や火災などのときの管制機能というものもつけなければいけないということもありました。あと金額も高額なものですから、入札に当たっても、やはり市の契約のルールに従ってやっていかなければいけないということで、関係する登録業者に問い合わせたところ複数の者ができるということでこのような一般競争入札になり、時間がかかってしまったというのが実情です。

○渡部伸広委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 今、説明を伺っていましたがけれども、私も、実際に屋上に設置されている制御盤を見てきました。そうしたら、中に使われている継電器や接触器、ノーヒューズブレーカーなんかは相当古くなっているんです。ですけれども、きちんとしたボックスに入っているものですから、きれいなものですよ。さび一つないです。ですから、せめて応急処置ができなかったのかなと私は思います。

それで、今後もこういう事態が発生する可能性があります。古い建物はエレベーター、エスカレーターなんかがありますから。もしも万が一、こういう事態が発生した場合の対応方をぜひとも検討する必要があるのではないかと私は思うんですが、いかがですか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○横山克広教育委員会事務局理事 対応方ということですがけれども、正直なところ故障してしまうと、やはり今みたいに部品を全部取りかえるような形になってしまいますので、新規の発注になります。ですから、ある程度の年数がたった段階で、当然予算も伴いますので、関係部局と協議しながら事前の準備ができるのが理想的なものですから、そのようなことができないか今後検討していきたいと思えます。

○渡部伸広委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

最後になりますけれども、渋滞対策についてひとつお伺いいたします。

現在、イトーヨーカ堂の南側に、東西に走っている道路があります。市道大野浜田大通り線という道路なんですけど、ここは非常に渋滞が激しい道路でありまして、何とか対策を立ててくれということをよく言われているわけです。渋滞が発生している市道大野浜田大通り線について、市の対応方を示していただきたいと思えます。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）秋村委員の渋滞対策についての御質疑にお答えいたします。

国道103号、通称観光通りと県道荒川青森停車場線、通称荒川通りを結ぶイトーヨーカ堂前の市道大野浜田大通り線には、大型ショッピングセンター、衣料専門店、レストラン等の商業施設の出店が進み、特に土曜、日曜などの一部の時間帯では混雑している状況となっていたところです。

このことから、平成19年度に県公安委員会におきまして、当該市道と荒川通りとのT字交差点であるカブセンター前の信号機の青表示の時間を長くしたところです。また、同じく当該市道と観光通りとの交差点である青森県信用組合本店前におきまして、当該市道から観光通りに進入し右折するための右折矢印信号を設置したところです。また、歩行者の安全対策やさらなる交通の円滑化を図るため、交通管理者や道路管理者による交通診断等を実施し、大型ショッピングセンター前に歩行者用押しボタン信号機を設置したところです。

現在、平日におきましてはほぼ混雑が見られないものの、土曜、日曜などの一部の時間帯において混雑していることは承知しているところです。今後につきましては、まずは現在の状況を関係機関に伝えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 今、答弁を聞いていまして、何と消極的なのかというように感じました。実際、この質疑を私が予算特別委員会でしますよとなったその後に、現場を確認してきましたか。お伺いします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

私は直接現場を確認しておりませんが、イトーヨーカ堂やドリームタウンALiのほうには、土曜、日曜も含めてたびたび私も行くことがありますので、そういった意味では、現場は把握しているつもりであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 今の答弁にも見られるように、渋滞を解消するという目的を持ってこの道路を通っていないということなんですね。私は4回行ってきましたよ。混んでいるときに4回。そして、なぜ混雑しているのかという原因を突きとめなければならない。そのために、私は現場に4回行ってきました。そうすると、原因が何なのかわかってくるんです。ああ、これなんだなど。じゃあ、これを解消すれば渋滞対策を立てることができるぞということを、私は自分なりに頭に整理してきました。

ですから、今後、警察や公安委員会、それから地元の方、それから役所を含めま

して、ぜひ1回交通診断をしてほしいんですよ。あそこを診断してもらって——何が原因なのか、あそこに行けばわかります。原因ははっきりしていますから。これだなということがわかりますので、ぜひともその交通診断を進めていただきたいということをお願い申し上げまして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○渡部伸広委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後0時55分からといたします。

午前11時52分休憩

午後0時55分再開

○渡部伸広委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、軽米智雅子委員。

○軽米智雅子委員 公明党の軽米智雅子でございます。

私からは2点質疑いたします。

1点目は、第10款教育費の中の旧西部学校給食共同調理場の跡地について質疑いたします。

何人かの議員が質問されていて、答弁の中で西中学校の校地とするとありましたけれども、現在、解体等のスケジュールはどのように進んでいるのか、お知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○石澤幸造教育委員会事務局教育部長 軽米委員の旧西部学校給食共同調理場の解体スケジュールにつきましてお答えいたします。

教育委員会では、旧西部学校給食共同調理場の解体撤去の方針に基づき、これまで具体的な解体作業の検討を重ねており、施設の解体工事の設計業務を昨年11月に発注し、現在設計を進めているところであります。

今後の予定につきましては、解体工事の設計業務は平成28年度内に終える予定であります。また、解体工事につきましては関係部局と協議しながら進めてまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 私も地元なものですから、多くの地元の方からあの跡地は一体どうなるんだ、いつまでも建ったままでどうなんだろうという声を聞いております。できるだけ早く、来年度には解体が進むようによろしく願いいたします。

この項はこれで終わります。

2点目は、第3款民生費第2項児童福祉費の中の、保育所等における業務効率化推進事業の詳しい内容についてお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 軽米委員の保育所等における業務効率化推進事業についての御質疑にお答えいたします。

国の保育所等における業務効率化推進事業につきましては、保育所等における保育士の業務負担軽減を図るため、負担となっております書類作成業務について、ICT化推進のための保育業務支援システムの導入に必要な費用の補助、また、保育所等における事故防止や事故後の検証のためのビデオカメラの設置に必要な費用を補助するものであります。

補助の内容であります。まず、保育業務支援システムの導入につきましては、保育士の業務において負担となっております園児台帳の作成・管理、指導計画の作成、保育日誌の作成などの機能を有したシステムを導入した場合に補助するもので、補助率は国が4分の3、市が4分の1となっており、補助金の額は1施設当たり100万円が限度となっているものであります。

次に、ビデオカメラの設置につきましては、保育所等における事故防止や事故後の検証のためのビデオカメラを設置した場合に補助するもので、補助率は先ほどの保育業務支援システムの導入の場合と同様、国が4分の3、市が4分の1となっておりまして、これについては補助金の額は1施設当たり10万円が限度となっているものであります。

本事業につきましては、国において、平成28年1月の平成27年度補正予算に計上されたものでありまして、平成28年度におきましても、その事業実施に関する交付要綱が発出されたことから、補助対象となります市内の保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所、全89カ所に、事業実施に当たっての希望調査を行ったところでありまして、その結果、保育業務支援システムの導入につきましては52施設が、ビデオカメラの設置につきましては31施設の希望があつて、この希望した全ての保育所等が実施できるよう補正予算案を本定例会に提案し、御審議いただいているところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

この52施設、31施設以外の施設が要望しなかった理由というのは、何かあるのでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 今回のICT化及びビデオカメラ等の設置につきましては、保育事業所によりまして、やはりそれぞれ各保育所の保育方針とか、ある

いは保育理念に基づいてそれぞれ取り組むこととしておりますので、具体的な内容としては、例えばシステムを導入して保育日誌等をつけると、今はプルダウン式でそこから選ぶというものになっているので、画一的になるということで何となく心が通わないものになるなどの理由もありまして、やらないところ等もありました。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 そうすると、まずアンケートをとってやっていく段階で、どういうものであるとか、どういう趣旨でこれが行われるのかとかいう——国も、この書類作成効率化による勤務環境の改善をすることによって、保護者とのコミュニケーションの時間帯をしっかりとつくるとか、また安全な環境を整えていくという部分で業務効率化推進事業を出したかと思うんですけども、そういった詳しい内容はきちんと現場のほうには説明をされているのでしょうか。書類だけを送っているのか、それともきちんとした説明がなされてはいたのでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

今回、希望調査を実施するに当たりましてですが、最初に、保育所がいっぱい加入しております青森市保育連合会の役員会が、月1回開催されております。その役員会の際に、まず事業の内容を説明して、今後、各施設に希望調査をするということをお知らせし、各施設に周知していただくようお願いしました。

またその後、この業務効率化推進事業に係る希望調査ということで各施設に実施要綱ですとか事業概要、それとシステムであればこういうシステムであるという例示があるのでそういうものを添付した上で、またわからないことがあったらいつでも市のほうにお問い合わせくださいということで、御案内した上で調査しております。

○渡部伸広委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 本当に大変素晴らしい事業かと思えます。今、ニュース等でも多くの保育施設等での事故などもある中で、やはりこういうカメラ等の設置等の部分も大変重要な事業だと思えます。

毎日新聞の中で、去年の保育施設事故で399件のうち乳幼児14名の子死亡というのが出ていて、その中でも7人がゼロ歳児ということで非常に安全管理というのが求められていて、さまざまなニュース等でも虐待があったりとか、目を離しているうちに外に出て川で溺れたりとか、そういう事故等もありますので、やはりただこういう事業がありますではなく、今説明があったように丁寧に保育所、保育施設のほうに説明をしていただく。せっかく素晴らしい事業ですので多くの方々に利用していただけるように、ぜひこれからもしっかりと取り組んでいただければと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○渡部伸広委員長 次に、斎藤憲雄委員。

○斎藤憲雄委員 社民党の斎藤です。改めて、あけましておめでとうございます。そしてまた、昨年の選挙において、市長、当選おめでとうございます。

そこで、ちょっと市政運営について、若干意見、要望を述べさせていただきたいと思います。

市長については、今議会が初議会ということもありまして、見ている限りちょっと肩に力が入り過ぎているような、そういったことが感じられます。そういった意味では、先日年末にテレビを拝見させていただいたんですけども、非常によい顔をされておりまして、もうちょっとこう普通にさせていただければ、もっとよいのかなというふうに思っているところであります。

そこで、ちょっと市政運営について意見等を述べさせていただきますけれども、前市政に関しての改革あるいは変革といいますか、これまでの流れを変えたいというその思いもあって、市長のそのフットワークの早さについては評価をいたしますけれども、少なくともこれまでの議会での議論の経過等については十分に配慮していただきたいと思えますし、市長がこれまで自分の考えをそれぞれ発信はされてきたにしても、せめてその考え方について、各派代表者会議等の中で、一定程度の説明等が必要なのではないかと考えています。そういう意味では、やはりプレス発表が先ということであれば、若干問題も起こしますから、ぜひ、そこは議会との連携ということも含めて、今後の運営方法について御検討をお願いしたいということ、まずもって申し上げたいと思います。

それでは、質疑に入らせていただきます。

これまでの経過の部分で、青森駅周辺整備、アウガ、市役所庁舎の建設の3事業に関して、それぞれの施設等について機能をどう持たせるかという議論過程があります。そういった中で、今後アウガの問題も含めて、どういう機能を持たせていくのかという、この基本的なところをお示しいただきたいと思えます。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部部长。

○金子牧子都市整備部部长 斎藤委員の青森駅周辺整備の機能についてのお尋ねにお答えいたします。

青森駅周辺整備につきましては、去る7月1日に青森県、JR東日本と青森駅自由通路整備等に関する基本協定を締結し、現在は基本設計を行っているところであります。

本事業におきましては、自由通路の整備により、東西市街地の分断の現状を解消するとともに、バリアフリー化を図るほか、西口の駅前広場を、自動車やバス等の多様な交通手段に対応するターミナルとして整備することとしております。

一方で、平成24年2月に策定をいたしました青森駅を中心としたまちづくり基本計画におきまして、官民の連携により取り組むこととしている都市機能につきま

しては、基本協定の内容を踏まえるとともに、現駅舎撤去後の工事着手となりますことから、それまでの期間を活用しながら、引き続きJR東日本と協力して協議、検討を進めてまいりたいと考えております。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 斎藤委員のアウガの機能について、私からお答えしたいと思います。

市は、これまでアウガの地階から4階に食のフロア等のにぎわい交流機能を付加することを目指してきました。しかしながら、先般取りまとめた新たな対応方針では、アウガを市役所機能として最大限活用することとし、1階から4階には、ワンストップサービスの実現に向けた総合窓口機能を配置するなど、市民の皆様が訪れる部門を集約配置することとしたところであります。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 斎藤委員お尋ねの新庁舎の機能についてであります。

先般お示しいたしましたアウガ・新市庁舎に係る新たな対応方針では、新庁舎整備に係る事業費を削減することとし、新市庁舎の規模を基本設計時点の10階建てから3階程度までに大幅に圧縮して企画・防災機能を配置することとしております。

一方で、アウガには、総合窓口など市民の皆様が訪れる部門を集約配置することとしております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 それでは、まずアウガに関してから質疑に入らせていただきます。

アウガについては、先日の本会議の中で32のテナントが移転をするという意味を示しているという報告がありました。そういった中で、やはりその前に基本的なところというか、これまで進められてきた清算方法について。今回、市役所庁舎、そして1階から4階までの総合窓口という話が出されておりますけれども、ここに関してこれまで話されてきた特別清算方式でよかったのかどうかの確認をさせていただきます。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 青森駅前再開発ビル株式会社の清算方法というお尋ねでありました。

同社の清算の仕方につきましては、現在まだ関係者と協議中でありまして、その辺については、まだ明言できない状況であります。

○渡部伸広委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 もう1つ確認させていただきたいんですけれども、1階から4階、そしてまた地下については権利を売りたい方については買いますといたしますか、その意思に基づいてということなんです、地下から4階までの部分で恐らくは弁護士さんが入って交渉はしているんでしょうけれども、その交渉経過についてお知

らせいただきたいと思います。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

青森駅前再開発ビル株式会社では、2月末をもってテナントに全て退店いただきまして、3月で清算するという方針で弁護士も当然そのようにして動いております。

先般、市側からも説明いたしましたけれども、昨年12月5日にテナントアシストチームというものを設置しておりまして、それは、いわゆる個々のテナントに寄り添った対応をしていくといった内容のものであります。

そのメンバーは、同社のメンバーと市の職員の合計4名で構成しているものでありますけれども、同社とテナントアシストチームの聞き取りの状況によりますと、1月4日現在で1階から4階に出店しているテナントが36ありますが、そのうち本年2月、来月末までで退店の意向を示しているのが33テナントあります。残り3テナントが現在まだ検討中という状況であります。

あと、地下の市場につきましては、アウガ店舗フロアの共有持ち分を所有しておりますアウガ店舗共有者の意向も踏まえた上で、4月以降の営業を継続していただくということを前提としつつも、中には退店したいという方もいらっしゃいますので、出店者の意向も尊重しながら、現在協議を行っているという状況であります。

○渡部伸広委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 そして、もう1つ総務部長に確認させていただきたいんですけれども、先日、本会議の中で山協議員の質問に対して、こういうふうになっているんです。反訳していただいたんですけれども、アウガの1階から4階という、いわゆる代物弁済ということもございますけれどもという。これは、代物弁済という言葉が適切なのかどうかというのに非常に疑問を持っているんです。というのは、特別清算についてもそれぞれ債権者との協議が必要になってまいりますし、もう1つは、基本的には平等分割の原則というのがあるはずなんです。そして市役所機能、市役所を1階から4階まで入れるという、これをいわゆる代物弁済ということもございますけれどもという、ここの答弁の部分とは、ちょっと矛盾してくるのでは思っているんです。

ですから、先ほどの清算方式がどういうふうな清算方法をとるのか、これによってまた変わってくるのにも関わらず、この代物弁済という話が1階から4階までということであれば、ちょっと話が矛盾してくると思っているので、この辺の答弁についてはいかがなんでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

去年の一般質問での私の答弁の中で、アウガの1階から4階、いわゆる代物弁済ということでお答えいたしました。

この代物弁済という用語を使いましたのは、アウガの1階から4階を公有財産と

して市が取得するという言い回しは正確ではないなど、答弁しながらとっさに思ったものです。つまりは、正確にはアウガの床について、代物弁済によって会社の持ち分を取得するというのが正確な表現だと思っただけの答弁であります。この代物弁済というのは、市が青森駅前再開発ビル株式会社に対して有する債権について、現金による弁済ではなくて、同社が持っている、いわゆる資産について弁済をするという意味での代物弁済ということで、答弁申し上げたものであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 ですから、先ほど聞いたのは、清算方法が一つ基本になってくるはずなんです。その清算方法が、現在、明確になっていない中で1階から4階までのフロアを市役所として使用するというのであれば、基本的には特別清算ということになりますと、少なくとも金融機関等あるいは地権者等の債権、これらを放棄しなければならないという、この前提条件があるはずなんです。そうしたときに、青森駅前再開発ビル株式会社の持ち分としての1階から4階の部分での代物弁済に基づいて、みたいなそういった、何というか強引なというか、そういったことが果たして成り立つのかというのが、非常に疑問を感じてきたわけです。

ですから、先ほど経済部長にその清算方式がどうなっているのかを聞いたんです。だから、それらが基本になっているのにも関わらず、この話が出てきているというのが、ちょっと流れとしてはまずいのではないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 まずもって、青森駅前再開発ビル株式会社の清算方法については、まだ関係者との協議中でありまして、先ほど答弁したとおりであります。

今、特別清算の内容の話がありましたので若干お話しいたしますと、特別清算をする段階によって、当然債権者に対する弁済計画というのをつくらなければなりません。それにおいては、法の中で債権を有する者の半数以上の同意と債権額全体3分の2以上の同意がなければだめだという条件があります。それら等々含めまして、今、さまざま関係者との協議をしているという状況でありますので、今の段階ではまだそこまでしかお話しできないという状況であります。

○渡部伸広委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 余りしつこくはやりませんが、ただ、特別清算については、たしか債権者の一般の利益に反するときには特別清算開始命令は出ないとなっているはずなんです。ですから、債権者協議会なりの中で債務放棄も含めた協議が十分になされていかないと、これはなかなかフロア取得ということにはなり得ないだろうと思うんです。だからそうした中で2月で一応清算していきたいという考え方も、別にそこは否定しないですけども、時間的にそれは可能なかどうか、その予測だけでも、若干教えていただければ。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 先ほども若干申し上げましたとおり、今、青森駅前再開発ビル株式会社では、3月末の清算を目指してさまざま交渉しているところであります。

なぜ3月かといいますと、先般の第3回定例会でしたか、修繕積立金の条例を御議決いただきまして、3月までの運営費については修繕積立金の一部を充当していくということで同社をそこまでもたせるけれども、そこまでの間に、要は3月までの間には同社を清算していきましようということになっておりますので、3月までで今、関係者との協議を進めているという状況であります。そこを目指してやっているという状況であります。

○渡部伸広委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 では、今度は別なところから行きますけれども、先ほど秋村委員から、中心市街地の活性化、にぎわいのあるまちづくりといいますか、にぎわい創出という部分で、その核的施設としてのアウガ、これについて1階から4階まで市役所を入れるという話でありますけれども、総務部長、これは1階から4階まで入れようとする窓口、それぞれの課がありますよね。その職員数が何名なのかお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

アウガ及び新市庁舎に係る新たな対応方針では、アウガには総合窓口など市民の皆様が訪れる部門を配置することとしております。具体的にその配置する部門の中身等についても精査中でありますので、結果として、その総職員数についても現在精査中ということであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 少なくとも、1階から4階までの総合窓口、あるいはバックヤードといいますか、課員も全て入れようとした場合、そういった人の頭数も含めての——キャパシティーは決まっているわけですから、それ以上の人数は入れられない、少なくとも労働安全衛生法上は入れられないといったこともあるじゃないですか。ですから、そういったことも含めて計算した上での1階から4階と、そういった考え方があってしかるべきだと思うんです。

私としては、総合窓口というのは、少なくともバックヤードの部分は最小限にとどめて窓口を一本化して、なるべくフロアを分けないという、そうした中で、あとはラインを結べばいいだけです。だからそういった中では、やはりもっと生産性を持たせたアウガという施設にさせていただきたいということなんです。

要は、例えばこれまで自分として言ってきたのは、例えば4階の部分に保育所なりを置いて、あの周辺で働く人たちの子どもたちを預かってもらう。そして3階部分なら3階部分のあたりにそういったショッピングセンターみたいなのを置い

て、2階部分で大体市役所の総合窓口を置くとか、1階に土産物屋を入れるなどという、そういったことだって考えてもいいのではないかと私は思っているわけでありましてけれども、こういった点については、やはり1階から4階まで市役所を入れるという部分では、やはりコンクリート化していくということなのではないでしょうか。その辺お聞きします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

アウガへのその窓口——1階から4階の窓口がコンクリート化なのかというお尋ねでありました。

先般、お示ししております、新たな対応方針のもとでは、アウガへは市民図書館、男女共同参画プラザなどに加えまして、総合窓口など市民の皆様が訪れる部門を集約配置することとしてお示ししております。

市民の利便性については向上するものと認識しておりますことから、斎藤委員の思いでありますにぎわいという部分については、市役所機能を配置することによって、アウガ周辺のにぎわいについて維持できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 にぎわい創出という部分では、平成26年度のアウガの来館者数が400万6000人。そして、買い物客については、84万4000人で21%、公共フロア使用、74万2000人の18.5%、その他242万人、60.4%となっています。この買い物客の21%をどう見るかということもあるんですけども、このその他の60%の部分を考えれば、本当に市役所だけでいいのかどうかと。それに合わせて、平成24年度の市役所への行政手続に来た累積人数で約100万人と言っています。

そうしたときに、公共フロア部門を使っている平成26年度の部分で年間約74万人。それで、窓口機能をアウガに集約した際に、平成24年度の部分を単純に合わせると約174万人。この人数を考えてみれば、交通の問題もそうですし、非常に無理が出てくるのではないかという気がしてならないんですよ。にぎわいというのであれば、幾らかでもアウガの維持管理の部分を考えていった場合については、やはり買い物客も含めて幾らかでも生産性を持たせるといった機能も持たせる必要があるかと思っています。

ですから、ぜひそこはコンクリート化ということではなく、もう少し御検討をお願いしたいということで要望させていただきたいと思います。

次に、市役所庁舎についてでありますけれども、これまでいろいろ議論がされてまいりまして、市役所にサテライト機能も持たせてはどうかということも議論がなされてまいりました。そして、市民に身近な市役所ということで考えていった場合、やはり市民が集える市役所にしていただきたいと思っています。

対応方針の中で、市役所を3階建てにするという話でありますけれども、先ほどアウガのあり方についてもバックヤード全部を入れるのではなく、最小限にとどめるべきだというふうに考えた場合、3階建てというキャパシティーの部分では、かなり無理が出てくるような気がします。そしてもう1つは、今後ファシリティーマネジメントにも関連するんですけれども、中央市民センターのあの老朽化した部分、ああいう機能も、市役所の中に入れようとするれば、やはり3階建てであれば非常に無理があろうかと思えますけれども、その点についてはどのように考えますか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。例えば新庁舎へ中央市民センターを入れるようなことを考えてはいかがかというお尋ねであります。

新庁舎の整備事業そのものは耐震改修事業でありまして、緊急性を有しておりますことから、市としては、アウガ及び新市庁舎に係る新たな対応方針のもと、これまで目標としていた時期と遜色のない時期までに完成させたいと考えております。

このことから、今後はアウガ及び新市庁舎に係る新たな対応方針に基づきまして、アウガへの市役所庁舎機能の導入や新市庁舎整備について、スピード感を持ちつつ、かつ改修費を極力かけないという方針のもと、着実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 改修費というか、建設費のほうになるべくお金をかけないというその思いもわかりますが、総務省からも出ていますけれども、午前中に渋谷委員が言われたように自治体庁舎建てかえについても地方債を発行できるという国からの補助、そしてまたもう1つは、これは1月4日の新聞報道にあるように、コンパクトシティを後押しということで整備費について国が3割負担などというのが出されています。

こういった国からの交付金等も活用するというふうに考えていけば、やはり市役所を3階建てということではなく、災害対策も含めてもうちょっと幅広く考えていただきたいと思うことがあります。ぜひ、この点についても、3階建てというのをコンクリート化するのではなく、やはり5階、6階であってでも、国からの交付税を利用しつつ、そういった中でもうちょっと検討をしていただきたいということを要望させていただきます。

それでは、次に青森駅周辺整備、自由通路についてでありますけれども、ここについては東西分断の解消ということと、バスターミナルの拠点といいますか、そういったことがなされていますけれども、果たして自由通路をつくる根拠というのがバスターミナルでよいのかどうか、ここが1つ課題になっています。

これから柳川庁舎の部分に、今後、弘前大学のキャンパスができてくるということになった場合、やはり西口方面に対する整備についてもうちょっと考える必要が

あろうかと思うんですが、この点について西口周辺——西口商店街といいますか、そちらのほうとも十分な協議をしつつ整備をするという、呼びかけといいますか、そういう方向、方針といいますか、そういう考え方は持っていないのかどうかお聞きしたいと思います。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○金子牧子都市整備部長 再度のお尋ねにお答えさせていただきます。

青森駅周辺のバリアフリー化に合わせまして、西口駅前広場を自家用車、またバス等の多様な交通手段に対応するターミナルとして一体的に整備することにより公共交通が集約されまして、多くの人が集まるということが想定される場所であり、それに伴いまして、青森駅西口の周辺地区におきましても、今後さまざまな民間開発が進むといったことが期待できると考えております。

○渡部伸広委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 民間活力といいますか、民間の資本を利用したいという気持ちもわからないわけではありませんけれども、一応、市としてはこういう考え方を持っていますということも含めて、やはり地域住民なり、あるいは西口の商店街の人たちとどういうふうにしたいか、双方で協議していく必要があるかと思うんです。100%行政でやれということではないんです。あくまでも地域の人たちをどう協力してどう巻き込んでいくかといった考え方をぜひしていただきたいなと思っています。これは要望です。

そういうことも合わせて、ぜひこの3事業について、いろいろな面で御検討をお願いし、そして最後に要望ですけれども、今後アウガについても、やはりこれから先、市役所の機能を入れるとすれば、来庁者に対しての駐車料金の無料化も含めて御検討していただければと思います。

以上です。

○渡部伸広委員長 次に、中田靖人委員。

○中田靖人委員 自由民主党、中田靖人です。アウガに関連して質疑してまいります。

先般、市長から打ち出されました方針、直面する課題にスクラムを組んで着実に進めていくことができる組織とするために、2課4室を再編・設置するという新たな方針が発表されました。組織・機構の改編であります。

それらの機構改革のうち、アウガ、新市庁舎、青森駅周辺整備を一体検討のための体制整備として総務部内に「(仮)緊急課題推進室」を設置する、それからアウガへの総合窓口設置のための体制整備として市民課に「(仮)総合窓口設置準備室」を設置するということです。これによって、平成29年度中のアウガへの総合窓口開設準備に取り組むということが方針として打ち出されました。この方針に関連して質疑していきたいと思います。

市役所庁舎機能をアウガに移転するという小野寺市長の選挙公約でもあるこの方

針については、さまざま課題が目の前にありますけれども、こちらを一つ一つクリアしていかななくてはなりませんので、そのあたりのところをちょっとあぶり出して確認していきたいと思います。

去る12月28日、青森駅前再開発ビル株式会社の臨時株主総会において、同社社長と専務が解任されました。新たに市の職員3名が取締役に選任されております。今後アウガの経営をめぐる整理をしていく上で、取締役会での議決が必要な場面があると思われまます。アウガ経営の取締役として市役所職員が3名入ることによる、地方公務員法上あるいは制度上の問題はないのかお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 市の職員がいわゆる株式会社の取締役就任ということについて、地方公務員法上制度上の問題はないのかというお尋ねであります。

人事担当として私からお答えさせていただきます。職員が株式会社の取締役に就任する場合にありましては、地方公務員法第38条第1項に規定します、営利企業への従事等の制限を受けますことから、当該職員からの申請に対しまして、具体的には平成28年12月28日付で任命権者である市長によるいわゆる兼業許可を行ったところであります。また、取締役就任後におけます当該職員の職務に専念する義務の特例につきましては、地方公務員法第35条の規定に基づき定めました本市の職務に専念する義務の特例に関する条例の第2条第3号に該当するものとして、職員からの申請に対しまして、勤務時間内に取締役としての業務を行うため、職務に専念する義務の免除を承認することとなるものであります。

以上のことから、法的または制度上の問題はないということと認識しております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 中田委員。

○中田靖人委員 市長からの兼業許可があれば、法律上は問題ないという答弁であったかと思えます。

それでは続いて、取締役就任に当たっては、会社の取締役としての経営判断が市の不利益になる、いわゆる利益相反の問題というのが今後出てくることが想定されると思うんですが、これについてはどのように対処していくのか市の見解をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 利益相反になる場合の対応ということであります。

今後もしそのようなケースが発生した場合ということでお答えいたしますけれども、少なくとも弁護士の意見も伺いながら関係法令に抵触しないように適切に対応していきたいと考えております。

○渡部伸広委員長 中田委員。

○中田靖人委員 取締役会での経営判断の場面については、市の職員が3名入っておりますけれども、その対応については、今後弁護士と相談しながら適正に対応し

ていくということであったかと思えます。

それでは次に、前政権を含めてですけれども、これまでの市側の答弁で、青森駅前再開発ビル株式会社の整理方法は2つしかないということが示されておりました。たしかあれは当時の佐々木副市長だったと思えますけれども、特別清算と破産しかないんだということが、これまでの市の答弁の中で、示されたというふうに記憶しておりますが、現時点でもその2つの選択しか会社の整理方法はないということでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 青森駅前再開発ビル株式会社の整理方法については、これまでも答弁してきておりますとおり、現在同社と連携を図りながら関係者との協議を進めているところでありますので、具体的な整理の手法については、答弁は控えさせていただきますと考えております。

○渡部伸広委員長 中田委員。

○中田靖人委員 先ほど斎藤憲雄委員も質疑していたので、ちょっとかぶってしまいますけれども、関係者との協議中ということで、整理方法は明かすことはできないということでした。

ただ、破産となると、はっきり言うと今の小野寺市長が掲げるアウガへの市役所機能を移行させていくということはかなわなくなると。そうすると、消去法でいくと特別清算しかない。私個人的には、青森駅前再開発ビル株式会社の整理方法というのは特別清算しかないと考えております。これについては、何回聞いても多分協議中ということでの回答しかないの見解は求めませんが、特別清算にせよ破産にせよ、債権放棄というのは避けて通れないということになりますけれども、市の見解をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 債権放棄は避けて通れないのではないかというお話でありました。

まずもって、青森駅前再開発ビル株式会社で債権を——同社から見ると債務をどのようにするのかという考えをまず示さなければならないという必要があるかと思えます。それを踏まえた上で、債権を放棄してくださいという依頼があるのであれば、そのような形での対応が必要かどうかの判断が出てくることになろうかと思えます。

○渡部伸広委員長 中田委員。

○中田靖人委員 その整理方法が確定し次第、債権放棄をするという判断をするときが来るという答弁だったかと思えます。

それでは、仮に協議中ということでありましてけれども、仮に特別清算という整理方法を選択した場合、債権者の合意が必要となりますけれども、その要件をお示しいただけますか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 仮に特別清算する場合の債権者の合意のお話でありました。

弁済計画のお話であろうかと思しますので、かいつまんでお話しいたしますと、弁済計画の協定案を可決する要件は、債権者集会においてですけれども、債権者集会に出席した議決権者の過半数の同意があること、加えて、議決権者の議決権の総額——要は債権額の3分の2以上の議決権を有する者の同意があることの2つが必須条件であります。

○渡部伸広委員長 中田委員。

○中田靖人委員 そのあたりのところが今協議中であるということだと思んですが、先ほど経済部長が、斎藤憲雄委員の質疑に対する答弁でも示しておりましたが、青森駅前再開発ビル株式会社については3月末までの清算を目指すという方針で動いているとなると、今定例会が1月16日で終わって、次の議会が3月となると、結局その間までに整理していかなくてはならないということになると思うんですが、ちょっと教えてください。

同社の整理となったときには、その間に債権放棄のことも議決するという場面が出てくるのが想定されるんですが、そのあたりはどうですか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 仮にのお話でしようけれども、債権放棄の時期のお話かと思えます。

青森駅前再開発ビル株式会社を清算する手続として必要なのは、まず取締役会で臨時株主総会の招集を決定して、臨時株主総会で解散決議することが必須条件であります。その後、債権者への公告等を行って、債権者集会を開いて整理していくということになるかと思えます。

それで、この中において債権放棄の時期なんですが、少なくとも今の段階ではまだ特別清算すると決めているわけでもありませんし、今後具体的に進めていくに当たっては、当然弁護士さんと相談しながら議会にかけていく時期、もしくは同社で清算していくスケジュールと合わせて物事を進めていくことになりかと思えますので、その辺を踏まえての時期の判断になってこようかと思えます。

○渡部伸広委員長 中田委員。

○中田靖人委員 今の話ですと、取締役会から臨時株主総会、それから解散決議、債権者集会という流れになっていくと。それで、今の段階では、その整理方法が明らかにできないので、その債権放棄云々のところは明言できないということであったかと思えます。

それではちょっと角度を変えていきますけれども、今5名で構成されていると思われる取締役会の議決の場面で、今後青森駅前再開発ビル株式会社を整理していくということを決めていくに際して、そのうちの3名が市役所の職員ということになります。この場合、例えば債権放棄云々にしても、まずは取締役会で諮ることに

なると思うんですが、この場合も弁護士に相談するのでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

先ほども弁護士に相談しながら適切に法に合致した形でと答弁申し上げましたとおり、債権放棄のみならずあらゆる場面で何がしかに抵触があるのであれば、その辺は弁護士の意見をいただいた上で進めていくことになるかと思えます。

○渡部伸広委員長 中田委員。

○中田靖人委員 そうすると、青森駅前再開発ビル株式会社の整理という重要な場面においても、市役所職員が場合によっては議決に参加できない、その3名が退席するということもあり得ますか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 あくまで弁護士に相談した上でということでありましてけれども、可能性が全くないわけではないと認識しております。

○渡部伸広委員長 中田委員。

○中田靖人委員 多分、会社法で使う利益相反という言葉のことですけれども、市側の立場、先ほど市長から兼業の許可が出れば大丈夫ということで、人格が別になるということなんでしょうけれども、要は、市側にいる3人が、その経営の判断をする、整理を決断していくという場面で、取締役会5名中3名が退席せざるを得ないということが想定されるということだと思えます。

これは、議決をしていくという場面において、会社法上問題ないのでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

会社法の第369条で取締役会の決議というのがあります。条文を若干読ませていただきますと、「取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う」ということになっております。その2項で、「前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない」となっておりますので、仮にその2項に当たるようなケースがあるのであれば、出席できないことになるかと思えます。

[中田靖人委員「私が聞いたのは、5名中3名がいない、要は過半数がいない状態での議決でも問題はないのか」と呼ぶ]

○増田一経済部長 申しわけございません。

先ほど言いました第369条の1項でもって議決に加わることができる取締役の過半数であればオーケーだとなっておりますので、その場合でも大丈夫だと。

○渡部伸広委員長 中田委員。

○中田靖人委員 また想定の話で申しわけないんですけども、この債権放棄というのは、議会にも諮るのでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

地方自治法の議決要件で債権の放棄というのがありますので、それにぶつかる案件であれば、当然議案として提案し、御審議いただいて、議決をいただかなければならないかと思えます。

○渡部伸広委員長 中田委員。

○中田靖人委員 これは3月までの清算ということになれば、第1回定例会前でないとだめということになるんじゃないでしょうか。そのあたりはどうでしょう。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 その辺については先ほど申し上げましたとおり、青森駅前再開発ビル株式会社のスケジュール及び弁護士からの助言を踏まえた上で、いつの時期が一番適切なのかというのを見ていかなければならないということを考えておりますので、ちょっと何月かというのは現時点ではお答えできない状況であります。

○渡部伸広委員長 中田委員。

○中田靖人委員 協議中なので明かせないというのはわかるんですけども、済みません、会社の清算をするときに、仮にですけれども清算するというのが3月末までというのがもう示されているので、仮に特別清算となったときには、債権放棄のことも議案として第1回定例会に出されてくる可能性があるかどうかだけ教えてください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 仮にのお話ですけれども、債権放棄するためには、債権放棄の額を固めなければならないという作業が出てこようかと思えます。

それに当たりましては、さまざま債権者はいるんでしょうけれども、市として持っている債権が、現在23億8000万円ぐらいありますが、それ自体をどのようにしていくかということを決めていかなければならないという時期が、果たして3月なのかどうかという話になろうかと思えます。

それで、結論から言うと先ほどと同じ答弁になってしまいますけれども、3月の可能性があるのかないのかと言いますと、全く否定はしませんが、どの時期が適切なのかというのを弁護士と相談しながら、なおかつ青森駅前再開発ビル株式会社とのスケジュールを見ながらということになろうかと思えます。

○渡部伸広委員長 中田委員。

○中田靖人委員 先ほどの斎藤委員のものともまたリンクするんですけども、23億8000万円の債権のうち、代物弁済で青森駅前再開発ビル株式会社の持ち分の床を差し押さえると。それがたしか、あの権利は一筆共有という権利状態で、パーセンテージで持っている。それで、同社がたしか48%かな、地権者が52%ぐらいだったと思えます。

となると、その52%の地権者の分も取得しないといけないということになってきて、そのときに一筆共有というこのいびつな権利状態なんですけど、これをクリアし

て、市が取得するためには、地権者全員から判こをもらわないといけないと思うんですが、そのあたりはどうですか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 一筆共有に係る所有の話だと思います。青森駅前再開発ビル株式会社が持っている土地及び床については、市が抵当権を設定しておりますので、それについては市が取得するものとは思っています。

残りの地権者の方々につきましては、今出している方針は、売却を希望する方からは市が買い取りいたしますと。中には売却を希望していない方もいらっしゃると思いますので、その方については、床をお借りしながら——床の借り方は今はまだ協議中でありましてけれども——1階から4階までは市役所の総合窓口機能を入れていくという話で今整理しております。

○渡部伸広委員長 中田委員。

○中田靖人委員 そうですか。どこの床が誰のものかというのは決定していませんよね。だから、要は地下も含めての4階までの部分で、さっきも言いましたけれどもパーセンテージで持っているとなると、どこの床が誰のものかというのをまず確定しないとイケなくなってくるわけですよね。それは違うんですか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 確かに一筆共有なので、割合で全部持っているところでありまして。ですので、取得できるところについては取得して、その持ち分割合で持つんですが、取得できないところについては全てお借りして、市が庁舎機能を入れていくということになるかと思えます。

○渡部伸広委員長 中田委員。

○中田靖人委員 ちょっと済みません、くどくて。私ちょっとイメージがわからないのが、持ち分というかパーセンテージで持っている床で、最初に売ってくれる人のところを手に入れて、そこから段階的に市役所にしていくというふうな——ではない、まず取得できるところを取得していくと。売りたいという人がいるからということですよね。だけれども、それは地権者全体の判こがなくても大丈夫、それで進めていくということですか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

売却していい地権者からは、まず取得します。売却を希望していない地権者について無理やり買うというわけには当然いきませんので、それをお借りした上で、一筆共有を全部市が借りるか所有するかで市の窓口機能を入れていきたいということになります。

○渡部伸広委員長 中田委員。

○中田靖人委員 全部は無理なので、取得できなかったところは借りながらということ、それを進めていくということですね。

私は、速やかに市役所をアウガに移行していくということを進めなくてはならないと考えております。そのときには、先ほど言った債権放棄のところも——今の段階では協議中ということで明言できないいんでしょうけれども、これは1つクリアしなくてはならない課題だと。ただ、これは見方を変えると、市民の財産が毀損するという見方も出てきてしまうので、そのときには、全体的な俯瞰した数字、要は先ほどのファシリティーマネジメントの話もあったけれども、アウガに庁舎を入れることよってのメリットの部分をしっかり示していただきたいと。それがないと、その部分だけクローズアップされてしまって、なかなか前に進まないということになってしまうので、その点は要望しておきたいと思います。

次に、確認だけ。弁護士費用のところ。昨年の9月で修繕積立金の取り崩しをして、1億1920万円だったかが流用されておりますけれども、そのプラス所要額となっております。弁護士費用のところは明確な数字が出ておりません。私の試算では約1200万円ぐらいと思っておりますけれども、その数字で間違いはないですか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

弁護士費用については、弁護士と青森駅前再開発ビル株式会社との何というか個人的な契約内容なので、その金額については手前どもから申し上げるわけにはいきませんが、所要額のところがべらぼうになって、当初予定していた2億円を超えてはいけないのではないかという意図かと思っておりますので、その辺については当然留意してやっていきたいと考えております。

○渡部伸広委員長 中田委員。

○中田靖人委員 弁護士のその契約、多分約1000万円をちょっと超えるぐらいだと思いますが、それは、例えば長くなっても短くなっても、その契約金額というのは変わりませんか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 たしか契約が特別清算が終結するまでだと思いますので、それが4月に入って半年かかるのか1年かかるのかわかりませんが、それは変わらないものと認識しております。

○渡部伸広委員長 中田委員。

○中田靖人委員 であればよかったです。修繕積立金のお金が青森駅前再開発ビル株式会社に入るということで、清算していく間に破産してしまうということは、ある程度回避できたのかなど。それから弁護士費用の担保、それから所要額の中に入っておりますけれども今入っているテナントを退店していただくための経費、こういったものももろもろ入っておりますので、速やかにそれが遂行されていくということになると思います。

追加の修繕積立金の取り崩しというのはないと思っていいですね、はい、ありがとうございます。それでは、次に行きます。

次に、アウガの耐震基準について質疑していきます。今回の一般質問でも数名の議員から庁舎に必要な耐震基準についての話がありました。アウガの建物は国が示す重要度係数が1.0であるということから問題はないという答弁が……（発言する者あり）何かありましたでしょうか。いいですか。補足、それでは、次の答弁のとき答えてもらえれば——それでは、今どうぞ。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。アウガの耐震基準についての重要度係数に係るお尋ねでした。

まず、建物の耐震性能であります。昭和53年に発生しました宮城県沖地震を受けまして、昭和56年6月1日に改正、施行となりました建築基準法、いわゆる新耐震基準を満たすことが必要であります。アウガは、この新耐震基準のもと、平成11年9月に着工し、平成13年1月に完成した建物でありますことから、耐震性能そのものに問題はないところとなっております。

次に、いわゆる重要度係数についてでありますけれども、市では、新市庁舎の整備に当たりまして、国土交通省が示します官庁施設の総合耐震計画基準を参考にしております。この基準によりまして、官庁施設の整備に当たりましては、官庁施設の有する機能、官庁施設が被害を受けた場合の影響等を考慮しまして、施設を種類ごとに分類し、構造体等について、大地震動に対して官庁施設が持つべき耐震安全性の目標を定め、その確保を図ることとされております。

このことから、施設の種類ごとに、Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類の3つに分類しまして、その分類に応じた耐力の割り増しを行うこととされておまして、その割り増しの係数を重要度係数というものであります。具体的には、国の災害応急対策活動に必要な施設で、災害対策の指揮・情報伝達・救護活動等の拠点となる施設をⅠ類に分類しまして、これの重要度係数は1.5、つまり5割増しであります。国の災害応急対策活動に必要な施設で、このⅠ類以外の施設及び避難所として位置づけられた施設などがⅡ類で、これについての重要度係数は1.25、すなわち2割5分増し。Ⅲ類でありますけれども、この今申し上げましたⅠ類、Ⅱ類以外の一般官庁施設をⅢ類と分類しておまして、これの重要度係数は1.0、つまり割り増しはなしということになっております。

アウガ1階から4階に総合窓口など、市民の皆様が訪れる部門を集約配置することについて、仮に、この基準に照らした場合には、一般官庁施設と同等のⅢ類に該当しまして、重要度係数の割り増しがない1.0となりますことから、問題はないと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 中田委員。

○中田靖人委員 今、丁寧にⅠ類、Ⅱ類、Ⅲ類のこと、建築基準法施行令で出てくる重要度係数というところの説明がありました。この重要度係数というのは、今

定例会一般質問でもちょっと出ておりましたけれども、これまでも過去にこの数字が出てきたことがあったなということで、過去の一般質問それから予算特別委員会の議事録をちょっと調べてみました。

そうしたら、今年の第1回定例会の予算特別委員会で小倉委員から、このⅠ類、Ⅱ類、Ⅲ類の話が出ておりました。当時の市長とそれから担当の職員の方々とのやりとりの議事録も改めて読ませていただきました。このときに初めて、このⅠ類、Ⅱ類、Ⅲ類、それから重要度係数 1.5、1.25、1.0 という数字が出てきて、初めてだったので私はちょっとわからなかったんですけども、そのときの話が大変参考になりました。そのときの議事録を抜粋したものがありますので、ちょっと読みます。

災害時の機能用途として、災害応急対策活動に必要な施設でいわゆる防災拠点の重要度係数は 1.5 が必要である。市役所庁舎の建設については、あくまで災害対策の指揮伝達、情報伝達、救護活動の拠点となる施設でなくてはならない。したがって、重要度係数 1.5 の庁舎を建てるのが目的であるはずだと、小倉委員が話されています。それに対して、当時の鹿内市長は次のように答弁しました。合併特例債の活用という観点からだと受けとめた上で、小倉委員のおっしゃるとおり 1.5 の庁舎を建てるのが目的でありますと答弁しております。続いてこう話しております。この場所に当初計画で建設するべきである。それは構造上の問題があるからだ。対策本部は重要度係数 1.5 以上の強度がなければ国の規格を満たしていない。アウガは災害時の対策本部の機能に適していない。したがって分散化するべきではない。庁舎は現在地に規模そのまま建設するべきであるというふうな提言がなされておりました。それに対しての市側の答弁はなかったんですけども、このⅠ類、Ⅱ類、Ⅲ類ということでのケースに沿っていくと、その当時の市側の答弁としては、市役所庁舎をアウガに持っていくのは耐震基準からして適正ではないという判断がそのときはなされていたと思います。

今期定例会ではその見解が変わりました。アウガに市役所機能を移行することに問題ないということです。私も問題はないと考えております。その根拠として、防災拠点を現在地に配置するということであれば、まず耐震基準 1.5 をクリアできるということですよね。防災拠点をこちらのほうに……。

○渡部伸広委員長 中田委員、質疑ですか。

○中田靖人委員 では質疑で、はい。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

防災拠点施設として、新市庁舎を設計いたします。つまり、その設計の際には重要度係数 1.5 を前提として、企画・防災機能を残す新市庁舎については、1.5 で設計しますという意味で問題ありません。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 中田委員。

○中田靖人委員 ありがとうございます。

こちらのほうに建てるので問題ない、防災拠点をごこちらのほうでということであればできると。また、市役所庁舎を新築する場合には最低 1.25 なくてはならないということがあると思うんですけども、そのあたりはどうですか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

まず、基本として 1.5、1.25、1.0 という重要度係数については国の省庁に関する基準ですので、先ほどの御答弁で申し上げましたとおり、市ではその新市庁舎の整備に当たって、まずはこの基準を参考にしているというものであります。その上で、いわゆる一般的に庁舎をつくる場合に 1.25 がなければならないという結論ではなくて、市役所の庁舎の中に防災拠点機能を入れる場合には 1.5 という重要度係数を目指す目標値としてはありますので、それが仮に 1.25 を目指したとしても例えば法的に違反したものというふうになるものではありません。逆に言うと 1.25 のものを建てなければならないというものでもありません。仮に、防災拠点を入れるとすれば、1.5 を目指すということでありまして。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 中田委員。

○中田靖人委員 建築基準法施行令の法令であるという以上は、これは厳しい数値として出てきてしまうのかなとは思いますが。

今、総務部長の答弁で目指すというお話でしたが、国の指針の中で 1 文、実は救われる部分があって、後でちょっと確認してほしいんですが、基本的には 1.25 でなくてはだめだけれども、既存施設の有効活用をするのであれば、1.0 以上あればオーケーだという部分の文章があるはずなんですよ。それに照らすと、アウガが 1.0 以上あるということは、そちらのほうに市役所の一般事務レベルのものを持っていくというのであれば問題ないということでした。これは私、専門家の方からの見解をいただきましたので、懸念されているということで数名の市民の方から私にも問い合わせがあったんですけども、専門家の方に確認をしたらそういうふうなことで大丈夫だというお墨つきをいただきましたので、よかったなと思っておりまして。済みません。

そこのところの確認がとれればよかったと思います。青森市としての方針としては、アウガが 1.0 以上で既存施設の有効活用ということであれば国の指針にも従ってオーケーであるということの確認がとれましたので、その点は、市の見解として今後進めていただきたいと思います。

アウガの経営が厳しくなったことに端を発して小野寺市政が誕生して、多くの市民の賛同を得て、今回アウガに市役所を持っていくということが決定されております。速やかに、いろんなクリアしなくてはならない課題がたくさんありますけれど

も、速やかに進めていただきたい。

ただ、これを進めていく上で1つ懸念があるのが、これもまた市民の人からちょっと問い合わせがあったんですけれども、青森駅前再開発ビル株式会社の中での各テナントとの契約の守秘義務、契約条項が外部に漏れていると。それが一部の議会関係者の人たちにも流れていっているから、それはちょっと気をつけてほしいというふうな指摘が私のほうに届いておりました。今後、場合によっては大変な——小さい問題とかでもめたくないの、そういうところにも十分気をつけていただいて、これから大きな仕事を小野寺市長にはやっていただきたいということを要望しまして終わります。

○渡部伸広委員長 ただいま、先ほどの中田委員への答弁について、経済部長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。経済部長。

○増田一経済部長 申しわけございません、発言の訂正を1点だけさせていただきますと思います。

再質疑の中で、弁護士費用について、私、特別清算終了までと申し上げましたが、正しくは清算終了までですので、謹んでおわびし訂正させていただきます。

○渡部伸広委員長 次に、橋本尚美委員。

○橋本尚美委員 無所属、橋本尚美です。2つの質疑をさせていただきます。よろしく願いいたします。

款項目、款は商工費、項は商工費、目は商工業振興費です。中小企業向け融資制度について質疑します。

私の手元にこの「平成28年度青森市中小企業融資のご案内」というチラシがあります。市独自の融資制度が4種類、県と市の連携の融資制度が3つ、そしてまた最後、市の経営改善を図ろうとする小規模事業者の方向けの支援制度が1つの全部で8つの融資制度が御案内されております。

内容を申しますと、利子補給や信用保証料の補給等を行って、限度額も利率もそれぞれありまして、申請者の選択肢としては手厚くなってきたかと感じております。

そこでまた、一方で平成28年11月末のこれまでの実績の数字も出していただいております。平成22年度から始まった市単独の制度、そしてまた、平成25年度以降県と市の連携での制度、全部で6種類数字を出していただきました。

実績数としましては、平成25年度以降の県と市のこの制度が随分使われておりまして、一方で従前からあります市の単独の制度のほうは、平成22年度M. I. A. フロンティア資金というのが5件、それをピークにその資金に関してはゼロに至っているという右肩下がりの利用状況です。

そこで、質疑させていただきます。中小企業者の資金調達を支援する取り組みである本市の融資制度について、金融機関とはどのような連携のもと周知を行っているのかお示しくください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 中小企業向け融資制度の周知についてお答えいたします。

本市の融資制度につきましては、市ホームページや「広報あおもり」において広く市民に周知しているほか、県が毎年4月に実施しております中小企業融資制度等説明会において、市から制度内容についての説明を行っているところであります。

また、金融機関との連携による取り組みといたしましては、市融資制度を取り扱う8金融機関の市内に所在する本・支店72カ所に、融資制度の概要や利用手続の流れ等をまとめたチラシを送付しておりまして、各金融機関に対しましては、窓口等における中小企業者への周知について協力を依頼しているところであります。

今後、地域ベンチャーを支援していくに当たりまして、金融機関は融資制度を運用する観点からも欠くことのできないパートナーであり、また、事業者にとっても資金を調達する際の直接的な窓口機能を果たしていることから、今後とも金融機関とはしっかりスクラムを組んで、本市融資制度の周知徹底を図るほか、地元中小企業者や起業・創業しようとする方を応援していく仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○渡部伸広委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 周知のほうはしっかりとということで、よろしく願い申し上げます。

続きまして、M. I. A. フロンティア資金に特化して聞かせていただきます。

M. I. A. ——メード・イン・青森というその頭文字です。ネーミングからしましても青森ブランドというものを創出するというか、応援するという制度になってます。

これは大学教授の方々も含む審査会で審査するという、ちょっと厳しい制度ではありますが、小野寺市長がよくおっしゃっております、産官学金、まさしくこの連携の融資制度ということかと思えます。

その実績が、残念なことに3年連続全くない、ゼロということで、もともと利用促進してほしいと個人的にも考えるのですが、内容を一部変更、使いやすい制度に変えて利用促進を図るという市のお考えがあるのかどうか質疑いたします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 M. I. A. フロンティア資金が、平成26年度から実績がないということで、見直し等をしないのかということでありました。

まずもって、本市の事業者全てが、市もしくは県の融資制度を利用していることではないと認識しております。日本政策金融公庫や民間金融機関の融資制度なども見た上で、その事業者が一番有利な、自分にとって一番いいという融資制度を活用していると考えております。

このM. I. A. フロンティア資金についても、実績は近年上がっておりませんが、実際に相談は来ている状態にあります。その際において、先ほども申し上げました審査会等もありますので、その審査会等も踏まえた上で、若干利用しづら

いものがあるのであれば、その辺については——ただ手前どもといたしましても融資制度でありますので、厳格さは保たなければならないという反面もありますけれども、その厳格さを保った上で使いやすい制度にしていくべきと考えております。

○渡部伸広委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 私も同じ考えです。公金を使つての企業への支援ですから、当然その厳しい審査というものは避けられない、当然のことと思っておりますが、実際に相談に来られる者があるということを考えますと、何が断念する要因になっているのかということも踏まえながら歩み寄る形で、事業者のフロンティア精神ですか、そこをしっかりとバックアップできるような制度であればより好ましいと思つて質疑させていただきました。この件については以上です。ありがとうございました。

続きまして、2つ目の質疑です。これまでにない新規の取り組みですので、総括表に関連して質疑させていただきます。

これまで庁舎や総合窓口に関する質問は、多くの議員の方々がハード面で質問しておられますが、私はソフトの面で聞かせていただきます。1つ申し上げておきますが、総合窓口におきましては、私は今もって現在地にとつていう考えでありますので、その点におきましては、棚に上げて言わせていただきます。

二、三年前に弘前市庁舎へ行くことがありまして、庁舎に足を踏み入れたその瞬間に「いらっしゃいませ。きょうはどんな御用事ですか。どちらへ行かれますか。」というお声がけをしてくれました、コンシェルジュさんがおられました。大変衝撃でした。そのときから、本市でもぜひこんな御案内をしてくださるコンシェルジュさんを配置してもらえないかと願つておりました。本市でも、これまで「フロアマネージャー」という名称では出てきていましたけれども、その担当課に配属の専属の「フロアマネージャー」とはちょっと異質なものと捉えています。

質疑ですが、総合窓口の設置を契機に弘前市のような来庁者を御案内するコンシェルジュを配置することで、来庁者に安心感を与えられると考えますが、市の考えをお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 新しい庁舎へのコンシェルジュの配置についてのお尋ねにお答えいたします。

青森市役所庁舎整備基本計画では、総合窓口の設置とともに、総合窓口での申請等の手続につきまして、専門的に来庁者への御案内、御説明を行うスタッフとして「フロアマネージャー」を配置し、来庁者のサポートを積極的に行うこととしております。

今後は、新たな対応方針に基づきまして、アウガに総合窓口を設置することとしておりますが、その設置に当たりましては、関係各課が連携を図りながら、橋本委員御提案のコンシェルジュの配置などソフトの面も含めまして、アウガでどのように総合窓口を実現できるのか、他自治体の事例も参考に検討を進めてまいりたいと

考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 ありがとうございます。

アウガに総合窓口が設置されたイメージを想像しますと、出入り口が3つありますよね。さきの弘前市の事例のように、どこから入ってきてもまず真っ先に、「きょうはどのような御用事ですか、どちらへ」という声がけをしてもらうことで、多分市民の方は、市役所が変わったと、イメージがアップするかと思うんです。何よりもその安心感、安心して庁舎を訪ねることができるかと思います。

そのようなソフトの面でのきめ細やかな対応ということが、より多くの市民の方が求めているところかと思しますので、ぜひとも前向きな御検討をして、実施に向けて取り組んでいただきたいと要望します。

コンシェルジュの言葉で、私も以前から横文字を比較的使わず、平易な言葉でと心がけているのですが、なかなか適した日本語が見当たらず、調べてもやはりサポーターですとか、自分なりに案内、誘導という言葉に近いのかと感じております。

今回の、さきの質疑にしましても、このコンシェルジュのことにしましても、組織機構の改編で新設される課や室内で煮詰められていく事案かと思えます。取り組みのほうをよろしくお願い申し上げます。

また、1点要望ですが、これまでも何度か庁舎建設に向けての障害者団体からの要請・要望が多数あったかと思しますので、しっかりと当事者の声を受けた実施というふうに事を運んでいただければと要望いたします。

ちょっと早口で行きましたので、持ち時間が少ないながらも時間を余してしまいました。済みません、さっきの質疑に戻ることはできないんでしょうか。よろしいんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）ということで、1つ私が疑問に感じていたことを聞かせていただきます。

私は産官学金という順番で4つの文字を覚えておりましたが、今定例会、何度も違う順番で出てきていたかと思うんです。私は産官学金なんですけれども、産学金官でしたか。そのこだわりといいますか、わけがあるのであれば教えていただければと思います。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 産学金官、言葉の順番のお話であります。

これまで産学、金を抜かして産学官という話は多分聞いたことがあるかと思えます。それは大学等が入って企業を交えて、さまざまな事業をやってきたという実績はあるんですが、それが実際にうまくその事業として展開していくかどうかとなりますと、なかなかうまくいっていないという事実がありました。それを裏返しますと、実際に金融、要は資金を調達するところの目から見て、この事業がうまくいくのかどうかという判断を、何というか客観的にするというところがなかなか

かったのが、まずもって原因なのかというふうに考えております。

それを踏まえまして、今回金というものをいれて産学金官ということで、今、整理しているというか、そういう言葉を使っているという状況であります。

○渡部伸広委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 ちょっと半分ぐらいしか理解できませんでしたが、とりたてて間違いとか正しいとかという問題ではないということがわかりましたので、ありがとうございました。

以上で終わらせていただきます。

○渡部伸広委員長 次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 新政無所属の会、中村美津緒でございます。

一般質問を行わなかったものですから、新市政になり、初めての質問となりますのでよろしくお願いいたします。

いつの時代もどんなときも、市民の判断はいつも正しいものがありました。市民のこれまでの判断に敬意を表しますとともに、小野寺新市長におかれましては、心から御当選の祝意を申し上げます。おめでとうございます。新市長が掲げました青森市が正しくその力を発揮するならば、この道はおのずと前に進んでいく、過去のいずれの市政にも戻るのではないとおっしゃいました。正しくその力を発揮する、そしていずれの市政に戻るのではない、この言葉に私はまさにそのとおりだと思い、そのためには過去の失敗を二度と繰り返さないためにも、過去の検証はしなければいけないと考えておりますので、そのために私からの質疑はアウガに関して、そして動物愛護に関して質疑をさせていただきます。

初めに、動物愛護に関して質疑いたします。

本市のこれまでの犬・猫——ペットと申しますと犬・猫だけではありませんが、犬・猫の殺処分削減に向けて、これまで取り組んできた活動内容をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。木浪健康福祉部理事。

○木浪龍太健康福祉部理事 動物愛護についての御質疑にお答えいたします。

本市の動物愛護に関する取り組みにつきましては、1つに、ペットの飼い主に対し、飼い始めたら最後まで適切に面倒を見るという終生飼養や犬・猫の健康管理についての啓発。2つに、迷い犬の捕獲及び飼い主からの引き取りまたは飼い主不明の犬・猫の引き取りや負傷動物の収容、また引き取りを求める飼い主に対して、終生飼養の観点から最後まで面倒を見るよう必要な指導、啓発。3つに、捕獲した犬の飼い主への返還。4つに、やむなく引き取らざるを得なかった犬・猫の管理及び譲渡。5つに、市ホームページを活用した、犬や猫を譲りたい飼い主と新たな飼い主となりたい希望者とのマッチングを支援するワンちゃん里親探しポスト。6つに、市民から寄せられる犬の鳴き声や猫への無責任な餌やり行為によるふん尿被害等に対する指導を行っております。

猫の殺処分数につきましては、大多数を占めているのが子猫であり、これはいわゆる野良猫が市民の庭先等に産みつけた子猫を保健所に引き取りを求められるものであります。

猫の殺処分削減に向けましては、野良猫をふやさないようにすることが重要でありますことから、その取り組みとして、市民相談により判明する無責任な餌やり行為をやめ適正に飼うこと、飼い猫を不用意に外に放すことで野良猫との生殖による子猫が生まれないう、室内飼いや不妊・去勢手術を行うよう指導、啓発に努めているところであります。また、飼育環境の変化や繁殖等によりやむを得ず飼えなくなった猫の新たな飼い主探しを支援するため、市ホームページを活用し譲渡紹介を行い、引き取りの減少にも努めているところであります。これまでの取り組みにより、平成 23 年度と平成 27 年度の猫の殺処分数を比較すると、猫については 459 匹から 181 匹へと減少している状況でございます。

今後におきましても、引き続き動物愛護に関する取り組みの周知を行うとともに、関係機関や民間ボランティア等との連携を図りながら、犬・猫の殺処分削減に向け取り組んでまいります。

○渡部伸広委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 御答弁ありがとうございました。

ほぼ言いたいことを言われてしまったので、平成 23 年度 459 匹とあったのが平成 27 年度では 181 匹に殺処分が減ったということではありますが、これを青森市といたしまして猫の殺処分ゼロ、この 181 匹からゼロに向けて取り組んでいただきたいと要望させていただきたいと思っております。これは、すぐできるようなことではないと思っておりますが、青森市は、犬はほぼゼロになったということは聞いておりますので、時間をかけてでも猫の殺処分ゼロに向けて、本市でも本気で取り組んでいただきたいと思っております。

先ほども猫に対して餌をやる市民の方が多くいらっしゃるという話を聞きました。それは、ある一般市民の団体が子猫を引き取り、自分たちでミルクを与え、そして里親を探して殺処分しないように取り組んでいる市民団体がありますが、その市民団体ではもう気持ち的にもいっぱいいっぱい、限界であると聞いておりますので、ぜひ本市も、餌を与えること、責任のない生き物への愛情、これらは残酷でしかないと思っておりますので、餌を与えることが野良猫がふえる原因であり、また殺処分がふえる原因でもあると思っておりますので、この餌やりに向けても無駄な餌をやることはなくそうということを、市も徹底して周知していただきたいと要望させていただきたい

と思います。ありがとうございました。

続きまして、アウガについて質疑させていただきます。

先ほども申し上げました過去の失敗は二度と繰り返さないためにも、過去の検証を私はすべきだと思っております。今日までアウガを運営管理する青森駅前再開発ビル株式会社——以下ビル会社と呼びます——ビル会社が清算し、アウガという館を市民の皆様が訪れる部門を集約配置し、ワンストップサービスの実現に向けて前向きな将来、夢のある対話をしていかなければいけません。しかしその中で、ビル会社について少し疑問点がありました。その整合性をとるためにも質疑をさせていただきます。

平成24年、第21期にビル会社で大きな事業がありました。そして翌年第22期、決算書によりますと、このとき平成25年度であります。単年度におきまして、現預金がない会社にもかかわらず、現預金が1億数千万円の支出がされておりました。余りにもこの大きな現金の支出が私は不自然であると思っております。

そこで、大きな動きがありました第21期、第22期のまず第21期に注目いたしまして、平成24年度、あおもり「食」街道めぐり事業の戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金について、本市が交付していますことからお聞きいたします。

この事業は、国の補助金が1200万円、市の補助金が500万円、ビル会社の自己資金900万円、合計約2600万円と比較的大きな事業でありました。

改めてお聞きいたします。市の「食」街道めぐり事業補助金を活用していますが、この補助金の趣旨をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。「食」街道めぐり事業補助金の目的をお示してくださいということでありました。

青森市「食」街道めぐり事業補助金につきましては、第2期青森市中心市街地活性化基本計画に基づきまして、中心市街地における回遊性の向上のため、中心市街地、商業者または地権者等の幅広い関係者と連携を図りながら、食をテーマとした商業施設の整備事業やその他商業の活性化に寄与する事業を実施する民間事業者に対して補助金を交付することにより、商店街及び中心市街地の活性化を図ることを目的としたものであります。

なお、青森駅前再開発ビル株式会社から申請がありました、あおもり「食」街道めぐり事業につきましては、アウガ地階のあおもり食街道と1階のご当地スイーツコーナーの整備が計画されたものであります。

○渡部伸広委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

先ほど御説明いただきました、この「食」街道めぐり、そして1階のスイーツコーナーを設置することによりまして、このアウガという館から中心市街地活性化に寄与するという目的だったと思います。設備を設置するための目的ではなかったはず

であります、そのうち約 92%の 2400 万円に相当する施設整備事業が大半を占めておりました。

本工事の施工業者に関しましてであります。本市も補助金を交付しておりますが、その施工業者を決める際に、市にはどのような報告があったものでしょうか。あったのか、なかったのか、あったのであればどのような報告があったのかお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 施工業者が決まる際に、市にどのような報告があったのかということでありました。

実績報告書が上がっておりまして、それにおきましては、施工業者の選定方法については3者から見積もりを提出してもらいまして、その中から1番低い価格、要は最低価格を提示した業者と契約したと伺っております。

○渡部伸広委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

3者の見積もり合わせということでありました。見積もり合わせということありますから、これはビル会社側からその3者の工事会社へ見積もり。もちろんビル会社が注文するわけですからビル会社側からの見積もり合わせとなると思うんですが、ビル会社側からの見積もり依頼があったということではよろしかったでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 そのように伺っております。

○渡部伸広委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ビル会社側からその3者へ見積もり依頼があったということ、今御答弁で確認をとりました。続きまして、情報公開請求を行い事業補助金申請書をいただき、拝見することができました。そこからちょっと疑問になったことをお聞きいたします。

施工期間が平成24年7月25日から平成25年1月10日までとなっておりますが、その前に地下の食街道におきましては、平成25年1月11日オープンということと伺っております。書類でも確認いたしました。

しかし、残念ながら同年8月末日をもちまして事業存続が困難ということで、地下1階の御当地料理ゾーン、あおもり「食」街道めぐり、これは継続を断念したと伺っております。これは佐々木元経済部長からの答弁でも確認をとれました。

先ほど経済部長からもお話しいただきましたが、もう1つのアウガの1階の一角に設置いたしました事業、ご当地スイーツコーナーと全国的に地名度の高いジュースサーバーの店舗についてお聞きいたします。これも、情報公開請求した資料に記載されていたのですが、このご当地スイーツコーナー、ジュースサーバー、これはお客様に提供する質が異なる店舗と私は認識しています。このご当地スイーツコーナーとジュースサーバーなんですが、これも同じ1つの補助金事業として1階のご当地ス

スイーツコーナーと同じ事業として考えてよろしいのでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、食街道めぐりの補助金を使って、同じく食街道と1階のご当地スイーツコーナーをやっておりますので、目的は一緒であります。

○渡部伸広委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 それでは確認です。ご当地スイーツコーナーとジュースサーバー、それぞれ異なる店舗のオープン日を教えてください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

ご当地スイーツコーナーが平成24年7月28日、ジュースサーバーが同じく平成24年9月8日にオープンしているとのことであります。

○渡部伸広委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

ご当地スイーツコーナーが平成24年7月28日、同じく補助金事業のジュースサーバー、これは全国的規模のジュースサーバーという店舗ではありますが、平成24年9月8日オープンという御答弁でありましたが、スイーツコーナーとジュースサーバーがいつまで営業していたのか教えてください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

スイーツコーナーは現在も営業しております。ジュースサーバーは平成25年10月31日に退店しております。

○渡部伸広委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 現在もそのスイーツコーナーが営業しているということでありましたので、ちょっとこれは確認してみたいと思います。

聞きたかったのが、実際にそのスイーツコーナー、そしてジュースサーバーについて、私は現在確認することができませんでした。もしかしたら、名前が変わって営業しているのかも知れません。名前が変わって営業していたとしたら、この什器備品、現在使っていると思います。これはそうするとビル会社が補助金を得て営業しておりますので、ビル会社が経営している、つまり直営店だと私は思うのですが、現在このスイーツコーナーが使っていた什器備品は、他のテナント業者が使っていると考えてしまいます。そこのところの御説明をいただけませんか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

青森駅前再開発ビル株式会社に確認しましたところ、補助金で購入されました什器備品——備品の類いだと思えますけれども、これにつきましては同社が所有しておりますので、現在、出店社のほうに無償で貸与しているということでありました。

○渡部伸広委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 別の業者に無償で貸しているということで認識をいたしました。

続きまして、時を同じくしてなのですけれども、ビル会社は、本当にこのとき現預金がない状況でありました。しかもこのとき、空き店舗も結構あったはずでありました。そのとき、時を同じくいたしまして平成 25 年 3 月であります。地下 1 階にりんご箱がオープンいたしました。これは直営店ではなかったものと私は認識しておりますが、この内装費、地下 1 階のりんご箱の内装する費用を全てビル会社が負担したとお聞きしておりました。お金がないのにもかかわらず、ビル会社がお金を出して負担した。これはりんご箱だけでないかもしれませんが、私は報告を受けているものでは、このりんご箱しか把握はしていないのですが、市として当時の副市長が取締役として取締役会に出ているはずですよ。こういった数千万円——1000 万円、2000 万円の内装費、工事費については、取締役会を通すべきだと、通していたと私は思うんですが、そのときの市の見解は、取締役会を全て通していたのでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。平成 25 年 3 月にりんご箱がオープンした際の内装費用のお話でありました。

基本的に青森駅前再開発ビル株式会社の経営に関する事項でありまして、同社の取締役会で議論をし、経営上の判断として適正に決定されたものと認識しております。

○渡部伸広委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 適切な判断がされたのであれば、このりんご箱に要した約 2000 万円という金額が正しければ、いろいろな先ほどの補助金事業で必要な——どうしてもやはりお金のない会社、見積もり合わせをして、先ほど答弁がありました 1 番安い金額で工事をするのが、これはどこの世界でも、どこの工事業者でも、どこの会社でも当たり前だと思うんですが、それがなされていたのか、なされなかったのか、それも徹底的に追及すべきだと私は考えております。ここまでの内容から、これまでの青森駅前再開発ビル株式会社取締役会で議論されていたことに対しまして私はとても不信感を覚えています。なぜなら、お金がない時期なのにもかかわらず、この 1 億数千万円。現預金が枯渇している際に、お金がないのにもかかわらず、借り入れしていた先に約 4000 万円の返済も行ってあります。これも取締役会、いろいろ市と協議をして元金償還をしたとも聞いておりました。

お金がない会社であるならば、いろいろなやり方があったと思うんですが、とてもではありませんが考えにくい、お金の支出がとても不自然だと私は考えております。このためにも、二度と失敗を繰り返さないためにも、今までこのアウガを運営管理してきましたビル会社に対しまして、いろいろなことをこれからも原因追及する必要があると私は思うのですが、経済部長の現在の見解を——ビル会社は清算

されますが、会社がなくなっても私はする必要があると思いますが、経済部長の見解をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 私の見解というよりは市の見解になるのでしょうかけれども、まづもって取締役会に諮るべき案件については、当然青森駅前再開発ビル株式会社の取締役会で十分に議論がなされて、決定されたものと認識しております。

先ほど、りんご箱の2000万円の件がありましたけれども、これについてもどういう内容で議論されたかは承知しておりませんが、取締役会の中で適切に判断された結果と考えております。

○渡部伸広委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 何度も申しわけありません。当時から青森市副市長が、取締役会に出ているんです。そして私たち青森市民の血税が投入されて、そしていつしか現金が枯渇してきたんです。なので、これを市民に説明する責任は果たすべきだと私は考えているんです。なので、逆に取締役会で今まで何を、ちゃんとした議論がされてきたのか。

一度、取締役会の議事録をいただけませんかと言った際には、それはちょっとできないというお答えをいただきましたが、副市長が出ている取締役会にありますので、なぜそのようなことが行われて、なぜ現金が枯渇したのか、これは市民に説明する責任があると私は思いますので、時間がかかるかもしれませんが、このアウガに関して原因を調査する必要があると私は思います。

経済部長が現在、その社長に就任されました。現在は部長という立場でこの場にいますと思いますが、最後に経済部長に要望です。

このビル会社が清算されたとしても、ビル会社の現在の残っているそういう資料等を、いつかは情報公開できるような場をとっていただきたいと要望させていただきます。

結びであります。小野寺市長に要望がありました。あした、青森市から本県を代表いたしまして、青森山田高校サッカー部が準決勝進出、そして午後0時5分に埼玉スタジアムで大阪代表と青森山田高校が戦います。小野寺市長におかれましてはこの場からエールを送っていただけますよう、心からお願いを申し上げます。

はい、ありがとうございました。青森山田高校が優勝いたしまして、ここから青森市が盛り上がりますように祈念いたしまして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○渡部伸広委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後3時30分からいたします。

午後2時56分休憩

午後 3 時 30 分再開

○渡部伸広委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、村川みどり委員。

○村川みどり委員 日本共産党の村川みどりです。

最初に、運転免許自主返納者支援事業について、一般質問で再質問ができなかったので、予算特別委員会で改めて質疑したいと思います。

平成 27 年度の市内運転免許証自主返納者数と同支援事業の申請者数をまず示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。交通部長。

○堀内隆博交通部長 村川委員の平成 27 年度の運転免許返納者数と市営バスの支援事業申請者数についての御質疑にお答えいたします。

まず、運転免許返納者数につきましては、運転免許に関する事務を所管する青森県警察本部によりますと、市町村別の集計は行っていないということで、青森県内での状況しかお示しできませんが、平成 27 年度の青森県内の運転免許自主返納者数は、2510 人となっているとのことであります。

次に、市営バスの支援事業の申請者数ですが、平成 27 年度は 689 人となっております。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 県警で市町村別の集計は行っていないのでわからないということだったんですけれども、何らかの方法でわかる手段はないものなのか。というのは、せっかくバスカードの申請を受け付けして 5000 円券を渡しているのに、どれぐらいの人が返還してバスカードを申請しているのかというのを、事業としてやっているのであればきちんと把握して、その取り組み状況がどうなのかというのを検証する必要があるのではないかと思ったので、この質疑をしました。ただ、県警では把握していないということでした。

そうすれば、一般質問の続きなんですけども、西部・東部営業所だけでなく、本庁舎でも申請の受け付けをできないかという質問に対して、青森市は答弁で、市役所前と青森駅前と堤橋の 3 発売所で受け付けを検討したけれども、複数箇所での申請受け付けについては、重複交付を防止するためのリアルタイムでの情報共有や、個人情報の管理をするためセキュリティーの強固なネットワーク環境の整備が必要になるが、発売所にはインターネット環境が整備されておらず、結論として東部・西部営業所の 2 カ所にしたと。今後も受け付けは困難だと考えているというような答弁でした。

この答弁からだど、インターネットの環境が整っている本庁舎で実施するには、一体何が一番ネックになっているんでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。交通部長。

○堀内隆博交通部長 再度の質疑にお答えいたします。

まず、事業の趣旨といたしまして、確かに交通事故を減らすというのもあるんですが、私ども交通部としては、新たなバスの乗客の方を獲得したいという意味合いもあります。それに当たりまして、幾ら経費をかけるかと。例えば、市の庁舎内のどこかの窓口交通部の職員を配置するということになりますと、その増員ですとか、現在の人員で対応できるのかという問題もありますし、バスカードの管理ということも課題になってまいります。それら、ほかの場所で申請を受け付けることをするためにはそれなりの投資が必要ということで、私どもの現在の経営状況で、そのような新たな投資をするということは非常に厳しい現状ですので、今のところは考えていないということです。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 インターネット環境の整備が必要になること、個人情報管理も必要になるという答弁だったんですけども、今一番何がネックになっているかと言えば、増員も必要だし、それからバスカードの管理も必要で、ある程度の投資が必要だから今の状況では考えていないという答弁でした。では、その投資にどれくらいの予算が必要なのか積算していますか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。交通部長。

○堀内隆博交通部長 再度の御質疑にお答えいたします。

細かな積算まではしておりませんが、新たな設備、あるいは人員を整えるということになりますと、相応の費用がかかるものと認識しております。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 新たな設備が必要になる。（「はい」と呼ぶ者あり）積算はしていないという答弁でした。

これは、実は平成 27 年第 1 回定例会の予算特別委員会で斎藤委員も質疑してまして、あれからほぼ丸 2 年たっているわけなんです。では、それから 2 年間は、経費もかかるから 2 カ所でしょうがないということで、何も検討してこなかったという理解でよろしいですか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。交通部長。

○堀内隆博交通部長 再度の御質疑にお答えいたします。

そもそも当初検討した結果として、経営状況の厳しい中で新たな投資をしてまでは申請場所をふやさないという結論を得ておりました。その経費がもしゼロになるということでしたらまた別でしょうけれども、少なくともプラスの経費がかかるということですので、その後の検討はしておりません。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 市民の声として、例えば私がいる浪館からだ——70 歳を過ぎれば 100 円で行ける場合もあるんです。ただ、もちろん 65 歳で運転免許証を返納し

ている人も私の周りにはいますし、そういう人は本当に往復で 1000 円も取られてしまうし、市役所で手続できたら本当に助かるという声が寄せられているんです。そういう意味では、市民の皆さんの利便性を向上させるためにどうしたらいいのかというのは、やはり 1 回結論が出たからといってそれっきりにするのではなくて、何らかの対応策を検討すべきだと私は思っています。

それで、交通部長にお伺いしますけれども、今、実際に西部・東部営業所の 2 か所でしかバスカードの申請ができないということなんですけれども、市民の方に、高齢者で運転免許証を返納した方に不便をかけていないという認識でしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。交通部長。

○堀内隆博交通部長 再度の御質疑にお答えいたします。

私どもといたしましては、バスに乗車していただき移動していただくというサービスを提供することで、料金をいただくという事業であります。その中で、例えば財政状況が非常によく黒字であれば、黒字の還元ということもあり得るのかもしれませんが、御存じのように、私どもは非常に累積赤字を抱えておりまして、そういった黒字の利益の還元ということができている状況に現在ありません。

先ほども申し上げましたように、私どもとしては、お客様を獲得するためということをもっと重視しまして、このバスカードのサービスということを行っております。ですから、あくまでもその方がバスを利用することによって、バスの利用価値を知ってもらって、お客様になっていただくということでやっている事業でありますので、いわゆるただのサービスを提供するために経費をかけるということは、考えておりません。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私は、市民の方に不便をかけているという認識はあるのかと聞きました。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。交通部長。

○堀内隆博交通部長 わざわざとりにきていただいているということよりも、御希望の方に差上げますという制度であります。したがって、不便をおかけしているというところまでは考えておりませんで、確かに市役所本庁舎のほうが近い方もいらっしゃるでしょうし、逆に西部、東部にお住まいの方もいらっしゃるわけですので、皆さんに同じような条件でということは、到底できないことですから、その辺のところは御了解いただきたいと考えております。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 希望する方に差上げている。しかも、交通部長がさっきから乗客を獲得するための事業だというのであれば、多くの方にバスカードを申請してもらおうように、手続について簡潔に、あるいは来やすい方法を検討するのが乗客を獲得する最大の方法ではないかと私は思います。しかも、東部のほうに近い人もいるという話だったんですけれども、じゃあ高田とかあっちから来る人はどっちに行

けばいいのか、浪岡の人は西部に行くんだらうけれども、どうするのか。せめて本庁舎でやれば、西の人は西部営業所に行くだらうし、中央部の人は本庁舎に来るだらうし、東部の人は東部営業所に行くだらうし。私は、別に西部・東部営業所でやっていることを否定するわけではなくて、より多くの方に申請しやすいような環境を、もう1カ所ふやしてほしいということなんですよ。

市長は、公約の中で高齢者に優しいまちづくりというのを掲げていますけれども、市内の両端っこと言えば失礼になるんですけれども、東と西でしか申請できない、この環境が果たして高齢者に優しいまちと言えらると思っっているのでしょうか。多分、聞いても答えていただけないので。この2年間、何も取り組んでこなかったということがわかりました。

それで、私は聞き取りのときにすごいびっくりしたことがあったんですけれども、免許返還手続のときは、青森市は三内丸山の免許センターに行くんですけれども、ある職員が、どうせ三内丸山に行かないといけないんだから、西部や東部まで来るのは大したことはないというような話をしていました。交通部長も、やはり同じ認識かお伺いいたします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。交通部長。

○堀内隆博交通部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

三内丸山の運転免許センターとの距離の話で、どうせと言った職員がいたとすれば、おわびいたします。そういったことではなくて、できる限りの現在の私どもが持っている資産——人的資産や設備などといったものを全体として考えましたときに、あるいは現在の経営状況を考えましたときに、新たな経費をかけて提供すべき——確実にその分収入がふえるということが試算できれば別でありますけれども、そういったことがなかなか試算しにくいものでありますので、者を特定してその方が今後どのくらいバスに乗っていただけるかという追跡調査とか、そういったこともできにくい性質のものでありますので、確実に収入が上がるというもの以外に関しては、経費をかけるのは難しい状況と考えております。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私は、やはり運転免許証を返納した方は、これからバスに乗るかあるいはタクシーを使うしかないわけですから、交通部がやっている5000円のバスカードを申請して、それを使ってまずは公共交通であるバスに乗っていただく。それがなくなったら、自己負担になるけれども、継続して市営バスに乗っていただくことにつながるの、収益の確保には確実につながると思います。なので、本庁舎ではインターネット環境も整っているし、例えば交通部の職員ではなくても、市の総務部などに委託とか、そういうことはできないんでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。交通部長。

○堀内隆博交通部長 再度の御質疑にお答えいたします。

一応、金券を扱うという性質上、他部にそういう金券を扱う上での責任をお願い

するという事は考えておりません。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 だったら、その駐車場の出入り口のバスカードを売っているところに、インターネット環境を整えればいいんじゃないですか。そうすれば、市庁舎からちょっと引っ張ってインターネット環境を整えるとか、そういうことはやろうと思えばできるし、積算もしてないということなので、どれぐらいかかるか積算ぐらいして、前向きに検討していただきたいと思います。

この事業は、以前つくった500円のバスカードが大量に余っているからということと実施しているとお聞きしました。平成27年度で689人申請していますが、このペースでいくと何年継続できるのか。さらに、この500円カードがなくなってもこの事業は継続するのかお尋ねします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。交通部長。

○堀内隆博交通部長 再度の御質疑にお答えいたします。

バスカードの残数については、済みません、ただいま手元に資料がありませんのでお答えできませんが、平成27年度に始めた事業でありますので、当面続けることを考えてはおりますが、明確にその事業の効果が図れないという時期が来れば、そのときはまた見直しが必要と考えております。ただ当面は、始めたばかりの事業でありますので続けていきたいとは思っておりますが、これに対して経費をかけてということは考えておりません。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私は、やはり市民の方が申請しやすい環境の整備は今、急務だし、高齢者に優しいまちづくりというのであれば、まさに本庁舎で市民の皆さんが、高齢者の方が申請できる環境を整えるべきだと思います。要望してこれは終わります。

次に、弱視児童の特別支援学級について質疑します。

本市には、県立盲学校があるために、弱視児童・生徒の特別学級は設置されていません。市内にいる弱視児童が、盲学校に行かなくても学べる環境を整える必要があると思っております。そこで、弱視児童が特別支援学級で学ぶための手続について示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 弱視児童が特別支援学級で学ぶための手続についての御質疑にお答えいたします。

弱視児童が弱視特別支援学級で学ぶための手続といたしましては、まず、本人・保護者の要望と所属長との合意のもと、就学相談票を市教育委員会に提出し、それを受けて、就学検査員及び医師による知能検査、医学的検査等の諸検査を実施することとなります。

次に、この検査結果を受けて、教育学、医学、心理学、その他就学に関する専門

的知識を有するメンバーからなる就学指導委員会において審議がなされ、それを踏まえた答申が教育委員会へ提出されることとなります。その際、答申結果が弱視特別支援学級である場合には、市教育委員会から県教育委員会に対しての届け出を経て当該学級が開設され、弱視児童がそこで学ぶこととなります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ありがとうございます。

青森市にはどうしても県立盲学校があるので、「はい、盲学校に」というように機械的に盲学校に流していくのではなくて、今、市内で3人弱視児童がいますけれども、今まで学んだ友達のいる通常の学校でも学べる環境が子どもたちにとって望まれるふさわしい環境だとしたら、1人でもたとえ希望するのであれば、やはり私は特別支援学級を開設してほしいと思っています。また、保護者も子どもも、そして先生も、1人だからということで特別支援学級の開設に消極的であったとしたら、私は子どもにとっては不幸なことだと思うので、この手続について周知はしているということなんですけれども、さらなる周知をぜひお願いしたいと思います。

次に、学校の部活動について。県の校長会で定められている小・中学校部活動休止日に関する申し合わせでは、小学校では、1、部活動時間は一、二時間程度とする、2、週2日休止日进行を設ける。第1・第3日曜日を休止日とする。その他の週は、土曜日、日曜日いずれかの1日を休止日とする。中学校では、第1・第3日曜日は部活休止日とする。他の週については、土曜日、日曜日のいずれかを休止日とするという申し合わせ事項があります。そこで、青森市内の小・中学校部活動休止日に関する申し合わせに基づく実施状況を示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 部活動休止日に関する申し合わせに基づく実施状況についての御質疑にお答えいたします。

部活動休止日に関する申し合わせは、平成15年3月に県小学校長会が、平成14年12月に県中学校長会がそれぞれ作成し、全小・中学校に通知したものであります。

各学校では、部活動の実施に当たり、申し合わせ事項を十分留意した上で、活動時間や休止日を設定し、実施しているものであります。また、土日の2日間にわたっての各種大会や練習試合等が開催される場合には別の日に休止日进行を設けるなど、各部活動の状況に応じて柔軟に運用しているところであります。その際、児童・生徒及び教職員の過度の負担にならないよう配慮しているものでもあります。

教育委員会では、昨年7月11日に開催した市PTA連合会、市小・中学校長会と市教育委員会事務局との意見交換会において、部活動のあり方について再認識したところでありますが、今後におきましても、部活動が子どもの健全な成長に資するよう各小・中学校を指導してまいります。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 この申し合わせの実施状況としては、ほぼ市内全ての小・中学校で守られているという認識でいいですか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 そのとおりです。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 わかりました。

平成 27 年に県教育委員会の多忙化解消検討委員会が出した、教職員の多忙化解消に係る報告書というのがあります。これは、教職員へのアンケート調査を行ったものなんですけれども、これを見ると以前よりも忙しくなったと感じている割合が小学校で 83.4%、中学校で 71%となっています。特に中学校では、忙しい原因だと思う 1 位が部活動となっており、先生たちの多忙化の大きな原因である部活動問題の解決が急がれると私は思っています。

私たちは、11 月 23 日に民主教育を進める県民連合という団体と一緒に、学校の多忙化、子どもの部活動を問い直すシンポジウムを開催しました。そこで、県内のある中学校の女性教師がこのような発言をしました。自分はバレーをやったことはないけれども、男子バレー部の顧問になり、顧問が男子バレー部には 3 人いるのに全員が子どものいる時間は体育館にいなければならないというルールがあると。午後 4 時 20 分から 6 時半まで 2 時間何もできなくてもしなくても、いなければならないとなっているそうです。また、生徒が帰った後、見回りをして午後 7 時から授業の準備やさまざまな事務の雑務をこなしており、その中学校には 20 代の教師が 5 人いるんだそうですけれども、全員午後 10 時まで普通に仕事をしている状況だという報告もありました。さらに、その男子バレー部は月 2 回青森市内まで練習試合に来ていて、それは現地集合、現地解散というようになっていて、保護者の負担もとても大きいと話されていました。また、その中学校では中体連の県大会出場の際は、バス代を捻出するため、地域にパレードみたいなものがあるそうなんですけれども、それに生徒を参加させて、地域からお金を集めて参加しているという現状も報告されていました。そこは青森市ではないですけれども、県全体でこういう申し合わせがあっても、保護者の承諾があれば時間を超えて実施してもいいということが常態化していて、守られていないというのが実態ですと話されています。また、別の先生は野球部の副顧問となって、主の顧問が計画した練習、練習試合のために 4 月の入学式から 6 月の地区の中体連までで休める日は 2 日間しかない。ふだんの学校勤務も夜 9 時までで、全くと言っていいほど自分の時間がないという実態も報告もされています。また、強くなれば強くなるほど、他校から練習試合を申し込まれることがふえ、せっかく申し込んでくれたから、もう次から呼ばれなくなるんじゃないかと考え、断りにくい。出場する大会を減らしたいと思っても、出る

資格があるのになぜ出ないのかと保護者から苦情が来る。土日は休みにくい。また、ある人は毎年のように7月の県大会まで練習と試合が続き、同時期の教員採用試験をほとんど勉強することなく受け続け、今や三十ウン歳になりましたとか。あるいは、吹奏楽部の盛んな学校の顧問は、お盆2日間、正月2日間以外休まないということもある。土曜日の練習の後、学校近くのスーパーで買い物をしていたら、見知らぬおばさんから、「あんた今度来た吹奏楽の先生だったか、こんな時間に買い物しているならことは吹奏楽優勝できないんでないか」と言われたそうです。また、部活動で家族が崩壊し、離婚している指導者もあちこちにいる。青森市だけではないですけれども、こうした話がたくさんあります。

私は、やはり大事なことは、申し合わせ事項もそうですし、部活動の位置づけを理解してもらおうということが大事だと思っているんです。

そこで教育長に質疑しますけれども、学習指導要領での部活動の位置づけはどのようになっていますか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 学習指導要領では、特に小・中学校の場合、中学校において教育の一環と書かれております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 部活動というのは、教育の一環としながらも、その部活動は生徒の自主的・自発的な参加によって行われる教育課程外の活動として位置づけられているというものです。

さらに教育長にお伺いしますけれども、校長は教員に対し部活動をする指導を命じる権限はあるでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 部活動は教育活動の一環であり、少なくとも勤務時間内に部活動がスタートするわけですので、校長は当然のこととしてそれを命じるものと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私の認識では、例外的な超過勤務業務——時間を超えてする業務の中にも部活動は含まれていないというのが私の認識です。なので、教育長との認識とはちょっとずれているのかなど。校長は、やらなければいけないことをやってと命じることはできるけれども、部活動に関してはそれを命令する権限は校長にはないと私は認識しているんですけれども、どうでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 先ほど申し上げましたように、勤務時間があるうちに部活動がスタートいたしますので、そのことに関しては、校長は当然指示できるものと考

えております。ただ、それ以降については、学校の教員の時間外勤務というのは4項目以外は認められていないということですので、そんなに村川委員と認識が異なっているとは思っておりませんが。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私も超過勤務時に部活動を実施することを命令する権限は校長にはないと認識しているんですけども、多くの小・中学校では、強制的に部活動の顧問が割り振られているというのが実態です。自分の意思や家庭環境などにも関係なく、ほぼ強制的に全員が顧問をやらされているというのが実態ではないかと思っていますし、そういう声がたくさん寄せられています。今やブラック企業やブラックバイトなどというように、子どもや教師を使い潰すブラック部活という言葉もあるくらいです。

そこで、教育長にお伺いするんですけども、多忙化解消のためにこの部活動に関して教育長が考える、現にある課題は何かと認識していますか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 まずは、部活動を実施するに当たっての課題ではありますが、先ほども村川委員のお話の中にも多少あったようですが、自分が専門としないような競技も顧問として持つことになるというようなこともあり、そういう場合に負担を感じることもありますので、そういうときにどのように対応するのかということを決めていかなければならないとは思っております。

ただ、部活動は必ずしも技術的な指導ができないから指導ができないというものではなくて、そこには学校の教員として集団の中で協調することや規則を守ることということは十分指導できますし、競技団体等でも指導の講習会というものは多々あるわけでありまして、そういうものに参加する中で技能は高まっていくのではないかと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私が先ほども言ったように、部活動は学習指導要領での位置づけが教育の一環としながらも、位置づけは非常に曖昧でありますし、教員免許取得の科目にも位置づけがないということでいえば、やはり専門としない競技をやらされて負担と感している教員も教育長が言うようにたくさんいるので、これを無免許状態、無免許運転状態だと指摘する方もいます。

先ほど教育長は、部活動休止日に関する申し合わせは100%徹底されているということだったんですけども、さらなる徹底は必要だと思いますし、先ほど集団的な活動だとか規則を守るだとか、そういうのが養われるというふうには言ったものの、実際子どもたちがその中で生き生きとしているかといえばそうでない現実もあるし、部活動に関してはさまざまな問題があります。また、保護者も学校や先生に

求める要求がとて大きくなっているというのが現実で、やはり保護者の皆さんと一緒に部活動とは何かということを考えていかなければいけないのかなと思っています。いっぱい練習してくれる先生はいい先生だとか、強くなるからいい指導者だという見方もある中で、やはり先生たちの置かれている現状をしっかりと保護者に説明をしていくことも重要ではないかと思っています。

最後にお尋ねします。

先ほど教育長も、専門的な競技をやって負担になっているという話で、今、外部指導者をどんどん導入しているんですけども、市内における外部指導者の導入率はどのようになっているのでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 部活動の外部指導者の数であります。平成 27 年度の数字でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）平成 27 年度で小学校が 43 人、中学校が 80 人となっております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私の意見ですが、決して外部指導者が悪いというわけではないですけども、さっき言ったように先生たちも負担軽減になるということ、それから外部指導者による専門的な指導が受けられるということであれば、すぐれているように一部では見えるんです。ただ、やはり安易な外部指導者の活用というのも一方で注意が必要だと思っています。子どもたちの部活動の時間が長くなったりだとか、あるいは外部指導者任せになって、ひどくいけば体罰だったり、暴力的言動によって子どもたちが苦しめられているということもあると聞いているので、外部指導者がすごいんだということではなくて、きちんと指導者の質を見きわめていく必要はあると思っています。

私は、現在、部活動に求められていることとしては、やはり第一には事故や、そして暴力のない環境、それから先生たちの生活を守るということを第一に部活動を考えていくべきだと思っていますので、これからも部活動休止日に関する申し合わせの 100%の実施と、それから保護者に対する部活動の位置づけをきちんと理解してもらうことをお願いして、この項は終わります。

最後に、性的マイノリティーについて。パートナーシップ証明書等について、青森市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例検討委員会での審議状況を示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民生活部長。

○井上享市民生活部長 パートナーシップ証明書等の審議状況についての御質疑にお答えいたします。

市では、今年度、青森市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例検討委員会を組織し、本市における男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に促進するた

めの条例の制定につきまして調査、検討を進めてきたところであります。

本検討委員会におきましては、これまで男女共同参画について、条例に盛り込むべき内容を検討してきたところではありますが、その中で性的マイノリティーにつきましても位置づけや必要性について御議論していただきました。この議論におきましては、パートナーシップ証明書等についての言及はありませんでした。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 これまでは、パートナーシップ証明書をどうするんだといったときに、この検討委員会で検討していくという答弁だったと思ったんですけども、議論していないということでした。

今後、このパートナーシップ証明書について、どのように検討していくのでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民生活部長。

○井上享市民生活部長 どのように検討していくのかということの御質疑であります。

先ほども申し上げましたように、市では、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に促進するための条例について、作業を行っているところであります。この条例の内容を踏まえ、新たに必要となる施策、事業等について検討することとなります。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 では、条例ができてから新たに必要となる施策を検討していくということですか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民生活部長。

○井上享市民生活部長 お答えいたします。

条例ができてからということもありますけれども、現時点で条例の内容が決まっていないということですので、その内容が決まった場合には、その内容を踏まえて、新たに必要となる事業等については検討するということでもあります。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それは、条例の検討委員会で検討するということでよろしいですか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民生活部長。

○井上享市民生活部長 検討委員会で検討するというもののみならず、条例の内容というのは、最終的には市が議会に提案することになりますので、市の中で検討するということでもあります。

それから、先ほども申し上げましたけれども、検討委員会ではパートナーシップ証明書に限らず、性的マイノリティーについては個別の事業、取り組みについての言及はなかったということでもあります。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 そうすれば、市の中でパートナーシップ証明書の実施について、今後検討していくという認識でいいですか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民生活部長。

○井上享市民生活部長 先ほどもお答えいたしましたように、条例の内容を踏まえて、新たに必要となる施策、事業について検討するということでもあります。

○渡部伸広委員長 村川委員。

○村川みどり委員 何かちょっとごまかされているような気がします。

今、全国でも5地域で既にパートナーシップ証明書や条例ができて、今度札幌市でもできるという状況の中で、全国各地で条例や要綱に基づくそういう施策がどんどん進んでいます。世田谷区のアンケート調査でも、やはり同性でも結婚できるようにしてほしいと望んでいる声が7割を超えているということもあります。ぜひ、青森市でもパートナーシップ証明書を実施するために、当事者の皆さんの声をよく聞いて進めていただきたいと思います。

これまでも性的マイノリティーの問題を重ね重ね質問してきたんですけども、男女共同参画という視点とともに、人権問題として私は捉えていく必要があると思っています。性の多様性もそうですし、個人としてそれぞれの多様性、互いを認め合うという社会をつくっていくためにも、やはり青森市としてパートナーシップ証明書は必要ではないかと考えています。

マイノリティーといわれる少数者の皆さんの声を聞く、皆さんの声に耳を傾ける、そういう青森市になるように要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○渡部伸広委員長 次に、木下靖委員。

○木下靖委員 市民クラブの木下靖でございます。

まず私からは、現在、配管からの漏水のため暖房設備が使用できない状態にある屋内グラウンド——盛運輸サンドームの復旧方法の検討状況をお示してください。

また、雨漏り等でジョギングコースの利用の妨げとなっておりますが、抜本的な修繕をする考えはないかお示してください。

さらに、施設周辺の融雪システムが稼働しておらず、除排雪によって対応しておりますが、今後もこのような対応を継続するのか、市の見解をお示してください。

次に、元気プラザのトレーニング室において施設設備や運動器具にふぐあいが生じたままになっています。これらは、市の負担において修繕されるべきものと考えますが、市の考え方をお示してください。

最後に、旧中央部学校給食共同調理場跡地利用については、放課後児童会用の施設を検討することとしています。平成28年2月に策定された青森市ファシリティマネジメント推進基本方針においては、公共建築物の整備について、「施設の更新が必要な場合には、その利用状況や耐用年数等を踏まえ、施設配置のバランスにも考慮しながら、周辺既存施設との統合による複合化を原則とします」と書かれてあり

ます。当該施設の複合化については検討されないのか、市のお考えをお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○横山克広教育委員会事務局理事 木下委員の屋内グラウンド——サンドームの修繕に関する3点の御質疑に順次お答えいたします。

まず初めに、暖房設備の復旧方法の検討状況についての御質疑にお答えいたします。

サンドームでは、10月下旬から約1カ月の間に、暖房用ボイラー配管から計4回の漏水が発生し、その都度、復旧作業を行ってまいりましたが、今後も配管の別の箇所から漏水するおそれがあるため、11月25日から暖房設備の使用を停止しており、トレーニング室などの施設内の各部屋には代替の暖房器具を設置し、施設の利用には支障が生じないように努めているところであります。

暖房設備の復旧方法の検討に当たり、関係部局及び配管業者立ち会いのもと、現地調査を実施したところ、配管全体が劣化していることが確認されました。そのため、暖房設備の復旧方法といたしましては、配管全体の交換もしくは既存の配管を使用しない暖房設備を新設する方法が考えられるところであります。

現在、復旧にかかる費用について積算中ではありますが、今後、費用及び工事期間を比較検討するとともに、工事に伴う施設の利用休止ができるだけ生じないように配慮の上、最善の復旧方法を決定したいと考えております。

次に、ジョギングコースの雨漏りなどへの対応についての御質疑にお答えいたします。

ジョギングコースでは、東側及び西側の屋根からの雨漏りのほか、窓の開閉装置のふぐあいにより生じたすき間や壁面のつなぎ目からの浸水などによって、コースの一部が汚れる場合があります。その際、利用者の安全を確保するためにコーンなどで囲みますことから、コースが狭くなり利用者にお不便をおかけしている状況にあります。

これまで、雨漏りなどへの対応につきましては、簡易な補修のほか、窓の修繕や壁面の防水工事を行ってきたものの、残念ながら根本的な解消には至っていないのが現状であります。

サンドームは、天候に影響されることなくスポーツを行える施設でありますことから、雨漏りなどの解消に向けた有効な修繕について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、除排雪の今後の対応についての御質疑にお答えいたします。

サンドームの施設周辺に設置されておりますロードヒーティングのうち、北側のロードヒーティングは、設備のふぐあいによりここ数年来稼働していないため、その部分の除排雪につきましては、指定管理者が業者に委託し実施しているほか、除雪車では行えない建物付近につきましては、施設職員が対応している状況でありま

す。

ロードヒーティングの復旧には多額の費用を要する見込みでありますことから、今後も指定管理者による除排雪で対応することを考えております。

なお、除排雪の実施におきましては、近隣にお住まいの方に御迷惑がかからないよう十分留意の上作業を行うように、指定管理者に対し注意を促してまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。木浪健康福祉部理事。

○木浪龍太健康福祉部理事 元気プラザ運動施設の修繕についての御質疑にお答えいたします。

青森市健康増進センター、通称元気プラザは、平成7年4月に市民の健康づくりの総合施設として、供用を開始しております。

元気プラザの3階には、生活習慣病などの疾病予防や健康の保持増進を図るために、ジョギングコース、トレーニングルームを初めとした運動施設があり、年間延べ約4万4000人の方に御利用いただいているところであります。

運動施設における設備や運動器具の修繕につきましては、これまでも、法定点検に基づく修繕のほか、安全性の観点から問題が生じるおそれのあるものにつきましては、随時に修繕あるいは更新に努め、市民サービスへの影響があるものにつきましては、利便性を考慮し、財源措置をした上で、順次、修繕あるいは更新をしているところであります。

今後におきましても、市民が安全で安心して利用できる健康づくりの運動施設となりますよう、適切に設備や運動器具の修繕あるいは更新に努めてまいります。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 木下委員の旧中央部学校給食共同調理場跡地利用についての御質疑にお答えいたします。

旧中央部学校給食共同調理場の跡地利用につきましては、副市長をトップとし、関係部局の次長級職員をメンバーとする検討チームにおいて検討作業を行ったものであり、平成27年2月に検討結果を取りまとめ、市としての跡地利用に係る方向性を整理したところであります。

その検討結果といたしましては、1つに、既存の施設を利用する場合、改修に多額の費用を要することから、施設を解体、撤去すること。2つに、施設の解体、撤去後の利活用については、庁内の意向調査をした結果を受け、放課後児童会用のプレハブ設置を検討することとしたところであります。

その後市では、委員御案内のとおり、平成28年2月に、長期的な視点をもって財政負担の軽減と平準化及び公共施設等の配置の最適化を実現するという趣旨のもと、本市の公共施設等全体の統一的なマネジメントの取り組み方針を定める「青森市ファシリティマネジメント推進基本方針～青森市公共施設等総合管理計画～」を策定したところであります。

この中で、マネジメント推進体制といたしまして、「全庁的な検討・調整が必要となる課題に対応するため、庁内調整組織を設置し、施設の整備時における複合化の検討、未利用公有財産の利活用検討、施設を解体する際の優先順位の調整などを行います」と定められておりますことから、今後、施設の複合化について、庁内調整組織である青森市ファシリティマネジメント推進会議において検討することとなります。

なお、現在、教育委員会におきまして、旧中央部学校給食共同調理場の解体、撤去の検討が進められているところであります。

○渡部伸広委員長 木下委員。

○木下靖委員 御答弁ありがとうございます。

まず、サンドームについてですが、暖房については配管全体が劣化しているということで、その配管を交換するのか、あるいはその配管を使わない形での新設という形にするのか、いずれにしてもやるとすれば多額の経費を有すると思いますので、その費用、工事期間等を勘案して今後どういう形でその改修を進めるのか決めるというお話だったと思います。

まだ私が聞いた段階では、業者の見積もり等は年明けということでしたが、今の段階ではまだ出ていないだろうという話でしたので、それが出てからということ承知しました。

雨漏りに関して、東側、西側のジョギングコースの一部から、あと窓にもふぐあいがあって雨漏りする、それと壁からというお話もありました。壁からというのは私は把握していなかったんですが、いずれにしても、屋内グラウンドは屋内の運動場で、そもそもが雨風をしのげるということが屋内運動場の第一義ですから、雨漏りに関しては引き続き検討されるという話でしたが、しっかりと改修、修繕をして、雨漏りのないようお願いしたいと思います。

融雪システムに関しては、今後も今の体制でやっていかざるを得ないというお話でした。融雪に関しては、おとしサンドームの屋根から落ちてきた雪が北側の生活道路まで塞いでしまって、近隣の住民の方に大変御迷惑をおかけしたという経緯がありますので、一部業者、一部職員による除雪ということでの対応でも結構ですけども、少なくとも近隣の住民の方に迷惑がかからないようなやり方をお願いします。

元気プラザのトレーニング室に関しては、今までも随時、必要に応じて器具の修繕・更新等に努めてきたということで、今後も同様にされていくというお話でした。それはその形をお願いします。

旧中央部学校給食共同調理場跡地利用については、結論から言うと、先ほど、今後検討するという言葉があり、庁内で検討という話だったかと思います。聞いたところによれば、今、解体の設計を行っていて、平成 29 年度から解体作業に入って、平成 30 年 6 月まで解体作業がかかると聞いております。解体が終われば当然、その

放課後児童会の施設を建てるという段階になるわけですが、その段階までにはどういった施設をつくるのかということが決定していなければなりませんので、庁内での検討という話でしたけれども、十分にその複合化については検討を尽くしていただきたいと思います。

全体として、先ごろ1月4日、「平成29年度 組織・機構の改編について」というのが公表されました。2課4室の再編・設置という形で示されたんですが、その中に健康寿命延伸に向けた取り組み推進のため、健康づくり推進課内に「(仮)健康寿命対策室」というものを設置するとありました。

今、取り上げましたサンドームは市教育委員会、元気プラザのトレーニング室は健康福祉部とそれぞれ担いは異なりますが、どちらも青森市民の健康維持増進のためにはなくてはならない施設であります。特にサンドーム、これはほかにない1周300メートルのジョギングコースというものがあまして、冬期間、積雪のため屋外での運動が制限される本市においては、その果たしている役割は非常に大きいものがあります。平成26年11月から平成27年11月までの約1年間、グラウンドの土の陥没のため主練習場やジョギングコースの利用が休止されましたが、それ以前3カ年の利用人数を見ますと、年間約18万から20万人で推移しております。オープンから25年目を迎えましたが、施設としてはまだまだ利用に耐え得るものと考えます。これまでもグラウンドの陥没や照明器具の交換作業で多額の経費を要したと思いますが、それらは施設維持のための必要不可欠の経費として捉え、本来の機能を十分に発揮し、市民の健康寿命延伸に寄与できるようにするために、しっかりとした対応を要望いたします。

最後に屋内グラウンド、いわゆるサンドームを初めとして、市民体育館、市民室内プール等の市の社会体育施設はほとんど指定管理者による管理運営がなされています。体育施設に限らず現行の本市指定管理者制度について一言意見を申し上げたいと思います。

指定管理者の選定における配点150点のうち30点を効率性というものが占めています。効率性とは、経費額が妥当かどうか、経費縮減等に対する工夫がされているかという収支計画です。過去の当初予算額をもとに算出した指定管理料基準額を定め、申請者の提案額がこれを上回った場合は、その時点で失格となります。一方で、職員の適正配置や利用者に対するサービス向上が求められています。すなわち市民サービスはより高く、経費はより低くという、ある意味矛盾した要求を指定管理者になる者は突きつけられることとなります。

そもそも指定管理者制度は住民サービスの向上と管理運営経費の節減を目的としたものではありませんが、経費の節減については、直営に比較しての節減ということではよいのではないかと私は考えております。常に経費の節減を求められれば、指定管理者たる民間事業者は、いずれもたなくなってしまうということを危惧しております。

以上のことを指摘して私の質疑を終わります。

○渡部伸広委員長 本日の委員会はこちらまでで終了し、1月10日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については後ほど事務局を通じてお知らせいたします。本日は、これにて散会いたします。

午後4時33分 散会

2日目 平成29年1月10日（火曜日）午前10時開議

○渡部伸広委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
これより、本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、1月6日に引き続き付託された議案の審査を行います。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、山本武朝委員。

○山本武朝委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）公明党の山本武朝でございます。

初めに、昨日の全国高校サッカー大会青森山田高校の優勝、誠におめでとうござい
ます。（拍手）

昨日は多くの方々がテレビ中継にかじりついていただいたかと思います。この優勝は、
私たち青森市民に勇気と希望を贈っていただきました。本当にありがとうございます。
黒田監督のコメントに、雪を味方につけて、パワーをつけて、青森、北国である
ことを誇りに持ってプレーした成果が優勝につながったと。また、雪国のサッカー
は勝てない、このハンディを覆す試合がきょうここにある。雪があるから足腰を強
くできる。雪があるから雪かきをしてサッカーができる喜びが生まれるとありまし
た。課題山積の青森市政にもまさにエールを送っていただいていると受けとめまし
て、質疑に入らせていただきます。

最初の質疑は、第8款土木費第2項道路橋梁費、道路ストック総点検事業につい
てお尋ねいたします。

今定例会の補正予算案に計上されている道路ストック総点検事業の概要をお示し
ください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者
あり）山本委員の道路ストック総点検事業についての御質疑にお答えいたします。

平成24年12月、中央自動車道笹子トンネルで天井板の落下により車両が下敷き
になり多数の死傷者が出た事故を受けまして、国から平成25年2月、老朽化により
危険が生じているトンネル・橋梁等を初め、道路等の社会インフラの総点検を速や
かに実施するように通知があったところであります。

このような状況を踏まえまして、本市では平成26年度に、市道の主要な路線につ
いて、道路標識や道路照明灯といった道路附属物、擁壁等の道路構造物、舗装につ
いて点検をしたほか、橋梁については、橋長2メートルから15メートル未満の全て
について点検を実施したところであります。

点検の結果、早急な補修が必要であるものとして、道路附属物におきましては、
支柱の腐食が著しいものなど148基、道路構造物におきましては、コンクリートの

亀裂等がある2カ所、橋梁におきましては、橋を支えるコンクリートと橋本体の接続部の劣化等がある4橋などが判明したところであります。

この点検結果を踏まえまして、平成27年度より国の防災・安全社会資本整備交付金を活用して補修工事に着手しており、昨年度におきましては、市道石森橋通り線ほかにおいて道路照明灯の更新5基、市道安田大通り線におきまして道路標識の更新を2基、浪岡地区の長ヶ沢1号橋の橋梁補修工事などを実施したところであります。

今年度におきましては、市道浪打戸山線ほかにおいて道路照明灯の更新を26基、浪岡地区の市道東種元浅井線におきまして道路標識の更新を1基、市道花園幸畑線におきまして擁壁のコンクリート断面の補修1カ所などを実施しているほか、国の第2次補正予算関連事業といたしまして本定例会に補正予算案を提出し、御審議をお願いしているところであります。

今後においても、早急に補修が必要な道路施設につきましては、国の交付金等を積極的に活用しながら適切な保全に努めてまいりたいと考えております。

○渡部伸広委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

社会インフラである道路・橋の点検、また老朽化により危険な箇所はないか、この整備事業をしっかりと進めていくことは、当然であります。しっかりと進めていただきたいと思っております。

あわせまして、私が一般質問でも提案いたしました道路路面下の空洞調査は、道路陥没の事故を未然に防ぎ、老朽化で破損した下水管などの発見をするため、ぜひ実施を検討していただきますよう要望いたしまして、この項は終わります。

次は、同じく第8款土木費第5項住宅費、市営住宅の維持補修についてお尋ねいたします。

老朽化が激しい市営住宅は、現在の小柳市営住宅のように建てかえ工事が実施されるわけではありますが、全ての市営住宅を集中して建てかえることはできません。

そこで、お伺いいたします。市営住宅の長寿命化に関する維持補修工事はどのように進めているのか、お示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部部長。

○金子牧子都市整備部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

山本委員の市営住宅の長寿命化に関する維持補修工事についてのお尋ねにお答えいたします。

国におきましては、公営住宅の建設後の年数の経過、老朽化の進展に伴い、今後、更新に係るコストの大幅な増加が見込まれ、その縮減が課題となっておりますことから、点検の強化及び早期の管理・維持により更新コストの削減を目指すため、平成21年3月に公営住宅等長寿命化計画策定指針が策定されたところであります。

これを受けまして、市では、昭和 40 年から 50 年代に建設されました市営住宅が今後集中して更新時期を迎えますことから、財政負担の集中を回避し事業の平準化及び安全で安心な市営住宅の長期的な活用を図る観点から、青森市公営住宅等長寿命化計画を平成 23 年 3 月に策定し、ベランダの手すりなど居住者の安全性を確保するための改善、屋根などの耐久性の向上を図るための改善などにつきまして、国の社会資本整備総合交付金を活用しながら市営住宅の長寿命化を進めているところでもあります。

昨年度におきましては、小柳第二団地 4 号棟及び幸畑第四団地 6 号棟のベランダ手すり改善工事、野木和第二団地 6 号棟の屋根改善工事などを実施し、今年度におきましては、幸畑第三団地 54 号棟のベランダ手すり改善工事、野木和第三団地 1 号棟の屋根改善工事を実施したほかに、国の第 2 次補正予算関連事業として本定例会に補正予算案を提出し御審議をお願いしているところでもあります。

今後につきましても、建築基準法など関係法令に基づく定期点検や日ごろのパトロールなどで建物状況の把握に努め、引き続き国の交付金等を活用しながら長寿命化に係る改善工事などを実施し、市営住宅の保全に努めてまいります。

○渡部伸広委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。しっかり国の交付金を使って計画的に補修事業を行っていただきたいと思います。

私も折々、入居者の方から給水管の水漏れなど修繕の相談を受けますが、日常発生している市営住宅の修繕についてどのように対応しているのか、また長寿命化に関する工事とあわせて年間どの程度実施しているのか、お知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部部长。

○金子牧子都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

建物の耐久性の向上等を図る長寿命化に係る工事とは別に、市営住宅で日常発生する修繕への対応につきましては、まずは入居者から寄せられた修繕要望について市営住宅の管理を行っている指定管理者が現場を確認することとしております。

その確認を踏まえまして、青森市営住宅等の管理業務に関する協定書に基づき、修繕内容に応じて指定管理者または市が修繕することとしております。修繕に当たりましては、給排水設備など、いわゆるライフラインに直結しました不良箇所の修繕を優先しながら、入居者の日常生活に支障を及ぼさないよう速やかに対応しているところでもあります。

市が実施しました昨年度のいわゆる長寿命化に係る工事ではありますが、ベランダ、手すり改善工事など 4 件で、契約実績としては合計約 5200 万円となっております。これ以外に日常発生する修繕につきましては 156 件で、契約実績としては合計約 3000 万円となっております、合わせて約 8200 万円となっております。

○渡部伸広委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

長寿命化のほうは、今回は4件で約5200万円の修理だということですが、日常の修理は大体156件の約3000万円ということで、たしか毎年こういう日常補修は、約3000万円だったと記憶しております。

かなり老朽化した市営住宅の補修ではありますが、限られた予算の中で今後もしっかり計画的に修繕に取り組んでいただきますよう要望して、この項は終わります。

次に、3つ目の質疑は、議案別冊の7ページに記載の債務負担行為の補正についてお尋ねいたします。

八甲田牛子牛生産事業委託業務の平成29年度の限度額は約1400万円と記載されていますが、この事業について概要をお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）八甲田牛子牛生産事業についてのお尋ねにお答えいたします。

八甲田牛子牛生産事業につきましては、八甲田牛のブランド化を図るため、畜産振興センターで子牛を生産し、安価に市内の畜産農家へ供給する方法により実施してまいりました。

しかしながら、当センターは開設後50年が経過し、施設、設備の老朽化により子牛の生産能力が低下してきたことから、今後、当センターにおいて安定的に子牛を生産し、畜産農家へ払い下げることは難しいとの判断に至り、これまでの払い下げ方法を見直して、畜産農家が市場から子牛を導入し、それに対して市が助成する方法で子牛を確保できないか検討してきたところであります。

そのような中、本県を含む北東北の家畜市場では、繁殖農家の減少に伴う子牛市場頭数の減少などにより、子牛市場価格が大幅に上昇する状況も見受けられ、計画通りに市場から子牛を導入することができるか危惧される状況となってまいりました。

このことから、改めて検討を重ねた結果、八甲田牛のブランド維持向上のためには、何より市内の畜産農家への安定的な子牛供給が必要であるとの考えから、市内において一定程度の八甲田牛子牛の確保が可能となり、加えて市内での繁殖農家の育成も図られる方法として、老朽化や機能低下などの課題はありますが、畜産振興センターの施設及び市が保有する八甲田牛の親牛を可能な限り活用して、外部委託により子牛生産業務を行う方法を考えたものであります。

委託業務につきましては、本年4月1日からのスタートを想定しているため、今定例会に当該年度以降の支出予定額等に関する債務負担行為として、八甲田牛子牛生産事業委託業務を提案しているものであり、議決をいただければ業者を選定し、指名競争入札を経て受託者を決定した後、平成29年第1回定例会終了後に委託契約を締結する予定としております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

答弁にありましたとおり、当初は子牛を市場から確保するというような案であったわけです。それは私も非常に不安を感じていたんですけども、今回外部委託をするという答弁をお聞きしました。これは、今までの50年の畜産振興センターが持っていたノウハウも活用できますし、また市内の繁殖農家の育成も図られると思います。

八甲田牛のブランド維持発展のためにも、この方式に私は本当に賛成するものがあります。議決をいただいてからしっかり取り組んでいただきますよう要望して、この項は終わります。

4番目の質疑は、第4款衛生費第2項清掃費、ごみの減量化についてお伺いいたします。

市は、これまでさまざまなごみの減量化・資源化の施策を講じてきました。それとともに市民の皆様のご協力のおかげで、現在ごみの減量化が着実に進んでいる状況であります。

そこでお尋ねいたしますが、今後、さらなるごみの減量化・資源化を進めていくには、どのような施策を考えているのかお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。環境部長。

○木村敏幸環境部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）山本委員の清掃事業についてのお尋ねにお答えいたします。

本市では、喫緊の課題となっているごみの減量化・資源化の推進に向けまして、これまで家庭系ごみ対策といたしまして、ごみの減量化・資源化ハンドブックやジュニア版ごみハンドブックを通じた市民啓発、衣類リサイクル等の分別収集の推進、全町会と各種団体等で構成される青森市ごみ問題対策市民会議と連携した減量化対策及び指定ごみ袋制度の導入などに取り組んでまいりました。

また、事業系ごみ対策といたしましては、拡散検査の強化や不適正排出事業者への訪問指導、一般廃棄物多量排出事業者を対象とした減量化等計画書の提出など、ごみの減量化・資源化の取り組みをさまざま強化したことによりまして、ごみの減量化・資源化は進んできておりますものの、まだ道半ばであります。

ごみの減量化・資源化の進捗状況につきましては、これまで定期的に市議会へ御報告させていただいているところでありますが、今後も引き続き、排出状況等の分析を行いまして、その時々状況に応じた施策を検討して、速やかな対応を講ずるべく努めてまいりたいと考えております。

市といたしましては、できるだけ早期に青森市清掃工場で本市及び広域町村の全てのごみが処理できるよう、引き続き緊張感を持って、ごみの減量化・資源化を進めてまいります。

○渡部伸広委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

答弁の最後に述べておりましたが、まさにその目標というのは、できるだけ早期に市の清掃工場ですべてのごみが処理できることが最大の目標でありますので、くれぐれもよろしく申し上げます。

どんな減量化をしていくのかは、さまざまなことをその時々やっていくということですが、いろんなパッケージがありますので、それを進めていくということだと思います。

我が公明党会派も、以前からごみの減量化にはさまざまな提案をしてきたところであります。答弁にもありましたけれども、指定ごみ袋の導入、衣類のリサイクル、雑紙の分別収集など、さまざま要望してきました。今年度は、まさに黄色の指定ごみ袋が導入になって、順調に今のところ減量効果が出ているところですが、油断せず、このごみの減量化の意識は市民の皆様とともに持っていかねばいけないと思います。

そこで、その他のプラスチックごみです。これは、平成24年から市民の皆様の協力を得て分別収集しているところではありますが、さまざまな声が寄せられております。その他のプラスチックはかさばるため、家庭内で置き場に困り、月2回の収集では次の収集日までためておくことが難しい、仕方なく可燃ごみと混ぜて出してしまうときもあるという声も聞いております。

我が会派を初めさまざまな議員からも、その他のプラスチックの収集回数をふやしてほしいとの市民の皆様の要望が上がっております。今年度、我が会派は2度にわたって前市長、そして小野寺市長に要望書を提出してまいりました。その他のプラスチックの収集回収をふやすことは、市民の最大関心事の一つであるともいえます。

そこで、再度お尋ねいたします。その他のプラスチックの収集回数をふやすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。環境部長。

○木村敏幸環境部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

その他のプラスチックの分別排出に当たりましては、市ではこれまで「広報あおもり」や清掃ごよみ等の広報媒体のほか、町会等を対象とした説明会や出前講座等のさまざまな機会を活用して、切ったり折りたたむなど、保管の際の容積をできるだけ小さくするためのかさばり解消法の御紹介と御協力のお願いに努めてきたところであります。

しかしながら、収集場所を管理されている町会からその他のプラスチックの排出量がふえており、収集ボックスにおさまらないといった御意見や、市民から家に保管していると場所をとって困るといった御意見が多く寄せられているところであります。

また、これまでの本市議会における議員の皆様からの多くの御質問や御要望のほ

か、市長への要望書もいただいておりますことから、その他のプラスチックの収集回収をふやしてほしいとの御要望の高まりは、認識いたしているところであります。

市では、可燃ごみや資源ごみ等、全ての種類のごみについて排出状況等の実態を把握するため、収集運搬業者と定期的に情報交換を行っておりますが、今般の状況を踏まえまして、改めてその他のプラスチックを含めた収集体制及び収集回数等の見直しに向けて、現在検討を進めているところであります。

○渡部伸広委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁の中では、その要望の高まりは認識しているとおっしゃっていましたが、最後に検討を進めているところであるということですので、その言葉のとおり検討を進めていただいて、ぜひ来年度には実施していただきたいことを要望してこの項は終わります。

次に、5つ目の質疑であります。国民健康保険事業特別会計での繰り上げ充用についてお尋ねいたします。

昨年9月の決算審議では、平成27年度の国保事業の赤字分は約2億485万円ありましたが、この繰り上げ充用が認定されました。繰り上げ充用は、毎年発生しているわけではありません。その前の2年間、平成25年度、さらに平成26年度は、繰り上げ充用はありませんでした。

また、その以前にはあったわけですが、そこでお尋ねいたします。国民健康保険事業特別会計の平成28年度の収支見通しについてお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

○浦田浩美健康福祉部理事 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）山本委員の国民健康保険事業特別会計の収支見通しについての御質疑にお答えいたします。

平成28年度の青森市国民健康保険事業特別会計の歳入歳出の実績につきまして、まず歳入の根幹をなす国民健康保険税収入では、11月末時点での現年度分の調定額におきましては57億7292万1100円で、昨年度の同時期と比較いたしますと1億6300万700円の減となっております。現年度分の収納額については30億100万5819円で、昨年度の同時期と比較すると、119万585円の減となっております。なお、現年度分の収納率については51.98%で、昨年度の同時期と比較すると1.4ポイントの増となっております。

また、歳出の大宗を占める医療費に係る保険給付費が、3月診療分から10月診療分までの支払い実績で、142億9285万3775円であり、昨年度の同時期と比較して1億2733万5576円の増となっております。

平成28年度の国民健康保険事業特別会計の収支見通しにつきましては、歳入においては、保険税収入の実績が11月末時点までしか出ていないこと、国、県等からの交付金の決定時期が年度末であるため額が未確定であること、歳出においては、医療費に係る保険給付費の実績が3月診療分から10月診療分までは出ているもの

の、医療費に係る保険給付費は、今後の感染症の流行などによって大きく変動する可能性があることなど、収支を見込むための主要な項目に不確定な部分が多いことから、現時点においてその見通しをお示しすることは困難な状況にあることを御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

保険税の収入、また医療費に係る保険給付費も、現時点ではそれぞれ約8カ月分しか実績データがないということですので、見通しを示せないというのは理解できます。これから国、県の交付金の見通し、また最大の関心事は、今はやりつつあるノロウイルス——インフルエンザははやっていますけれども、これらの感染症が大流行しないように。大流行するとぼーんと医療費が上がります。そこを恐らく健康福祉部も注視していることかと思しますので、この点をしっかりと注視して、また私たちは、うがい、手洗い、基本的なことを励行するように周知していただくことを要望してこの項は終わります。

次に、第10款教育費についてお尋ねいたします。

昨年の8月の夏休み明け、本市浪岡中学校の2年生の女子生徒がみずからとうとい命を絶ってしまわれた、とても悲しい、痛ましい事故が起きました。将来の夢、目標に向かって、最も多感で、健やかな学校生活を送っているときであるはずなのに、無念でなりません。児童・生徒の存在は、命は親御さんにとっては当然であります。地域、社会にとっても宝であり、希望の存在そのものであります。二度とこのような痛ましい事故が起きてはならないとの思いから、質疑に入らせていただきます。

質疑その1。このたび教育委員会が作成した、青森市立小・中学校いじめの認知に係る標準指針の概要をお示してください。

質疑その2。間もなく冬休みが終わり3学期が始まりますが、児童・生徒への新たな対応策についてどのように考えているのかお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）山本委員のいじめの認知についての御質疑に順次お答えいたします。

まず、標準指針の概要についてであります。教育委員会では、いじめ防止体制の強化を図るため、全小・中学校にいじめの認知等に係る調査を行った結果、いじめの発見から指導、保護者への連絡に至るまで学級担任1人で行っているケースが多いことが判明いたしました。そのため、学級担任だけでいじめ問題を抱え込むことがないよう、昨年末に青森市立小・中学校いじめの認知に係る標準指針を作成したところであります。

この指針につきましては4段階に分かれており、第1段階は、ささいな変化への

気づきとして、いじめの積極的な認知のために、全教職員が児童・生徒のささいな変化やトラブルについての情報を記録し、いじめ防止推進教師に提出すること。第2段階は、情報の集約、仕分けとして、いじめ防止推進教師が毎日寄せられる情報を集約、仕分けをし、それぞれの事案について校長の承認を得て、重要性や緊急性が高い場合には、いじめ防止等対策委員会を招集の上、対応案を協議すること。また、重要性や緊急性が低い場合には、継続性があるもの、新規のものそれぞれに応じて、学級担任を含む複数の教師及びスクールカウンセラーによる対応や経過観察による処置を講じること。第3段階は、組織による認知・対応として、重要性や緊急性にかかわらず、全ての事案について、週に一度招集するいじめ防止等対策委員会において、組織によるいじめの認知及び早期対応が図られるようにすること。第4段階は、評価、記録の蓄積として、いじめ防止等対策委員会において第1段階から第3段階までの取り組みを検証、改善をするとともに、いじめ防止推進教師が中心となり、その記録をデータベース化することにより、全教職員がいじめに係る情報を共有できるようにすることとしております。

このような一連のサイクルを繰り返すことにより、組織的な対応が可能になるものと考えているところであります。

次に、3学期に向けた新たな対応策についてお答えいたします。

教育委員会では、長期の休み明けが児童・生徒にとってプレッシャーや精神的動揺が生じやすい時期であることから、冬休み明け時期の対策について、これまで検討してきたところであります。このような中、1月16日に冬休みが明けけることを踏まえ、現時点で可能な対策について早急に着手することといたしました。

その内容は、1つ目として「フレンドリーダイヤル743-3600」を設置することといたしました。この相談ダイヤルは、市内小・中学校を対象とした、いじめや不登校を初めとする児童・生徒等からの電話等による相談体制を強化するため、現在、教育研修センターに設置している相談時間等を拡充するものであり、その内容は、電話相談の受け付け時間を毎日午前0時までとするほか、新たにメールによる相談を追加するものであります。設置時期につきましては、1月16日としております。

2つ目として、浪岡地区に特化した取り組みとして、浪岡地区教育環境充実プロジェクトチームを設置することといたしました。このプロジェクトチームは、浪岡地区小・中学校に対する教育委員会としての支援体制を強化するため設置するものであり、浪岡地区の児童・生徒、保護者への教育相談業務や、学校経営、学校運営への支援などの充実を図るものであります。設置時期は、明日1月11日からとしており、教育次長をチームリーダーとし、指導主事やカウンセリングアドバイザーの計6名で構成することとしております。このうち、指導主事1名とカウンセリングアドバイザー1名を浪岡教育事務所に配置することとしております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

まずは、今回のいじめの認知に係る標準指針は、本当に検討された内容だと思っております。この担任教師だけでいじめを抱えるのではなくて、いじめ防止推進教師を中心に複数で、またスクールカウンセラーなども含めまして組織で取り組んでいくということが、今回の大きなこの標準指針であるかと思えます。

また、週1回は必ず各学校で、いじめ認知の対応について、このいじめ防止等対策委員会を開催していくとしておりますので、これもしっかり取り組んで、第1段階であるささいな気づきに全校を挙げて気づいていただくようお願いいたします。

2つ目の質疑の中で、新しい対応ということで早速、電話相談ダイヤルを午前0時まで延ばすということを実施することにしていただきました。やはりこれまで聞いていると、いじめの相談ダイヤルはあるんですけども、午後8時30分までとか、やはりじっくりと長い時間でなかなかそれに対応し切れなかった。今回、午前0時までということで、当然、相談体制のスタッフもふやして対応していただけるものと思っております。

また今回、浪岡地区に特化して、初めて指導主事——現在、浪岡教育事務所には学務課機能はありますが、指導主事の機能はなかったわけですけども、今回、まず1名ずつ指導主事とカウンセリングアドバイザーを常駐するということであります。私は、教育委員会のいじめ防止については、認知も含めまして、とにかく必死に取り組んでいこうという本気度は感じているわけでありまして。これらにしっかり取り組んでいただきたいと思えます。

再度、何点か質疑させていただきます。

極めて急速に普及した現在のインターネット社会で、インターネットやスマートフォンなどは、いわば私たち大人がもたらしたものであります。いじめはなぜ起こるのか。さまざまな観点があるかとは思いますが、私は、いじめは大人社会の反映であると思えますが、教育長はどうお考えでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 再度の質疑にお答えいたします。

今、御指摘がありましたように、例えば、我々はコミュニケーションツールの一つとして、スマートフォン等を利用しているわけでありまして、その長所ということだけではなくて、そのことが持っている負の側面というものは、社会性が十分に身につけていない子どもにおいては、より顕著な形であられるものだと考えております。

例えば、本市の調査によりますと、既にスマートフォン等の利用は小学校1年生の段階で45%となっておりますので、ほぼ半数は小学校1年生から使用している状態にあると。そういう中で保護者と子どもの利用についての約束事だとか、必ずしも十分になっているとは認識していないところであります。

したがって、我々大人が利便性を求める余りに、使っているものが子どもに負の側面としてあらわれる可能性があるということを十分に認識しながら、対応していく必要があると考えているところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

本当にインターネット社会で、先ほど小学校1年生ではもう45%が何らかを使用しているということで、まさに使い方もしっかり教えていないまま、スマートフォンを初め使われているんだなという思いであります。

今回の痛ましい事故、浪岡地区では児童・生徒に限らず、狭い地域でありますので、地域全体でとても痛ましい、悲しい思い、また衝撃が走っているかと思えます。

そこで再度お尋ねいたします。教育委員会及び学校は、今回の重大事態を受け、地域、保護者の理解のために、どのような場で説明してきたのか、お示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 保護者、地域への説明のことについての質疑にお答えいたします。

今回の重大事態を受けて、不安に考えているのは必ずしも当該中学校の生徒や保護者だけというわけではなく、この中学校に進学する小学校、そして地域の住民の方も少なからず不安を抱いているものと考えております。

については、学校及び教育委員会といたしましては、そういう不安解消のためにも適切に情報提供が必要だと考えているところでありまして、当該中学校の保護者集会のみならず、一例を挙げますと民生委員児童委員協議会、それから浪岡地区学校警察連絡協議会、あとは進学してくる各小学校の保護者集会にも出かけて説明をしてきているところであります。これを先月末までで15回実施し、今後においても適切に情報提供はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 山本委員。

○山本武朝委員 これまで15回、さまざまな説明の場があり、また、今後進学してくるであろう地元小学校にも説明しているところだと。地元にはたしか6校の小学校があったかと思えますけれども、引き続き情報提供のほうをよろしく願いいたします。

次に、再質疑3つ目ではありますが、今回複数の生徒が捜査当局により児童相談所に通告されたことにより、学校生活等に不安を感じている生徒さんもいるかと思えます。また、親御さんもそうかと思えます。どのような心のケアを行っていくのかお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 今回、児童相談所への通告があった子ども等へのケアの問題

についての質疑にお答えいたします。

今回、通告があった子どもだけではなく、そのほかの子どもについても、こういうような報道とかを目にするにつけて、不安を覚える子どもがたくさんいるんだと考えております。

ついでには、この子どもたちだけではなくて、この学校の特に亡くなった子どもが所属していた学年の子どもについては、12月中に家庭訪問等を含めた面談を現在全て終了いたしました。それから、今週出校日がありますので、その場でも心身の健康状態の確認をすることとしております。さらに、今週末の14日、15日の土日2日間にかけて、これも家庭訪問等の面談をするということになっております。また、週明けの始業式には全校に対するアンケート調査、そしてそれをもとにした個別の面談というのを実施予定となっておりますので、これらも含めて健康状態を適切に把握し、早期の対応が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

来週16日から3学期が始まるわけでありますので、今、答弁にあった取り組みをしっかりとお願いいたします。

本市の教育現場では学業、部活動などを初め幾つもの教育活動がありますが、本市にとって取り組むべき最優先の課題はいじめ防止であることは明らかであります。このたび作成したいじめ認知の標準指針のもと、児童・生徒のささいな変化への気づきに全職員が組織で取り組んでいただき、各学校で週1回のいじめ防止等対策委員会をしっかりと開催していただきまして、いじめの認知、早期対応に取り組んでいただくことを強く要望するものであります。

最後に触れさせていただきますが、本市のいじめ防止基本方針の、いじめは、「いかなる理由があろうとも、いじめは人間として絶対に許されない」。この考えを粘り強く浸透していくしかありません。この意識を児童・生徒がお互いに共有し、そして何よりも私たち大人社会がその範を示すべきであると申し上げて、質疑を終わります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 次に、藤田誠委員。

○藤田誠委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）今、雪が降っていますが、これまで成人の日に雪が降らなかった日は余り記憶になかったんだけど、全然降らなかったですね。日曜日に家内と降らなかったことなかったんじゃないかという話をしたり、それからサッカーが優勝して大変いいことばかりです。多分教育委員会かどこかでパレードを企画しているのではないかなと。できれば1月16日は避けていただいて、ぜひともそのパレードに参加したいなと思っていますのでひとつ……。全然ないか。

それでは、一般質問から2点ほどお話をさせていただきます。

まず、アウガの総合窓口を設置するに当たって、柳川庁舎、本庁舎の総合窓口の廃止について、市長みずから検討させてくれということです。私もこの議会が終われば地域に議会だよりをまきますけれども、論理的に考えれば、アウガにつくれば柳川庁舎も本庁舎も別になくなっていいんですが、ただ、沖館、富田、新田の区域にすると、障害者を含め、できれば自由通路ができるまでは何とか残していただきたいなと思っています。自由通路ができれば比較的アウガに来やすくなります。冬期間は青森マリーナから青函連絡船への通路が雪もないのに閉まっていると。それから、ベイブリッジからおりてくるらせん階段も、12月1日になったらびだっと雪がなくても閉まっていると。先日、失敗しまして、雪がないのでとことことマリーナ側に行ったら閉まっておりました。時間がないので140円払って駅の中を通りましたけれども、ぜひとも御検討をお願いしたいと思います。

それから2つ目は、人事院勧告についてです。一般質問に対して、給与改定について、市長から御答弁いただきました。ありがとうございます。当初予算編成後の財政状況を勘案した上で判断するとのことでありましたが、同時に公務員の労働基本権制約の代償措置である給与勧告は尊重されるべきと認識しているとの答弁がありましたので、これについては、本市の置かれている現状と市長の今の立場を考慮すると、私は理解できるものだと思っています。小野寺市長においては、これまでの経歴からいうと、中央政治も財政運営にもたけていますので、この難局は乗り越えられると思っています。ぜひとも市政を支える、小野寺市長を支える職員の意欲向上と、さらにはわずかながらでも地域経済の活性化につながるよう、給与改定を確実に実施されることを期待しております。また、その際には、これまで培ってまいりました労使協調の関係、労使間の信頼回復を損なうことのないよう労使交渉の場を持っていただいて、適切な情報共有をしていただければと思います。一般質問における答弁で私は納得しておりますが、職員の一抔の不安や不満を解消するために、最後の機会だと思ってお話をさせていただきました。市長の答弁を信頼しておりますので、ぜひとも確実な実施を希望申し上げて、本題に入りたいと思います。

補正予算にある保育所等における業務効率化推進事業についてお伺いします。軽米委員が質疑されましたので、その残りを少し質疑させていただきたいと思います。

保育所等における事故防止や事故後の検証のためのビデオカメラの設置とあるんですが、私はそもそもその設置理由からいうと、全保育施設にビデオカメラを設置させるべきだと常々思っておりましたので、その設置義務を課すべきだと思うんですが、お考えをお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）藤田委員の保育所等におけるビデオカメラの設置についての御質疑にお答えいたします。

保育所等における業務効率化推進事業のうち、ビデオカメラの設置につきましては、保育所等における事故防止や事故後の検証を目的としたものであり、子どもが食事や午睡、昼寝を行う場所やプールなど事故が起きやすい場所にビデオカメラを設置することにより、事故発生の要因の特定や改善すべき点の検討など事故後の検証や今後の事故防止策の検討への活用が期待されているところであります。

一方で、保育所等におきましては、これまでも各保育所等の保育方針や保育理念に基づき、事故を未然に防ぐため、事故が発生しやすい保育活動中の職員体制の強化や職員に対する事故発生時の対応マニュアルに基づく研修の実施、また、事故報告書に基づき、事故発生の要因分析や再発防止のための改善策を検証するなど、事故防止等のための取り組みを実施し、子どもたちの安全な保育環境の確保に努めているところであります。

このようなことから、市といたしましては、ビデオカメラの設置につきまして、保育所等の意向を尊重すべきものと考えており、義務を課すことは考えていないところであります。

○渡部伸広委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

私が総理大臣にでもならない限りこれは難しいかなと思うのですが、今回軽米議員への答弁で、対象施設が 89 カ所でシステムの導入が 52 カ所、ビデオカメラの設置が 31 カ所の希望があったということです。この対象施設の 89 カ所について、例えばビデオカメラが既にあるなどカメラの設置状況の調査はされたと思うのですが、どうでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 ビデオカメラの設置状況に対する再度の御質疑にお答えさせていただきます。

今回対象となりました 89 施設のうち、既にビデオカメラ等を設置しているところにつきましては、保育所が 28 カ所、幼保連携型認定こども園が 9 カ所ということで、合計 37 カ所において既に設置されているところであります。

○渡部伸広委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 引き算すれば、あとは 21 カ所ということですね。21 カ所についても保育方針や保育理念などでいろいろお断りされた理由があると思いますけれども、今後もまた、多分そのうちにこういう保育環境の整備があったら、ぜひとも設置するようにしていただきたいと思います。

私はこの補正予算、実は平成 27 年 12 月 18 日に概要が示されて、新聞でちらっと見て、ついに金を出すのかと思って、これはたしか平成 28 年第 2 回定例会だと思うんですが、橋本議員に一般質問で答えておりました。八戸市、平川市では平成 27 年度に、いわゆる 3 月補正で提案したと。多分、概要でこれはいいなと思って手をつけたんだろうと思いますが、私は市に対してどうなんだと言ったら、とても補正

予算に間に合わなかったと。当然ですよ。調査をして、設置を求めて、省庁に予算を求めて、内示があつて、それでちゃんとできるかという、なかなか時間がかかるものですがけれども、八戸市、平川市ではやっているという現状では、私はどこかで補正予算の概要なり、補正予算が決まってからの部分で、何かどこかでつまずいたところがあるのではないかと。これは、全庁的にいろんな補正予算が出されて、その概要が示されて、予算編成上、市としておいしいもの、欲しいものがいっぱいあると思うんですよ。そのときに補正予算の中身をきちんと捉えられればいいけれども、なかなか今は――各課に法令担当がいるようですがけれども、課長も仕事を与えられていて暇でないと。いわゆる課長が課の中の業務を掌握できる、課長が仕事を持たないで、下に仕事をさせてコントロールをするという形になればいいんだけど。ちょっと聞いたら課長が自分の仕事を持っていて、自分の仕事が中心になって周りを見れないという環境であることは、前からたびたび私は言っているんです。

今後、職員の不正会計、情報漏えい防止のための基本方針や実施計画の策定が義務づけられます。その際でも結構ですので、そういう意味で、ぜひとも体質を変えていただきたい。今は各課に法令担当者がいて――いないところもあるけれども、いろんな補正予算や国から示されているものを早期に判断するためには、私はかつてのように企画や財政、総務の法令担当がこの部分を持っていて各課に回す、そこでいわゆる補正予算の概要をつかむと。それで、そこから進むという体制もあると思うので、ぜひともそういう体制にしていきたい。そういう意味でこの質疑をしました。

また、今回対象にならなかつた無認可保育所等、子どもを預かる施設にも、そっちのほうが多いので、やはりビデオカメラの設置を。今回対象になった施設は、ある意味で保育理念がきちんとしていて、対応マニュアルがきちんとしているところですので、それ以外のところは、ちょっと語弊があるかもわかりませんが、そっちのほうが多いので、次の機会にはアンテナを高くして、ぜひともそういう対象外のところにもやっていただければと思います。今回はそういう意味でこの部分をお話ししました。それでも概要が示されて、今定例会に補正予算が出されましたので、ちょっと一息です。

これは、平成 27 年度補正予算のときに 1 回限りと書かれていたので、平成 27 年度補正予算の概要が示された時に、「1 回だけだよ、あとないよ」と言われたので焦っていましたがけれども、余り対象者が少なくて予算が余ったのか、平成 28 年度にもそのままありました。平成 28 年 4 月 7 日の保育関係予算のところに対応方針が出されて、青森市がここに不名誉なことに、今回の緊急対策の対象となる自治体と書かれていました。余りやらないから早くやれという話だったんだと思いますけれども、ぜひともアンテナを高くして、市民のために少しでも有利になる予算をつかまえていただくことをお願いして、次に進みます。

次は、社会福祉施設等の防犯対策強化事業について、神奈川県相模原市の障害者施設での痛ましい死亡傷害事件は、障害のある子を持つ親にとっては、いろんなことを考えさせられる事件でした。この国の早い対応には、私は障害を持つ子の親として心から感謝しています。どういう事業内容を生むのか、ぜひとも短い時間ですけれども、お願いします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

○浦田浩美健康福祉部理事 藤田委員の障害者支援施設等防犯対策強化事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

障害者支援施設等防犯対策強化事業は、平成 28 年度の国の第 2 次補正予算の関連事業として、障害のある方が安心して生活できる環境づくりのため、障害者支援施設等における非常通報装置、防犯カメラの設置など安全対策の実施に必要な経費に対する補助事業であり、社会福祉施設等施設整備費補助金の対象に新たに追加されたものであります。

当該補助金は、障害者支援施設等における防犯対策を強化するため、門、フェンス等の外構等の設置または修繕、110 番直結非常通報装置や防犯カメラなどの設置に対して補助を行うもので、その補助率は、国が 2 分の 1、市が 4 分の 1 となっております。

本市では、国の通知を受け、補助対象となる施設等を運営する全ての法人に対して事業実施についての希望調査を行ったところ、調査対象となった 54 法人のうち、10 法人から合わせて 14 カ所の施設等への設置に係る実施希望があり、その全ての施設等が実施できるよう予算環境を整備するため、障害者支援施設等防犯対策強化事業の補助金に係る補正予算案を本定例会に提案し、御審議いただいているところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 いろんなハード面での補助について説明いただきました。ありがとうございました。

あとはソフト面です。いわゆるゆがんだ障害者に対する意識、これはやはり子どもころからの関係もあると思います。青森第二養護学校へ子どもが通っていたころには浜館小学校との交流があって、そういう、いわゆるハード面ではなくて、障害者に対する理解を深めていただくようなソフト面のいろんな取り組みをしていただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○渡部伸広委員長 次に、長谷川章悦委員。

○長谷川章悦委員 自由民主党の長谷川でございます。よろしく願いいたします。14 分だそうですので、簡単に行きたいと思いますので、よろしく願いします。

通告してから忙しくて、それにほとんど目を通していませんので、聞き取りと違っ

た形のものになるかもしれませんが、そうになりましたらひとつ御了承いただきたいと思ひます。できるだけそうならないように頑張りますので、よろしくお願ひします。

まず、先般新聞等でもあつた青森空港有料道路の無料化については、県で青森空港有料道路経営改善ということで検討委員会をつくつてやっています。これまで、特に浪岡地区は合併以来、同じ市の中に金を払つて来ること自体がおかしいのではないかということで、強力にその無料化を求めてきた経緯があつたと思ひます。その中で、市もこれまで重点要望という形で県に要望してきました。私は、何年か前にもこのことを何回か取り上げました。そして、最後に当時の工藤部長だと思ひますけれども、これは無理ですなと言つたら、はい、そうですと素直に答えておりましたので、なかなか厳しいのかなと思ひます。それで今、最近にわかには検討委員会ができる無料化の問題が出ていましたので、この有料道路の無料化についての現在の市の状況についてお示しいただきたいと思ひます。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 長谷川委員の青森空港有料道路の無料化についての御質疑にお答えいたします。

青森県では、青森空港有料道路については、借入金により道路を建設し、その利用者から徴収する通行料金で借入金を返済するという受益と負担の原則に基づき賄われるべきものとし、本有料道路の通行料金徴収期間を平成 29 年 7 月までの 30 年間と設定しているところであります。このことから、市では、県に対しまして、早期無料化について平成 21 年度から重点事業として要望してきたところであります。

このような中、県におきましては、平成 29 年 7 月の料金徴収期間満了時において多額の債務が残ることが想定されることから、青森空港有料道路の今後のあり方を検討するため、平成 27 年 12 月に青森空港有料道路経営改善検討委員会を設置したところであります。

同委員会では、4 回にわたる検討を経て最終報告案を取りまとめ、去る 12 月 21 日に県知事に対し、料金徴収期間を 10 年間延長し、青森空港有料道路の利用者の負担により債務の返済を行うことが適切であり、利用者の理解が得られるよう、コスト削減の取り組みによる経営の効率化に引き続き努めるとともに、弾力的な料金施策の導入、利用者獲得のための PR 策の導入などサービス向上策にも取り組むべきとの提言を行ったところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 当初は期間を延長せずに全部県が肩がわりし、それで無料開放するということと、10 年間の延長ということで全額返還という形で検討がなされたと思ひますけれども、徴収期間を 10 年間延長するという点を受けて、市として県に対し、今後引き続き無料化を要望していくべきかと思ひますけれども、今後につい

てどのように考えているかお示しいただきたい。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 長谷川委員の再度の御質疑にお答えいたします。

このたびの青森空港有料道路経営改善委員会の提言内容につきましては、承知しているところであります。現在、県においては対応を検討しているものと聞き及んでいるところであります。市といたしましては、平成21年度から重点事業として県に対し青森空港有料道路の無料化を要望してきていること、また、当該路線が青森・浪岡地区を結ぶ重要な路線であるということを確認しておりますことから、今後も県の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 恐らく10年間の延長という形になるだろうと思いますけれども、いずれにしても県の残債が約13.1億円。この残債を肩がわりする分、県費を建設費に回したほうが無料開放するよりも経済効果が大きいということも青森空港有料道路経営改善検討委員会の中で出されていたと思います。その約13.1億円を返済しない場合には、道路事業等においても約68億円相当の事業が可能になるということも、新聞で書かれていたと思います。今まで県に対してどういう働きかけをしたかはわかりませんが、新しく小野寺市長も誕生いたしましたし、県とこれからがっちりスクラムを組みながらやっていくということでもありますので、市長から強力に三村知事に申し入れいただきまして、できるだけ市に効果があるような形での折衝をしていただくことを要望したいと思います。ありがとうございました。

続けて、一度にいきます。

まず、オリンピックの事前合宿の誘致の取り組み状況についてお願いいたします。

次に、浪岡自治区地域協議会から提出された意見書について、先般の中田議員には尊重するという答弁があったと思います。最近、市長がかかわってそのことについてどうなるのかというお尋ねもされておりますので、尊重するということがどういうことなのか、実現に向けての尊重なのか、その辺を合わせてお願いいたします。

それから、スポーツ振興について。総合型地域スポーツクラブの支援として具体的にどのような取り組みをしているのか、さらに国体に向け、市は実施競技や施設についてどのように取り組んでいくのかお願いいたします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 長谷川委員のオリンピック事前合宿誘致についての御質疑にお答えいたします。

東京オリンピック・パラリンピックに係る事前合宿誘致につきましては、1つには、青森県バドミントン協会の御協力のもと、現在、競技団体の海外遠征等の機会において、関係者にアプローチをしているところであります。また、2つには、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会による事前トレーニング候補

地ガイドに登録し、昨年12月22日より大会組織委員会ホームページにて公開されているところであり、この東京オリンピックの合宿誘致のほか、市では地域経済の活性化を図る目的から、スポーツ合宿の誘致を推進し、海外カーリングチームの合宿誘致に取り組んでおり、英語版のパンフレットを作成し、関係者に接触してきたところであり、

このたび、青森県カーリング協会のアプローチをきっかけとして、今冬2月にロシアの車椅子カーリングチームの合宿誘致が実現の見込みとなっております。このチームは、本市に11日間滞在し、みちぎんどリームスタジアム——青森市スポーツ会館におきまして、自主トレーニング及び地元のカーリングチームの団体との親善試合などを行う予定であり、同協会と市が、現在最終調整に当たっているところであり、

以上でございます。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 浪岡自治区地域協議会からの意見書についての御質疑にお答えいたします。

本定例会一般質問におきまして、中田議員からの再質問で浪岡自治区地域協議会からの4つの条件のうち残る2つについて、新市長体制になってからも反映されるのかとの御質問がありましたので、浪岡自治区地域協議会からの御意見であるので引き続き尊重するという姿勢であると御答弁いたしました。当該条件に対する姿勢に変わりはなく、実現に向けて努力するというところであります。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○横山克広教育委員会事務局理事 長谷川委員のスポーツ振興についての2点の御質疑に順次お答えいたします。

初めに、総合型地域スポーツクラブの支援の取り組みについてお答えいたします。

総合型地域スポーツクラブは、子どもから高齢者までさまざまなスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまでそれぞれの志向・レベルに合わせて参加できる特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブであり、現在、市内では県に登録している3団体が活動しております。教育委員会といたしましては、平成28年3月に策定した青森市教育振興基本計画に基づき、総合型地域スポーツクラブの情報を市ホームページで紹介するほか、活動内容等のチラシを学校に配付するなどのPR活動により、スポーツ・レクリエーション活動への参加促進が図られるよう支援しているところであります。

次に、国体開催に向けた実施競技や施設についての御質疑にお答えいたします。

2025年に開催が予定されている青森国体に向けた取り組み状況につきましては、県国体準備室からの各市町村等に対する青森国体における実施希望競技の意向調査を受け、本市では、競技団体の意向等を踏まえ、実施希望競技として14競技ある旨の回答を行ったところであります。今後、県におきまして、調査結果の集約・分析

を行い、競合競技の調整や施設の現地調査を実施し、会場地選定案の審議等が行われていく予定であります。また、施設につきましては、国体開催も踏まえ地域スポーツの促進を図るため、戦略的に改修等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 まず、オリンピックの事前合宿、今、にわかに全国的にさまざまな種目等のホストタウンとかが決まっているようであります。先ほど青森山田高校の全国高校サッカーの優勝もありましたけれども、やっぱりスポーツを高めることが地域の活性化にもつながるといことは十分皆さんも御存じのことと思います。私ども体育協会としても、これから何としてでもスポーツ振興を図りたいという意気込みで今やっているところです。今までがどうなのかはいつでもいいですけども、これからが大事です。まして、オリンピック、そして国体もあります。そのことを踏まえながら前向きに、お互いに関係者で検討していただければと思います。

特に、このホストタウン構想は、やはり国際的な認知度を高めるということには極めて有意義なものであると思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたい。それから施設についても、青森市の場合は県の施設におんぶにだっこですので、なかなか施設の改修等は見込めないと思いますけれども、あわせてそのことも考えていただければということで、オリンピックについてはよろしいです。

さらに、浪岡地域自治区の問題について、私は前市長に、あなたの任期中にきちっとした計画を立ててやりなさいということをお願いしてきましたけれども、それはかなわないで来てしまいました。いずれにしても、合併特例債を庁舎に使うということで浪岡自治区地域協議会から出された条件でありますので、時間がかかるのかどうかわかりませんが、前向きに検討していただければと思いますので、新しい市長のもとにひとつそのことはお願いしたいと思います。

○渡部伸広委員長 長谷川委員に申し上げます。

自由民主党会派の持ち時間が経過いたしましたので、これをもって終了させていただきます。

○長谷川章悦委員 どうもありがとうございました。

○渡部伸広委員長 次に、木戸喜美男委員。

○木戸喜美男委員 どうも皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）自民清風会、木戸喜美男でございます。最終処分場についてお伺いたします。

まず、平成 27 年 4 月から青森市清掃工場が供用を開始したが、供用開始前の平成 26 年度と供用開始後の平成 27 年度における一般廃棄物最終処分場の埋立処分量をお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。環境部長。

○木村敏幸環境部長 木戸委員の一般廃棄物最終処分場についてのお尋ねにお答えいたします。

平成 27 年 4 月に供用を開始した青森市清掃工場は、これまで一般廃棄物最終処分場に埋立処分をしていた焼却灰を高温で燃焼することにより溶融し、スラグとして資源化するほか、不燃及び粗大ごみの破碎選別処理により金属を分別して再資源化するなど、一般廃棄物最終処分場への埋立処分量の削減を図る施設となっております。

お尋ねの、当該清掃工場の供用開始前年度である平成 26 年度の最終処分場への埋立処分量は約 3 万 4189 トン、また、供用を開始した平成 27 年度の埋立処分量は約 1 万 3725 トンとなっております。供用開始前と比較して約 2 万 464 トン、率にいたしますと約 60%減少しております。

なお、今年度についてであります。昨年 11 月末時点における埋立処分量は約 9064 トンで、平成 27 年 11 月末時点と比較して、さらに約 2100 トン減少しているという状況となっております。

○渡部伸広委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございます。

まず、これまでは粗大ごみは潰して埋めるということをやってきました。新清掃工場ができてからは、不燃及び粗大ごみの破碎選別の処理で燃焼できて、その分埋め立てがなくなったと。さらに約 60%の減であるということで、大変気にしていたものがなくなりまして、安心しております。

再質疑といたしまして、少し変わるところがありますけれども、これまで一般廃棄物最終処分場のボックスカルバートの水漏れなどが心配されていましたが、現在のボックスカルバートについてお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。環境部長。

○木村敏幸環境部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

一般廃棄物最終処分場のボックスカルバートにつきましては、直近では平成 24 年 6 月に漏水が確認されまして、同年 12 月に止水工事を完了したところであります。その後につきましては、状況確認のため、例年春ごろ年 1 回の目視点検を継続して実施しております。今年度におきましては、昨年 6 月に目視点検を実施いたしましたが、漏水は確認されませんでした。また、目視点検とあわせてボックスカルバート出入り口や、二股川の当該処分場下流域におきまして、定期的に水質検査を実施しておりますが、いずれの検査結果も水質汚濁防止法に定める河川の環境基準を下回っており、異常は確認されておられません。

市といたしましては、当該処分場が周辺環境に影響を及ぼすことのないよう、今後とも目視点検及び水質検査を継続的に実施いたしまして、引き続きボックスカルバートの状況把握に努めてまいります。

○渡部伸広委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございます。

現在は目視しながら水質検査、そして水漏れがないとのことでありまして、私ど

も新城、西部地区の住民としては安心しております。ありがとうございました。

これまでその他のプラスチック回収について、何回もお願いしておりました。先ほど山本委員もその回収をふやしてくださいということでありましたし、私どももこれまでずっと再三お願いしてきました。来年度からの実施に向けて、回収が早期にできることを強く要望してこの項は終わります。ありがとうございました。

次に、アフターDCに向けた取り組みについてお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 木戸委員のアフターデスティネーションキャンペーンに向けた取り組みについての御質疑にお答えいたします。

まず、昨年7月から9月まで開催されました青森県・函館デスティネーションキャンペーン——以下、DCといたします——の実施結果につきましては、期間中の青森県内と道南エリアにおけるイベントの入り込み客数は延べ823万8000人で、前年を40万4000人、5.2%上回り、同地域の施設の入り込み客数は延べ604万3000人で、前年を56万9000人、10.4%上回っております。この結果から、開催効果は大いにあったものと認識しております。

市では、昨年3月の北海道新幹線開業、またDCに向けてさまざまな活動を行ってまいりました。具体的には、旅行エージェント向けのDC用ガイドブックを新たに作成し、旅行商品造成をエージェントにお願いするセールス活動。本市の認知度とイメージを高めるため、首都圏・北海道や東北新幹線沿線の主要都市での観光キャンペーン、プロモーションの実施。青函圏域、津軽圏域の自治体との広域連携による情報発信。無料Wi-Fiスポットの整備・拡充、多言語対応観光アプリの開発など、外国人観光客受け入れ態勢の整備・充実などに努めてきたところであります。

そして、DC期間中には、関係自治体等と連携した首都圏等での観光キャンペーン。リゾートあすなろ車内でねぶた囃子を演奏する青森らしいおもてなし。SL銀河青函DC号などの特別列車やDCオープニング・クロージングに合わせた新幹線のお出迎えやお見送り。浅虫温泉の宿泊者向けパンフレットの作成などを実施しております。

このように、各地域の方々、関係自治体、観光事業者等の皆様と協力・連携しながら、多様な取り組みを進めてきたところであり、これらの取り組みの結果、DC期間中の市内の主な観光施設の入り込み客数は、前年同期比で約1割近く増加する施設もあるなど、全体で増加している状況にあります。

本年7月から9月には、木戸委員御紹介のとおり、DCの後継企画として、JR各社と自治体・地域が連携して行う観光キャンペーン、いわゆるアフターDCが予定されております。このアフターDCは、JR各社の協力のもと、全国からの集中的な誘客と地域経済の活性化を図るものであり、今後、その概要が発表される予定となっております。DCの効果を一過性のものとするものがないよう、また、青森県と函館が1つの観光エリアとして定着するよう、近隣自治体との連携を強化しな

がら、誘客に向けた着実な取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 御答弁ありがとうございました。

まず、せんだって今年の12月ころに県のほうが連携することで、すごく集客がよかったという報道がありました。ましてや、ついこの間、インターネットで青森県知事が大阪の芸人さんとタイアップしながらPRする動画を作成して、それが今すごく皆さんに見られております。最後には、青森県知事がなまって青森県「つづ」になっているということで、またそれが一つの売りになっておりました。

ということで、青森市としてもこれからいろんな形で取り組んでいただければと思います。特に小野寺新市長が言うておられます、前へ前へ、そして近隣市町村と連携をしながらというところでありまして、特に弘前市は城の曳屋、八戸市はユネスコが正式に無形遺産登録ということもありますし、下北はジオパーク、そんなことで道南とまた一緒にこれからさらに努力しながら、観光集客といったものに努力していただければ大変ありがたい。ただ、個々の仕事としてはなかなか目立たないので、ぜひともこれから大いに仕事ぶりを発揮させて、そして集客に向けていただければ大変ありがたいと思いますので、どうかこれからもよろしく願いして終わります。

ありがとうございました。

○渡部伸広委員長 次に、館田瑠美子委員。

○館田瑠美子委員 日本共産党の館田瑠美子です。

最初に清掃事業について、2点質疑いたします。その他のプラスチックの分別収集を全市的に開始したのは平成24年の4月でしたが、分別収集を開始した直後から、収集回数をふやしてほしいという声が上がりました。要するに、当初から収集回数が実態に合っていなかったということになります。

市は、その年の11月から、その他のプラスチックを空き缶、ペットボトルなどの他の資源ごみと一緒にせず、単独で収集することに変更し、市民にはかさばりをなくすために、はさみで切って小さくするなどの協力を呼びかけてきました。

しかし、かさばりだけではなく、重量自体もふえていることは明らかです。平成24年度は、937.6トンでしたが、平成27年度は1156トンでした。218.4トンもふえているのですから、かさばり対策だけでは限界だということは市としても認識していることと思います。

質疑は、その他のプラスチックの収集回数をふやすべきと思うがどうでしょうか。山本委員も質疑しておりますので、簡潔に答弁をお願いいたします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。環境部長。

○木村敏幸環境部長 館田委員の清掃事業についてのお尋ねにお答えいたします。

その他のプラスチックの分別排出に当たりましては、市ではこれまでさまざまな

広報媒体のほか、さまざまな機会を活用して、かさばり解消法の御紹介と御協力をお願いに努めてまいりました。

しかしながら、町会からは収集ボックスに収まらないといった御意見ですとか、市民の方々からは保管場所に困るといった御意見が多く寄せられておりまして、また、これまで本市議会における議員の皆様からの多くの御質問や御要望のほか、市長への要望書もいただいているといったことから、その他のプラスチックの収集回数増に係る御要望の高まりは、認識をいたしているところであります。

市では、可燃ごみや資源ごみ等、全ての種類のごみについて排出状況等の実態を把握するため、収集運搬業者と定期的に情報交換をしつつ、検討を進めているというところであります。

○渡部伸広委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 市としても十分認識をしているということで、収集業者等というところをいろいろ検討しているところだということでした。先ほど山本委員には、その他のプラスチックを含めた全体の収集体制の見直しを検討しているところだというような答弁もありましたので、十分認識をして、回数をふやす方向で検討していることだと思います。

再質疑しますけれど、指定ごみ袋に完全移行したことによって、その他のプラスチックはさらにふえたのではないかと思われませんが、どうでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。環境部長。

○木村敏幸環境部長 その他のプラスチックの排出状況に係る再度のお尋ねにお答えいたします。

青森地区における直近3カ年度の家庭から排出されたその他のプラスチックの量についてまず御紹介させていただきますが、平成26年度は約990トン、平成27年度は約1158トンでありまして、量にいたしまして約163トンの増、割合では16%の伸びということになっております。

指定ごみ袋制度を本格導入した今年度であります。4月から11月までの速報値でありますけれども、平成27年度の同時期と比較をいたしますと、平成27年度は11月末までに749トン、今年度は約982トンとなっております。量にいたしまして233トンの増、割合では約31%の伸び率となっております。増加傾向が拡大をしているという状況となっております。

○渡部伸広委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 ありがとうございます。

指定ごみ袋制度に完全移行したことによっても、31%もその他のプラスチックがふえているということでした。

市はこれまで、この指定ごみ袋を導入したり、燃やすごみを減らすために分別をしっかりと行うよう市民に協力を求めてきました。今度は、市が町会や市民の声に応える番だと思います。しかしそうはいっても、収集回収をふやすためには、先立つ

ものも必要になると思います。4月から、ぜひ回数をふやすことができるように、市長と財務部長には予算措置をしてくださるようお願いして、この項を終わりたいと思います。

次に、不燃ごみの処理工程で発生した事故について伺います。民生環境常任委員会で、不燃ごみを破砕機で破砕する際、着火元となる火花が発生することもあるので、爆発の可能性をゼロにするのは難しいことから、あらかじめ爆風放散口が設けられていると説明がありました。

しかし、だからといって、カセットボンベなどの穴あきの確認をおろそかにしてはいけないと思います。カセットボンベやスプレー缶などの穴あきの確認をどのようにしているのか、示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。環境部長。

○木村敏幸環境部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

青森地区では、不燃ごみの処理における火災事故等の発生を防止するため、カセットボンベやスプレー缶等は、必ず使い切ってから穴をあけて専用の回収容器へ出していただくよう、広く市民の皆様へ御協力をお願いしてきたところであります。

しかしながら、透明なごみ袋に入れられた不燃ごみの中にカセットボンベ等が混入していることもあるため、回収容器に出されたもののみならず、ごみ袋の中身を確認することとしておりまして、回収したカセットボンベ等は、ほかの不燃ごみとは分けてごみ収集車に積載し、青森市清掃工場へ搬入しております。清掃工場におきましては、ほかのごみと混入することがないように、カセットボンベ等をおろすための専用の場所を設けておりまして、そこで穴あけがなされているかの確認を行っております。また、市民や事業者が直接工場へごみを持ち込む、いわゆる自己搬入につきましては、荷おろしする際に聞き取りを行い、カセットボンベ等がある場合には穴をあけているかの確認を行っているほか、荷おろしされた不燃ごみの中に、カセットボンベ等が混入していないかの確認を行っております。さらに、ごみを破砕処理する前にも、不燃ごみを受け入れホッパーに投入するダンピングボックスでごみを展開し、危険物が混入していないかの確認を行っております。

しかしながら、昨年12月に清掃工場の不燃ごみの処理工程で爆発事故が発生いたしましたことから、今後の再発を防止するため、カセットボンベ等のガス抜き徹底について、改めて市のホームページにおいて啓発を行うとともに、清掃工場のプラットホームにおける不燃ごみの荷おろし場所に、カセットボンベ等の穴あけについて、大きな文字で見やすく表示した看板を設置したほか、本年1月15日号の「会報せいそう」においても、啓発を行う予定としております。

また、ごみ袋の中身の確認によるカセットボンベ等の選別については、家庭ごみ収集の受託業者、市の収集作業員及び清掃工場の運営事業者に対しまして、これまでも注意喚起を行ってまいりましたが、改めて徹底をするべく指示をしたところであり、市といたしましては、これまで行ってきた取り組みのさらなる徹底を図るこ

とを通じて、清掃工場における事故の再発防止に努めてまいります。

○渡部伸広委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 わかりましたけれども、1つ再質疑したいと思いますが、破砕機にはどのような不燃ごみをかけているのか、この点について教えてください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。環境部長。

○木村敏幸環境部長 お答えする前に、申しわけありません、先ほどのその他のプラスチックの平成27年度の排出量につきまして、1158トンと申し上げましたが、正しくは1153トンでございます。謹んでおわびし訂正させていただきたいと思っております。

それでは、再度のお尋ねにお答えいたします。

清掃工場に搬入された全ての不燃ごみを袋から出して中身の確認というお尋ねですけれども、この実施に当たっては、当該作業を行うためのスペースの確保ですとか人員の増、またそれらに伴う新たな経費増等々、さまざまな課題をクリアする必要がありますので、現状ではちょっと難しいものと考えております。

ただ、先ほど御答弁申し上げましたとおり、市としてこれまで行ってきた事故防止の取り組みのさらなる徹底に努めますとともに、安全性の向上に向けてどのような工夫ができるのか、現在、運営事業者と協議をしているという状況であります。

○渡部伸広委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 袋の中身の確認は現状では難しいということで、私はやはり袋のまま破砕処理をしているのではないかと思うんですけれども、その点はどうですか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。環境部長。

○木村敏幸環境部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

不燃ごみについては、先ほど御答弁申し上げたとおり、それぞれの段階でその混入がないか確認をさせていただいております。

ただ、破砕処理に当たっては、確認した上で、あえて袋から全部出すことはせずに、袋に入った状態でまずダンピングボックスでできるだけの展開をして目視点検をしており、一つ一つばらすということはいたしておりません。

○渡部伸広委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 やはり袋のまま破砕機にかけているから、今度のような爆発事故につながるということだと思っております。やはり袋から取り出すことで、危険物が入っているかどうかということをしつかりと点検することができて、取り除くことができると思っております。

ですから、清掃工場において最後の段階で爆発を防ぐためには、袋のまま破砕機にかけないようにすることが必要だと思いますけれども、どうでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。環境部長。

○木村敏幸環境部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

先ほども御答弁申し上げたんですが、まず、全て袋から出して展開確認をするた

めには、まず既存のストックヤードのスペース、この余裕が今かつかつの状態なものですから、それをやるためには、まず新たな場所の確保や、さらにそのことによってその搬入動線を新たに確保しなければいけないという、さまざまな物理的な制約をクリアする必要があります。また、それに伴いまして、まず作業工程等の増によって新たな経費増等、さまざま課題がありますことから、現時点ではすぐさまの対応が困難なのかなと思います。

従いまして、先ほど御答弁申し上げたとおり、まずこれまでの事故防止に係る取り組みのさらなる徹底に極力努めることにより、安全性の向上を目指してまいりたい。また、そのほかにどのような工夫ができるのか、これについては現在運営事業者と協議を進めている状況であります。

○渡部伸広委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 さらなる徹底が全ての段階において必要だということは私もそのように思いますけれども、先ほど私が言ったように、やはり爆発事故を防ぐためには、袋ごと破砕機にかけるやり方というのを改めなければ、これは防げないと思いますので、ぜひ改めていただくように強く指摘しておきたいと思います。先ほどいろいろ課題もあるというので、そういう課題をクリアしながらぜひ改めていただくように強く指摘しておきます。

それから、穴あけについては、自治体で対応が違うようです。高齢者世帯がふえていることも関係しているのではないかと考えていますけれども、穴あけによる事故も発生しているので、穴をあけなくてもいい、あけずに出してくださいという方法をとっている自治体もあります。また、札幌市では穴あけの不安な方は、各清掃事務所や消防の分署やリサイクルセンターで、スプレー缶やカセットボンベの引き取りをしています。中身が残っていても引き取っています。特に、使い切っていない缶が危険なわけですから、本市でも消防の分署や市民センターなどに専用のボックスを置いて、穴あけに不安がある方を対象にした引き取りについても、検討していただけたらと思います。これは要望です。

清掃事業についてはこれで終わって、次に高齢者福祉について2点質疑いたします。改正介護保険法施行により、4月からは新総合事業の実施は避けられなくなりますが、多くの市町村では、地域の介護の実情から出発し、国のガイドラインをうのみにしないで、まずは現在のサービスを維持・確保することを優先し、助け合い、支え合い、介護予防の地域づくりはじっくり時間をかけて検討するという、現実的な対応をする自治体が多いようです。

4月から実施を予定している本市の介護予防・日常生活支援総合事業の内容を示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

○浦田浩美健康福祉部理事 館田委員の介護予防・日常生活支援総合事業についての質疑にお答えいたします。

平成 29 年 4 月から実施する介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業においては、大きくは要支援者や要支援、要介護状態となる可能性のある基本チェックリスト該当者を対象とする介護予防・生活支援サービス事業及び全ての高齢者を対象とする一般介護予防事業の 2 つの事業を実施することとしております。

介護予防・生活支援サービス事業においては、5 つの事業で、1 つには、地域包括支援センターが対象者の自立に向けたケアプラン作成等を行う介護予防ケアマネジメント事業。2 つには、訪問介護員が対象者の自宅に伺って身体介護や生活援助を行う介護予防訪問介護相当事業。3 つには、通所介護事業所において食事や入浴等の日常生活上の支援を行う介護予防通所介護相当事業。4 つには、保健・医療の専門職による訪問指導等と介護事業所における通所プログラムを組み合わせ、短期間で心身機能の改善を目指す元気わくわくサポート事業。5 つには、介護事業所において、利用者相互の交流を通じて運動機能の向上と認知症予防を支援する元気アップサポート事業の実施を予定しております。これらのうち、介護予防ケアマネジメント事業、介護予防訪問介護相当事業、介護予防通所介護相当事業については、これまでと同様に実施することとしているものであり、元気わくわくサポート事業、元気アップサポート事業については、高齢者の虚弱リスクや運動機能低下リスクの軽減を図るために、平成 27 年度から行ってきたモデル事業を事業化するものであります。

次に、一般介護予防事業においては、7 つの事業で、1 つには、地域包括支援センターが中心となり、閉じこもり等何らかの支援を要する方を早期に把握し地域の介護予防活動へつなぐ介護予防対象者把握事業。2 つには、地域でのロコモ予防体操等の取り組みを支援する介護予防普及啓発事業。3 つには、地域における高齢者の生きがいづくり、仲間づくりを進めるこころの縁側づくり事業。4 つには、健康農園における農作業や冬場の体力づくり等を通じて高齢者の健康づくりや介護予防を支援する生きがい健康農園事業。5 つには、ボランティア活動を通じて高齢者の社会参加や介護予防を促進するボランティアポイント事業。6 つには、リハビリテーション専門職等の指導助言により地域の介護予防の取り組みを支援する地域リハビリテーション活動支援事業。7 つには、新しい総合事業の実施状況等を評価する介護予防評価事業の実施を予定しております。

市としては、本事業の円滑な実施に向けて、今後事業者向け説明会を開催するとともに、現在サービスを利用されている方を初め、広く市民の皆様へ周知していくこととしております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 ありがとうございました。

本市の場合も、利用者も介護事業者もこれまでどおりとなるような、現行相当サービスのみによる新総合事業への移行という内容だということを確認しました。

厚生労働省は、新総合事業について、介護保険制度内でのサービスの提供であり、財源構成は変わらないと。形式だけが変わるので、介護保険制度の枠内から外れないかのような説明を繰り返していますが、新総合事業のサービスは、要支援認定者を——要支援認定を受ければ、基本チェックリストによる判定を受けなくても利用が可能だと思いますけれども、基本チェックリスト該当だけでは、住宅改修や福祉用具貸与や購入を含めた一切の介護サービスは利用できないと思いますが、その認識に間違いはありませんか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

○浦田浩美健康福祉部理事 再度の御質疑にお答えいたします。この……。

〔舘田瑠美子委員「基本チェックリストだけでは介護サービスは……。」と呼ぶ〕

○浦田浩美健康福祉部理事 はい。住宅改修あるいは福祉用具の貸与等につきましては、介護予防給付のサービスとなりますので、その方々に関しては、要介護認定の中で要支援の認定を受けていただくことで、サービスにつながっていくものと思います。

基本チェックリストを受けて、そのまま福祉用具の貸与等のサービスにつながっていくということはありません。

○渡部伸広委員長 舘田委員。

○舘田瑠美子委員 そうですね。そこで基本チェックリストと要介護認定の取り扱いについてですけれども、この基本チェックリストと介護認定申請を同時に行うと聞いていますけれども、要介護認定申請権はしっかりと守らなければいけないと思うし、しっかりと守ってほしいと思いますが、その点はどうでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

○浦田浩美健康福祉部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

基本チェックリスト及び要介護認定のための申請、この2つは総合事業を利用していく上でも必要だと考えております。要介護認定を受けて要支援となった場合、仮にその方が非該当となった場合、それでもその方が必要とするサービスを、支援ということをつないでいく上では、あらかじめ基本チェックリストによるチェックをして運動機能のリスク、あるいは認知症のリスク、そういったリスクをあらかじめ把握しておくことで、非該当となっても必要なサービスにすぐさまつないでいくことができるものと思っています。

一方で、基本チェックリストだけでは医療の情報を把握することができません。したがって、要介護認定において要支援となっていくといった判定につながっていくときでも、要介護申請をして必要な医療の情報を把握して、しかるべき要支援等の認定につながっていくということも必要だと思っております。

○渡部伸広委員長 舘田委員。

○舘田瑠美子委員 要するに私は、基本チェックリストはやってもいいけれども、

要介護認定申請権はしっかり守ってくださいということを言いたいです。

次に、二、三指摘と要望を申し上げます。

新総合事業には、住民主体の支援活動が位置づけられていますけれども、生活全般にわたるヘルパーの支援があつて在宅生活が支えられているのですから、無資格者である住民の助け合いが、ホームヘルプサービスやデイサービスの肩がわりはできるものではありません。住民主体の助け合いは、そのような代替サービスの受け皿として位置づけるのではなくて、現行サービス利用を前提に、さらに地域における支え合いや地域づくりを促進するものとして位置づけてください。また、整備に当たっては、住民や各団体の多様な要望を尊重すると同時に、活動に必要な施設や設備を提供するとともに、必要な経費については積極的に助成すべきです。協議体については、地域での福祉や介護に関わる広範な関係者にひとしく門戸を開くとともに、運営は民主的に行うようにすべきだと思います。

質疑ですが、生活支援コーディネーターは、青森市地域福祉計画にある地域支え合い推進員と同じ人だそうですが、人選はどのように行うのか、答弁をお願いします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

○浦田浩美健康福祉部理事 生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員の人選はどのように行っていくのかとの再度の御質疑にお答えいたします。

地域支え合い推進員、生活支援コーディネーターは、地域の中での支え合い活動の相談等に当たっていただく、また調整に当たっていただく方でありますので、社会福祉士等の専門的な知識を有する方が望ましいと考えておりました、その人選に当たっては、市社会福祉協議会との御協力のもとでふさわしい方を、現在さまざまな公募によって募集をしながら、探しているところです。

○渡部伸広委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 わかりました。ぜひそのように広く公募した上で、偏った人選にならないように選任することが大事だと思います。

新総合事業の制度的な最大の問題点は、費用の上限額が設定されていることなんです。事業全体の伸びを、その市町村の75歳以上の伸び率しか認めていないので、現行相当サービスから安上がりの多様なサービスへの移行や、利用制限に当たる介護保険からの卒業などに追い込んでいくことにならないか、心配が残ります。

そこで質疑ですが、新総合事業利用者のケアマネジメントでは、必要なホームヘルプやデイサービスは継続して利用できるようにし、期間を区切って卒業を押しつけることにならないようにしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

○浦田浩美健康福祉部理事 必要なサービスを区切ることがないようにしていただきたいと思いますとの再度のお尋ねでありました。

新総合事業の利用に当たりましては、支援を必要とする方が、その状態において

必要なサービスを必要な分受けられるということを基本として進めてまいります。

○渡部伸広委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 ぜひそのようにしてください。

最後に、上限を理由に今すごく問題だということ指摘してきましたけれども、この上限設定を撤廃することが大事だと思うんですね。そして必要な費用を保障するよう、国に求めていくべきだと私は思っています。参議院厚生労働委員会で採択された附帯決議では、地域支援事業の移行に当たっては、地域間においてサービスの格差が生じないように、市町村及び特別区に対し財源の確保を含めた必要な支援を行うことと採択されています。必要な費用の国庫負担を求めていくことは当然だと思いますので、市としても、ぜひ必要な費用の国庫負担を求めていただきたいと再度求めて、この項は終わりにします。

次に、間口除雪についてです。

ちょっと時間がなくなりましたので、すぐ質疑に移ります。自力で除雪できない世帯なら必ず利用できる間口除雪をするための仕組みをどのようにつくっていくのか、お伺いいたします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 館田委員の高齢者の間口除雪についての御質疑にお答えいたします。

本市の青森地区で行われております間口除雪支援につきましては、青森市社会福祉協議会が地区社会福祉協議会と連携を図りながら、地域の住民ボランティア、除雪協力者を募って実施しているものであります。

間口の除雪支援につきましては、地域の皆様のこれまでの助け合いの精神、これを引き継いでいくという観点から、また、まさに地域福祉の理念であります、地域でともに支え合い、助け合うということを基本姿勢として、今後も実施していきたいと考えております。

実施に当たりましては、除雪を行う住民ボランティア、除雪協力者の確保が何よりも重要でありますことから、今後とも「広報あおもり」、市ホームページ等により制度の周知や理解を図りつつ、あわせて除雪を行う住民ボランティアの確保に努めるとともに、昨年3月に策定いたしました青森市地域福祉計画におきまして、その地域福祉の担い手の確保への取り組みといたしまして、そのボランティアの発掘、あるいはボランティア団体の育成によるボランティアセンターの運営強化を図ることとしております。具体的には、地域の実情やニーズ、あるいは地域が現有する人材、社会資源等の情報を得るため、市の職員と市社会福祉協議会の職員とともに各地域を訪問させていただいており、直接お話を伺って、これらの福祉に関する人材、団体、活動等の情報を、地区カルテとして整備を進めております。地域において支援が必要な方を支えるためのネットワークづくりや、関係者が支え合い活動を進めていくための基礎資料といたしまして、活用していくこととしているものでありま

す。

この地区カルテを活用した地域の共助ネットワークの推進や、ボランティアセンターの運営強化などによりまして、地域住民相互の連携による地域の支え合いにつなげまして、高齢者世帯等の間口除雪につきましても、支える側と支えられる側のマッチングによりまして、利用したい世帯が利用できるように事業の利便性を高めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 今まで、「広報あおもり」だとか、いろいろやってボランティアを募集してきたと。市としても何もしたくないわけではないということはわかるんですけども、やはり今までは社会福祉協議会任せだったんですよ。平成18年は豪雪の年でしたけれど、このときの登録数は174人で、除雪協力者は261人でした。今年度の登録数は261人、除雪協力者は338人と、10年たっているのに77人しかふえていないんです。

民生委員の方に聞きましたけれども、この間口除雪を利用したいという人がいれば、ボランティア2名を見つけて、そして申請をするというんですよ。ボランティアが見つからなければ申請できないという状況なわけです。

ですから、私は社会福祉協議会任せではなくて、市がしっかりとこの間口除雪についてもかかわっていただきたいと思います。まあ、地区カルテを利用してというお話がありましたので、ぜひ地域におけるボランティアを——除雪ですから、ただのボランティアではなくて、除雪を支援するボランティアをしっかりと確保できるような仕組みをぜひつくっていただきたいと。

時間があればちょっと紹介したい事例があったんですけども、もう時間が来ましたので、期待と要望をして終わりにします。

○渡部伸広委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時10分からといたします。

午後0時9分休憩

午後1時10分再開

○渡部伸広委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、工藤健委員。

○工藤健委員 市民クラブ、工藤健です。よろしく申し上げます。

最初に、公共交通についてであります。本市の交通戦略では、一部地域での

フィーダー化を目的に民間委託などをしてしておりますが、乗り継ぎ拠点のターミナルの課題などから、現在はいわば計画を中断した状態になっております。本市の公共交通ネットワークの形成について、今後どのような考え方で進めていくのかお伺いいたします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○金子牧子都市整備部長 工藤委員の公共交通ネットワークの形成についてのお尋ねにお答えいたします。

本市ではこれまで、青森駅を中心とした交通結節点と各地域を結ぶ公共交通ネットワークを構築しつつ、人口に対するバス交通カバー率 96%を維持するなど、効率的で円滑な都市交通環境の形成を図ってきたところです。

今後におきましては、本格的に到来する人口減少、超高齢社会の中、地域社会の活力を維持するために公共交通が果たす役割は重要であると認識しており、各地域の特徴を生かしつつ、ネットワークでつなぎながら、本市の発展を図っていくことが重要であると考えております。

○渡部伸広委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

全国の地方の公共交通は、難しい局面を迎えているのがほとんどだということはわかります。ただ、今後の都市内交通を考えた場合に、やはり高齢者の免許の返納もありますし、高校生、大学生、高齢者を含めて、いわゆる自主的な交通手段を持たない方々の公共交通の利用環境の整備というものはもちろん必要になっていくと思います。バス交通は、やはり地域の方々にとっては最後の手段でありますので、そのバス交通の利便性を上げるためには、やはり一定の投資というものは今後は避けられないと思います。例えば、アウガに市役所機能をということでもありますけれども、そうなれば、青森駅に乗り入れている JR、青い森鉄道、市営バスも含めて、職員の皆さんの通勤も、市民の皆さんの交通手段としても、今後はさまざまな見直し——今までのダイヤとかそういうものとは違う見直し、また必要になってくると思います。特に、市営バスの役割は相変わらず大きいものと思っています。

メーンの大きな公共交通政策については、今後の計画としてということですので、市営バスの運行について、その環境整備にかかわることで 2 点、ドライブレコーダーの導入と IC 乗車券についてお伺いいたします。

平成 27 年度に、ドライブレコーダーの試験導入を行いました。その成果と、今後の導入に向けた取り組みをお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。交通部長。

○堀内隆博交通部長 工藤委員のドライブレコーダーについての御質疑にお答えいたします。

バス用ドライブレコーダーの導入につきましては、国におきまして、貸し切りバス事業者に対してドライブレコーダーの装着及びこれによる映像の記録や当該記録

を活用した指導、監督が義務づけられたところでもあります。交通部は乗り合いバス事業者でありまして、ドライブレコーダーの装着等の義務は課されておりませんが、安全運転教育、事故のメカニズム分析、事故やトラブルの迅速な解決等を図る上で有効な手段であると認識しております。

委員御指摘のとおり、昨年度、平成 27 年 8 月から 10 月までの 3 カ月間、機器メーカー 4 社の御協力をいただきまして、ドライブレコーダーを無償で借用し、市営バス計 8 両に設置する試験導入を行い、その機能及びデータ等を検証いたしました。その結果、バス停留所における乗降客の状況や乗客同士のトラブルなどの事例を初めとする車外、車内の映像及び音声に関する有用な情報が得られ、トラブルの原因を究明するための材料としての活用のみならず、乗務員の事故防止及びサービス向上のための即効性のある教育材料に活用できることについても、改めて確認できたところ です。

交通部といたしましても、試験導入の結果を踏まえて、財源の確保も含め、関係部局との協議を進めているところです。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

8 月から 10 月までの 3 カ月で、4 社から機器をお借りして 8 両で試験導入をしたということで、それなりの成果があったというふうに聞きますが、それでは、交通部における平成 27 年度と平成 28 年度——まだ途中ですけれども、その事故の発生件数をお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。交通部長。

○堀内隆博交通部長 再度の質疑にお答えいたします。平成 27 年度と平成 28 年度の事故件数ということであります。

平成 27 年度につきましては 46 件、平成 28 年度につきましては、12 月末現在で 15 件、平成 27 年度の同時期の 12 月末現在では 34 件でありました。

○渡部伸広委員長 工藤委員。

○工藤健委員 済みません。もしわかるんでしたら教えていただきたいんですけども、このドライブレコーダーを試験導入したバスでの事故というのは、あったんですか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。交通部長。

○堀内隆博交通部長 ドライブレコーダー使用中の事故であります。試験期間中は、事故はありませんでした。

○渡部伸広委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

もし事故があれば、ドライブレコーダーがまたその成果を発揮したんでしょうけれども、それで逆に再発防止の参考にもなったんだろうと思います。

バスを運転している現場の方に何名かいろいろお話を聞いたんですが、やはり事故は、いわゆるヒヤリハットを含めて結構あると。また、精算のトラブルとか定期券の不正使用もあるということです。その損害は、判明していないものも含めると年間数百万円になるのではないかとということもおっしゃっていました。あと、残念ながら、車内で痴漢とか不審者もいるということでもありますので、このドライブレコーダーは、車内の様子はもちろんですけれども、先ほどの精算の場面というのもきちんと記録されますので、いろんな精査が可能になります。そして、特に事故の6割が——平成25年度、平成26年度は、事故の6割が冬の道路ということでしたし、多分平成27年度の件数が多いということも、冬の事故が多かったからだろうと思います。そして、冬のバス道路の状況も、もちろん記録されます。実際の除雪の情報としても役立つのではないかと思います。

このカメラ設置の効果は、いろいろ交通部長もおっしゃっていましたけれども、安全運転、事故分析、サービス向上等とありますし、今では、全国でもバス、タクシーあるいは事業者の社用車、そして自家用車もいわゆる自己防衛のために導入しているという事例もふえております。昨年、軽井沢でスキーツアーバスの事故もありましたけれども、国土交通省では、貸し切りバスへのドライブレコーダーの設置義務を検討しているということです。ぜひ、市営バスのできれば全車両に導入していただきたいと思っておりますけれども、導入、普及に向けてとりあえず進めるということで理解してよろしいでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。交通部長。

○堀内隆博交通部長 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、交通部といたしましても、ドライブレコーダー導入のさまざまなメリットは認識しているところです。ただ、何しろ財源の問題ということもありますので、関係部局と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○渡部伸広委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ドライブレコーダーの導入の目的は、市民の安全を守ることが第一義でありますので、ぜひ、一括というのは難しくても、計画的に導入していただきたいということで、財務部長にもよろしくお願いいたします。

次に、IC乗車券についてですけれども、市営バスへのIC乗車券の導入に向けた検討状況についてお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○金子牧子都市整備部長 工藤委員のIC乗車券についてのお尋ねにお答えいたします。

交通系のICカードといたしましては、JR東日本によるSuicaや首都圏の交通事業者によるPASMOなどが導入されており、地方都市におきましても導入が進んでいるところです。ICカードの導入によりまして、1枚のカードで、提携

している事業者間における複数の公共交通機関が利用可能になるとともに、乗降時間の短縮、運賃確認の簡略化などのメリットが想定されているところです。

一方で、青森市営バスにＪＲ東日本のＳｕｉｃａも利用可能なＩＣカードを導入した場合、高額な費用が見込まれますとともに、ＪＲの各路線や青い森鉄道でも利用可能とする場合には、読み取り機械の整備等、鉄道事業者においてもさらなる費用が発生することとなり、導入に当たっての費用や維持管理に要する費用などを誰が負担するのかといった費用負担面での課題もあり、導入に至っていない状況であります。

今後も、交通事業者とともに、こうした課題などについて調査・研究を進めていくことを考えております。

○渡部伸広委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

前に予算特別委員会でもお伺いしましたがけれども、平成 22 年から検討には入っているということで、当時も、そのシステムを販売している業者からの見積もりは約 8 億円ということでありました。それで、ＩＣ乗車券は本当にメリットがたくさんありまして、特に雪国の道路状況での精算時間の短縮というものは、道路渋滞の解消にもかなりの効果がありますし、これからインバウンドを進める上では、外国人あるいはさまざま観光客の利便性を図るということにもなります。あと、Ｓｕｉｃａをイメージして話をしますと、非接触型ですので、もちろん機器のメンテナンスやカードのコスト自体も軽減されます。あと、乗務員の作業軽減、精算業務の簡易化のほかに、データを使えるということで、ダイヤ、運行経路の見直しとか、バス待ち環境の整備、人員配置にも効果がある。こういうことを考えますと、連携も必要ですけれども、これがＪＲ、青い森鉄道にうまくいけば、乗り継ぎの簡便化もできますし、電子マネー機能もありますので、ビジネスの拡大、新ビジネスの創出なども挙げられます。御存じのとおり、現在ではスマートフォンでも利用が可能になっていると。

昨年度、国土交通省の交通系ＩＣカードの普及・利便性拡大に向けた検討会の報告書の中で、全国の主要都市のうち、二次交通にいまだに交通系ＩＣカードが導入されていない 23 の都市に残念ながら青森市も入っているんですが、導入促進の前提としては、やはりこのＩＣカードを導入した場合のサービス内容を、費用の見積もりを含めてできる限り明確にするということが求められております。

お伺いしますが、導入の検討として、導入の効果、内容そして費用等について現在明確になっているんでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○金子牧子都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

平成 24 年に御質問をいただいた際には、市営バスへの導入費用として、ＩＣカードの導入に約 8 億円程度かかるという御答弁をさせていただきました。現在の状況

におきまして、大きくこれは変わるところはないと認識しております。

今後におきましては、先ほど御答弁させていただきましておおり、関係事業者等とよく話を進めながら、調査・研究等を進めてまいりたいと考えております。

○渡部伸広委員長 工藤委員。

○工藤健委員 隣の函館市ですけれども、ことしの3月から、函館の市電と函館バスでICカードを導入予定と聞いています。近隣町村との調整がまだちょっとあるようですけれども、乗り継ぎ、混雑時のスムーズな精算と、住民、観光客の利便性を図っているということです。

もちろん、青森市ですぐにとはいかないと思いますが、近い将来に導入することを前提に、やはりきちんとメリットも含めて、サービス内容、費用をもう一度きちんと明確にしておく必要があるんだろうと思います。函館市に次いで、もしこの青森市が導入すれば、弘前市、八戸市の導入も可能性が高くなりますし、そういう意味では広域連携のメリットも高まるのではないかと思います。

この項目は終わります。ありがとうございます。

次に、実践型地域雇用創造事業についてであります。平成26年度に厚生労働省の採択を受けました実践型地域雇用創造事業は、平成28年度までの3年間で事業費約1億4000万円、143名の雇用創出を目指すとしておりました。3年目の終了のちょっと直前ですけれども、事業の経過と成果をお知らせください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 実践型地域雇用創造事業の事業経過と成果についてお答えいたします。

実践型地域雇用創造事業は、雇用機会が不足している地域において自発的な雇用創造の取り組みを支援するため、厚生労働省が、市町村が設置する地域雇用創造協議会の提案をもとに雇用創造効果が高いと認められるものを選抜し、その事業を協議会に委託して実施しているものです。

本事業では、地域の特性を生かした重点分野を設定の上、4つのメニューの雇用対策事業を実施することとしております。1つには、雇用機会の拡大を図るため、事業主向けのセミナー等を行う雇用拡大メニュー。2つには、地域の人材ニーズ等を踏まえた能力開発等を行うため、求職者向けのセミナー等を行う人材育成メニュー。3つには、これら2つのメニューを利用した事業主、求職者などを対象に就職促進を図るため、就職面接会等を行う就職促進メニュー。4つには、地域の産業及び経済の活性化等に資する事業の実施による波及的な雇用機会の増大を図るため、地域ブランド商品の開発等を行う雇用創出実践メニュー。以上4つの事業を一体的に実施し、地域の雇用創出を目指すものです。

本事業については、平成25年当時におきまして、本市における有効求人倍率が0.75倍と全国平均を下回るなど厳しい雇用失業情勢が続いていましたことから、北海道新幹線開業に係るビジネスチャンスを生かした雇用創造を図るため、食分野と

観光分野を重点分野に設定した地域雇用創造計画の採択を受け、本市が中心となって構成する青森地域雇用機会増大促進協議会が、国からの受託事業として平成 26 年 7 月から実施しているところです。

本事業による平成 26 年 7 月から昨年 12 月末までの取り組み状況といたしましては、雇用拡大メニューとして事業者向けセミナーを 7 回、人材育成メニューとして求職者向けセミナーを 22 回、就職促進メニューとして就職面接会を 2 回開催したところです。また、雇用創出実践メニューにつきましては、カシスを活用した商品開発と秋、冬の観光商品開発を行い、その成果をホームページ等で公開しているところです。また、本事業のアウトカム指標として雇用創出総数を定めておりますが、143 人の目標に対し、平成 27 年度までの実績では 92 人の雇用創出が図られたところです。

○渡部伸広委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

主に食分野と観光分野を重点分野として行ったと。去年の 12 月までで、とりあえず 92 名の雇用を創出したということですね。

次の平成 29 年度にも募集があります。エントリーの予定はあるのか、伺います。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 平成 29 年度も申し込むのかということでありました。

本事業は、雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取り組みを行うものであります。本市の雇用失業情勢といたしましては、近年有効求人倍率が上昇し、専門機関によりますと、今後においても雇用人員の不足傾向が続くものと予測されているところです。また、北海道新幹線の開業を契機に、地域資源を生かした観光面での取り組みや、カシスの地理的表示——G I 認証のことですが、その登録による食ブランド化への取り組みなどが進んでいる状況にあります。このような状況変化を踏まえ、本事業の実施については、今後の雇用失業情勢を見きわめる必要があると考えているところであり、平成 29 年度の第 1 次募集への応募は見送ることとしたものであります。

市といたしましては、関係機関と連携し、地域ニーズに応える人材の育成等に努めるとともに、これまでの本事業における商品開発ノウハウ等の蓄積を踏まえ、今後は、新たな分野に挑戦する企業などを応援していく地域ベンチャー支援に取り組むことが必要だと考えており、取り組みを進めるに当たりましては、国のさまざまな制度の中から、最も適した制度の活用を検討してまいりたいと考えております。

○渡部伸広委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

雇用環境も大分改善されてきているということと、雇用者の立場に立った事業ということですので、個別の企業支援としては活用しづらいということで、継続には検討が必要というように伺いました。

質疑はしませんけれども、この事業では、ワーキングチームによる助言・指導や、融資の際の利子補給などもあります。民間事業への支援という意味では、行政がその取次役になるケース——こういう場合はそうですので、国の支援をどう企業に結びつけるか、生かせるかを常に考えていくのがやはり行政の責任になると思いますので、よろしくお願いします。

地方創生と地域経済の好循環の確立ということ掲げて、国もこれからどんどんさまざまな事業を進めてくるとと思いますが、市長も述べております起業・創業支援では、青森市ではまだ取り入れておりませんが、高校生がチャレンジできる次世代コラボ創業支援というものもありますし、福岡市で実績を上げておりますスタートアップ支援など、さまざまな参考になる事業もあります。

最後に、新規雇用、創造的起業・創業につながる事業として、青森市での今後のその具体化を期待いたしまして、質疑を終わります。

ありがとうございます。

○渡部伸広委員長 次に、館山善也委員。

○館山善也委員 自民清風会、館山善也です。質疑に入ります前に、所見を述べさせていただきます。本定例会は、小野寺新市長の初の定例議会であります。一般質問と予算特別委員会においても、多くの議員が当選のお祝いを話されておりました。私もようやくこの場面が来ましたので、述べさせてもらいたいと思います。

小野寺新市長、御就任おめでとうございます。山積する課題に対し、現在までの行動力、対応力を称賛する声が、私のところにも多く届いておることを御報告させていただきたいと思います。今後の市政運営に御期待するものであります。

是々非々の対応や与党、野党がないという声もありますが、ここからは私の個人的な見解であります。現在の地方議会において、二元代表制の仕組みを考えれば、おのずとそのような考え方もあると思いますが、現在の青森市議会においては、政党に属していたり、会派構成をしいていることを考えれば、おのずと与党、野党が発生することは自然なことであるのではないかと私は考えます。そのことを踏まえ、私は小野寺新市長を与党として今後も支えていくことを表明し、質疑をさせていただきます。

それでは、議案別冊平成 28 年度青森市一般会計・特別会計補正予算に関連しまして、第 2 款総務費第 1 項総務管理費、平和行政について御質疑させていただきます。

市で開催している戦没者慰霊祭については、今年度においては平和祈念式典として県民福祉プラザ内の県民ホールで開催され、大変好評でありましたことから、次年度においても同様の形式で継続していただきたいと考えますが、市のお考えをお尋ねしたいと思います。

本件につきましては、市政転換し、来年度の予算や政策編成もこれからと思いますが、新政権になった今でありますので、直近の戦没者慰霊祭の運びを小野寺市長

にも御紹介したいと思います。

平成 25 年度に、それまで屋内でとり行われておりました戦没者慰霊祭が、庁舎玄関前で極めて簡素に行われました。このときの 9 月の予算特別委員会で私はこの件を取り上げ、参列された市民の方からあつた悔しくて残念だ、悲しいという戦没者の御家族の思いを紹介させていただき、屋内での戦没者慰霊祭の開催を要望させていただきました。翌年度の平成 26 年度、平成 27 年度は屋内となる庁舎内、ちょうどこの委員会室になりますが、事業費をかけないように行われました。しかし、1 時間程度かかる戦没者慰霊祭で、7 月 28 日の青森空襲のあつた日であります。気温も高く、参列者の高齢化もあることから、改めて以前のように屋内ホールでの開催をお願い、要望いたしました。その要望をくんでくださり、平成 28 年度においては屋内のホールでの開催をしていただきました。当日は音響施設もあり、青森市立南中学校の合唱部や浦町中学校の生徒も参列され、重厚に満足いくような形の式典となりました。誤解のないようにつけ加えますと、庁舎玄関前での式典というのは、当時の政権も財政面のみで簡素にしたわけではなく、青森空襲のあつた 7 月 28 日のタイミングにお越しいただけない方のことも配慮し、1 週間、玄関前に献花台を設けまして、そのタイミングに來れなかつた方のことも考えておりました。また、夏での式典ということもあり、参列者の高齢化のことを考慮し、簡素に行つたという経緯ではありましたが、残念ながら参列者の方々に対しては非礼な扱いになってしまいました。

冒頭でも申しましたが、市長は御就任間もないわけでもありますし、予算編成もこれからと思いますが、平成 28 年度予算の本事業費 49 万 3000 円をスクラップしないよう、要望も兼ねて御質疑させていただきます。お願いします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 戦没者慰霊祭についてのお尋ねにお答えいたします。

戦没者慰霊祭につきましては、戦後 50 周年記念事業の一環としまして平成 7 年に開催して以来、毎年、青森空襲のあつた 7 月 28 日に開催しております。

今年度は、青森市平和の日等検討委員会からの答申を踏まえまして、市民の平和意識を喚起したいという思いから、平和祈念式典として、第 1 部では戦没者慰霊祭を行い、第 2 部では青森中央高校演劇部の皆さんによります「7 月 28 日を知っていますか？」の公演、南中学校合唱部の皆さんによります平和コンサート、標語コンクール表彰式、平和大使壮行会などを行つたところであります。また、会場につきましては、式典を 2 部構成としたことなどから、県民福祉プラザ内の県民ホールで開催したところであります。

市といたしましては、7 月 28 日に青森空襲があつたという歴史的事実を継承し、青森市平和都市宣言、非核・平和のまち宣言に込められました平和への思いを伝えていく取り組みの一つとして、青森市民でさきの大戦で亡くなられた方々に追悼の意を表すための事業は実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 館山委員。

○館山善也委員 前向きな御答弁ありがとうございました。ぜひとも、この条例化もしたことでありますし、引き継いでいかなければいけないことだと思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

次に、第10款教育費第5項社会教育費から、棟方志功についてと青森市民美術展示館についてお尋ねいたします。

棟方志功については、版画の街・あおもりとして、棟方志功を今後どのように活用していくのかお尋ねしたいと思います。

同時に、市民美術展示館のエレベーターについては、再開の工事に向け進めていることだと思います。現時点での工期と耐震対策の状況についてお示してください。この質疑に関しては、1月6日の秋村委員と同様であれば、その分申し述べて割愛していただいても結構であります。

以上です。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○横山克広教育委員会事務局理事 館山委員の2点の御質疑に順次お答えいたします。

初めに、棟方志功についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、世界中の人々を魅了し「世界のムナカタ」と評されるほど偉大な業績を築かれた棟方志功画伯をたたえ、版画芸術の振興などを目的とし、さまざまな取り組みを行っております。

主な取り組みといたしましては、市内小・中学生及び高校生等を対象とした棟方志功賞版画展の開催、棟方志功賞応募作品を中心市街地に展示する街中が版画ギャラリーの開催、棟方志功大賞をグランプリとする3年に1度の版画作品等の公募展の開催、中学生を対象とした版画ワークショップの開催、市所蔵作品展の開催などを実施しております。

平成27年度には、棟方志功記念館と連携し、棟方志功作品の鑑賞機会を提供するため、「北海道新幹線開業イベント・棟方志功記念館開館40周年記念 棟方志功展 ～棟方志功一世紀の芸業～」を、青森市民美術展示館と棟方志功記念館において開催したところであります。また、本年度は、棟方志功画伯にゆかりの自治体相互の文化芸術及び経済の発展を図るため、「棟方志功サミット in 青森」を開催しており、引き続き各自治体が連携して、観光や地域活性化に取り組むこととしたところであります。

教育委員会といたしましては、今後も、市所蔵作品展等において、市が所蔵する棟方志功作品などの展示を行うほか、棟方志功記念館等の関係機関や関係自治体とも連携しながら、棟方志功の魅力を広く発信していきたいと考えております。

次に、青森市民美術展示館エレベーター改修工事の工期と耐震対策についての御

質疑にお答えいたします。

青森市民美術展示館のエレベーター改修工事につきましては、平成 28 年 12 月 6 日に契約を締結したところであります。工期につきましては、平成 28 年 12 月 7 日から平成 29 年 3 月 31 日までとなっており、現在のところ、2 月までは、設計及び工場での製作を含む部品調達を行い、その後 3 月から、同展示館での工事作業を実施する予定となっております。工事作業では、クレーン車を使用する工程もあるため、積雪のぐあいや車の手配等の都合により大幅な前倒しは難しいものの、可能な限り早期の再開を目指してまいります。

また、同展示館の耐震対策につきましては、平成 22 年度に耐震性能を改善することが必要との診断結果が出されたことを受け、平成 23 年度に 1 階外側北西部分に鉄筋コンクリートの耐震壁を増設する耐震補強工事を実施済みであります。

当該工事により、工事前の同展示館の構造耐震指標、いわゆる I_s 値であります。最も低い 0.55 であった 1 階部分が、耐震補強を必要としない目安である 0.67 を上回る 0.83 へ改善されたところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

美術展示館については了解いたしました。これは秋村委員の質疑もありましたので、スムーズに行っていただきたいと要望いたします。

棟方志功に関しては、鎌倉のほうから展示物が来たという形ではありますが、実際に鎌倉のほうの展示館は、一応利用施設が青森と合併した形で、実際向こうは閉館に近いような状態になっています。富山や静岡にも棟方志功は展示されておりますが、やはり発祥の地であるこの青森市が率先してやっていただきたいなということと、せっかく小野寺市長ですので、県と連携をしてということでもありますから、二重行政にならないような形で、市民がどのような回遊をしたらいいのか、どのような形で伝えていくのかということは教育の一環にもなってくると思いますから、そのことを強く要望してこの項は終わりたいと思います。ありがとうございます。

最後に、教育委員会に要望させていただきます。

昨年、テレビドラマで下町ロケットというドラマが放映されました。成田教育長は見たことがありますか。これに出演している方で吉川晃司さんという俳優がおりまして、個人的には吉川晃司さんと同じスポーツをしていて、高校時代に全国大会でお会いしたことがあるんです。当然向こうは全然覚えていることはないんですが、私自身は一方的にファンでありまして、この番組を見ておりました。

話は戻りますけれども、この下町ロケットにはモデルがおりまして、植松努さんという北海道赤平市で植松電機の専務取締役をされている方です。現在 50 歳の植松さんです。幼少期から現在までの経験を、独特の口調と感性をスライドにして講演を行っております。今年度行われました全国高等学校長協会主催の研究協議

会にて御講演をされたそうで、大変好評だったということで私もこれを知りました。植松氏の講演は盛況で、以前は年間 370 件ほどまで講演依頼が来たそうなんです、余りにも多いので、本人の体やそのほかの部分にもふぐあいが出るということで、講演の料金を有料化にしていきました。お金を払うからいい講演だということではないんですが、かなり高額です。当時で 50 万円ほどに設定したと聞いております。それでも近年は要望がまだ重なっておりまして、今年の 11 月ころには 100 万円に上げたと聞いております。それでも多忙をきわめながらも、彼は現地に行って講演をしていくわけなんです。

DVD や CD も販売しているんですけども、奇跡的に今年の 11 月に、私の携わる青森南高校で講演をすることになり来ていただきました。非常に中身が大変おもしろくて、その内容は、夢を諦めない大切さと同時に、「どうせ無理」という言葉をなくしていきたいということでした。「どうせ無理」という言葉は相手に発する言葉なんです、その人の持つ自信と可能性を奪う言葉であると。例えば、生徒が自分の進路や夢に対して話したときに、その答え方が自分の常識だけで「どうせそれ無理だよ」と言ってしまうということでありました。また、失敗できないということを強めると進歩がないともありました。例えば、この方はロケットをつくるんですけども、ロケット事業というのは数十億の事業で、失敗が許されない事業だそうなんです。失敗が許されないのどうするかというと、実績のある正解の部品しか使わないということで、実はロケット事業というのは、20 年前の機械をそのまま使っているそうなんです。20 年前というと、携帯電話が大体ティッシュの箱ぐらいの大きさという形で、生徒はそこからまた驚いていくわけなんですけれども、捉え方、感じ方はそれぞれですが、少なくとも講演を拝聴した青森南高校の生徒の反応はすごくよくて、私も 90 分間がすごく楽しい、そのような印象でありました。YouTube や DVD もあると思うので、僕はさまざまな懸案事項を抱える教職員の方々にこういったものを見ていただくことによりまして、今の経験につけ加えていただくような感覚でいければ、よいプラスになるのではないかなと思います。

教育長が言う、教育は人づくりという言葉、私も大好きであります。今さまざまな案件で、例えばプログラムを練って、教師の方も過密になってきていると思います。そういった方々に、こういった一面が加わることにより、生徒にもよい影響になると思いますので、ぜひとも見ていただくことを要望して終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○渡部伸広委員長 次に、小倉尚裕委員。

○小倉尚裕委員 新政無所属の会の小倉尚裕です。

私はまず、リンゴについてお聞きします。

まず、平成 27 年産のリンゴの概要です。平成 27 年産のリンゴは品質、食味ともに良好で輸出向けの引き合いが非常に多かったと。そして、競合する果物が市場に入荷量が少ないことなどから、集荷量の多くが市場へ出荷するという形になりました。

た。したがって、平年に比べて非常に出荷量が多かった。なおかつ、高値の基調であった。したがって、2年連続で1000億円を超える、1098億円。これは、過去の中でも4番目という販売額でありました。

この1098億円がいかに多いかという部分です。まず仕向け先として、県外の販売額が1027億円、93.5%。いかに青森県のリンゴというのが外貨を稼いでいるか。このうち130億円が輸出のリンゴです。ほぼ10個に1個のリンゴが今、海外に行っている。これが、現状の部分です。

したがって、リンゴの木がありますと。1つの木から500個とれるとなってくれば、50個は海外に行っているリンゴである。そして、この輸出の99%は、青森県である。やはり、ガス冷蔵庫のような貯蔵施設を持っているのは、青森県だけです。しかし、例えばリンゴの発送、トラック輸送での運送費となると、なぜか長野県から大田市場に持っていくほうが、青森県から大田市場に持っていくよりも運賃が高い。長野県のほうが運賃が高いんです。それはなぜか。いつでも24時間、大田市場の市場の価格によって運送する体制ができています。いかにリンゴが、長野県での販売が有利であるか。この、高速道路を利用する、そして油を使ってもなおかつ長野のほうが運送費が高い、この現状を当然把握していかなければいけません。

そして、県内の販売量、販売額、これは4%。県内のスーパー等で販売をしている消費がわずか4%である。そして、加工向けリンゴジュース等、これが2.6%である。青森県、特にこの津軽地方にとって、リンゴというのがいかに大きいかであります。そして、浪岡地区を考えれば、リンゴの生産額はだいたい70億円と言われています。そして、この中でさらに肥料、資材、そして運送を入れれば、当然100億円を超える。これが浪岡地区での販売の生産、そして、消費の部分です。ちょうど長谷川議員は農家でいらっしゃるって、直接リンゴをつくっていると。私は食堂です。例えばリンゴの収穫時期、畑からまっすぐアノラックを着て、長靴でお客さんがお昼にいらっしゃる。また、畑に直接出前を持っていく。これが、浪岡地区のやはり現状であり、浪岡地区にとってこのリンゴというのがいかに大きいかという部分であります。

しかし、世界に目を向けると、日本は世界で16番目の生産量です。ほぼ80万トン前後。なんと、世界で1位である中国は3700万トン、日本の46倍です。そして、第2位のアメリカが400万トン、これは日本の5倍です。しかし、日本のリンゴが、世界においていかに品質がよくて、高いか。これは、皆様御承知のとおり、例えば中国、台湾においても日本のリンゴというのは非常に評価が高い。日本の46倍の生産をしている中国であっても、やはり日本の生産技術、そして品質においては、当然一目置いている。それが現状です。

そういう中で、青森県が生産量というのは47万トン。日本全国の80万トン前後からいきますと、56%。日本の半分以上のリンゴを生産しているのが青森県です。第2位が長野県。第3位が山形県、第4位が岩手県、そして第5位が福島県なんで

すけれども、福島県の生産量というのは2万6000トン前後。浪岡地区は3万トン前後です。したがって、浪岡地区だけを考えても、全国の中でも4番目か5番目に入ってくる。これが浪岡地区のリンゴの生産量です。

そして、その中で独特の農協での生産方式等があります。これは、後ほどいろいろ農林水産部長にもお話を聞いていきたいと思えます。

それでは、まず第1点目として、昨年度、今までにないリンゴ黒星病というのがありました。なかなか今まで過去には例がない病気でありました、このリンゴ黒星病の蔓延防止策についてお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 リンゴ黒星病の蔓延防止対策についての御質疑にお答えいたします。

本市でのリンゴ黒星病の発生状況であります。昨年5月中旬に、浪岡の下石川地区で確認された後、感染が拡大し、最終的には、浪岡地区全域で発生が確認されております。発生要因につきまして、県産業技術センターりんご研究所によりますと、開花期に使用され、黒星病に優れた効果を示していたE B I剤の予防及び治療効力の低下、一昨年の黒星病発生による病原菌密度の増加、消雪日が平年より早く、菌の飛散する時期が早まったことによる、通常の薬剤散布前の感染などが発生要因として報告されております。

県では黒星病対策として、被害果と被害葉の適正処分、秋の感染防止と次年産の発生抑制のため、黒星病に効果が高い薬剤の特別散布などを指導したところであります。また、黒星病菌の飛散情報等を効率的かつ速やかにリンゴ農家に提供し、防除作業に役立ててもらうため、今年度の補正予算で、黒星病菌の飛散状況を自動計測する高性能顕微鏡を県産業技術センターりんご研究所に1台設置するほか、県内の4地域県民局にも観測機器を設置することとしております。

市の対応といたしましては、県の栽培指導情報をもとに、秋の適正防除を行うよう青森農協等の関係団体と連携し、市内リンゴ農家に対して指導したところであります。

黒星病の蔓延防止を図るためには、何より黒星病菌の飛散状況を確認しながら、適時適切に薬剤散布を徹底して行うことと考えられますことから、県が整備した自動計測器によって提供される黒星病菌の飛散状況などの情報はもとより、周辺市町村との連携・協力によってもたらされる情報について、速やかにリンゴ農家に提供し、適切かつ迅速に防除作業に取りかかれるよう、円滑な情報収集と提供に努めてまいります。

○渡部伸広委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 ただいま黒星病に対する蔓延防止策等のお話をお伺いしました。何分、昨年度も被害がありました。今ちょうど、平成28年産のリンゴ販売を行っています。そういう中で、あくまでこの黒星病というのを前面に出していくのがよい

のかと言え、当然販売上を考えれば、これはいいはずがない。

例えば、青森県のリンゴが黒星病であるとなったときにどうなるか。まずは、黒星病になったリンゴは園地から出すことはできない。販売する以前に園地から出すことができないんです。そういうのを考えれば、いろいろ災害等、例えば台風等での落下による被害と黒星病というのは全く異なっている。したがって、生産者のほうでも、当初は黒星病というのをいろいろこれどうするんだと言っていました。そうであったけれども、いざ収穫の時期になり販売の時期になってからは、それほど声が聞こえてこない。これは当然です。黒星病となれば、その園地からリンゴを出すことができない。当然、販売すること以前の問題であり、それを処分するにしても、これもさまざまな制度上の問題がかかわってきます。したがって、そういうのを県でも、そして青森市としても、また農協等もさまざまな形で生産者に説明をする中で、皆さんが納得をしながら、そして、今、黒星病を来年どうするかという話が、ようやく前向きな議論になってきたのではないかと私は思います。

そこで、県産業技術センターりんご研究所が設置をします観測機器、自動計測器です。りんご研究所にまずは1台、そして、県内4地域県民局に設置をするとあります。青森市として、この観測機器の設置について、県にどのような申し入れをしているのか、現状をお示しください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。

4地域県民局に設置する観測機器について、県にどのような要望、話をしているのかという趣旨の御質疑だったと思いますけれども、現在、4地域県民局に配備する予定の観測機器の設置場所につきまして、県ではこれから決めるということでしたので、私どもといたしましては、東青地域県民局管内におきましては、浪岡地区はリンゴの産地でありますので、ぜひ浪岡地区に設置していただくよう要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 いろいろ県においても、例えば三村知事が中弘南黒地区の生産地に何らかの被害があった際には、中弘南黒地区のリンゴ園を視察して、そして市長もきっとこれからあると思いますけれども、この東青地区においては、浪岡地区の園地が常にその際には対象になってきます。

それで、私ちょうど聞き取りの中で、担当課、担当職員とお話をする中で、黙っても東青管内の中では浪岡地区でしょうというお話が、ともすれば職員の中にあるように思いました。しかし、それはそれとして、県には青森市として東青管内においては浪岡地区にお願いしますと明確に意思表示をやはりすべきだと思います。

特に今回の黒星病というのは、どちらかという山手のほうではなくて、里の園地であったと。例えば、五所川原市、鶴田町、板柳町、そして浪岡地区でいいます

と野沢地区、こちらのほうにこの病原菌が多かったという現状があります。したがって、山手の地域は比較的被害が少ないという現状を考えれば、やはり浪岡地区においても、その被害が多かった地区にこの自動計測器を導入して、そしてこの黒星病についての今後の対応をしていただきたいと思います。

まずこの対応策として考えられること、これは、生産者の中でも早めに薬剤の散布をするということが当然あります。しかし、黒星病に効果的な薬剤がどのようなものであるのか、これがなかなか今でも把握できていないという状況ですが、この点についてどのような捉え方をしているのかお話を伺いたしたいと思います。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。黒星病に使用される薬剤についての質疑であります。

先ほども1つ御紹介しましたけれども、これまで有効とされていたE B I剤の治療効果が、どういふ原因かわかりませんが低下してきている、菌のほうに耐性ができてきたのか、ちょっとそこら辺のところはわかりませんが、そういう状況であるということがまずあります。現状、それにかわる特に効く薬剤がまだ開発されていないということもあります。その点につきましては、なかなか有効的な薬剤がないので、即効でもってそれを防除するということはなかなかできない状況でありますけれども、まずは現在使われているものについて、菌の濃度が濃くなる前に、早めにその薬剤を使用していくというところを第一の政策として取り組み、その間に有効な薬剤の開発等を県にも要望していきたいと、このように考えております。

○渡部伸広委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 農林水産部長が今おっしゃったように、なかなか現状、これといったものが決まっていないというものがあります。

したがって、散布回数をふやす。まず、それもいかに早い時期から散布するか。これは生産者、そして防除組合等においても、これは自分たちでもこのように考えています。したがってそういう点について、ぜひまた早めの指導等をしていただきたいと思います。

この黒星病となりますと、県の対応として、このような測定器を導入します。そして、その中で黒星病が発生しますという、それをさまざまな形で現状を告知していくと。当然、青森市だけでできるものではない。先ほど申しましたけれども、この黒星病が、五所川原市、鶴田町、板柳町、藤崎町、そして浪岡地区と。このラインが特に多かったというのも伺っています。

当然、対応するには市単独では非常に難しいものであり、広域での対応が必要となってきます。この点の広域の対応についての認識をお伺いします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。

防除のための広域の対応が必要ではないかということで、どういう認識かという質疑かと思えます。先ほど答弁の中でも触れさせていただきましたが、県で自動計測器を配備して、黒星病の飛散情報、状況を提供していただくということですが、周辺の市町村でもいろいろ発生に関しては、それぞれの市町村でわかるということもありますので、周辺の市町村とそういう情報のやりとりをできるような連携・協力体制を組むということ、これからやっていかなければいけないと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 黒星病については、以上、いろいろお伺いしてまいりました。続きまして、この果樹の計画等についてお伺いしたいと思います。

県は、果樹農業振興計画を平成 28 年 3 月に策定しました。そして、目標年度は平成 37 年度とした 10 年間の計画であります。本市はこのような振興計画に、現状どのように対応しているのかお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。果樹振興の計画への本市の対応ということであります。

この果樹農業の振興を図るため、青森県では小倉委員御紹介のとおり青森県果樹農業振興計画、そして青森市では青森市果樹産地構造改革計画を策定しております。

この両計画とも、果樹農業振興特別措置法に基づきまして、国で定めた果樹農業振興基本方針をもとに見直し等を行っておりますけれども、平成 27 年 4 月に国で基本方針を見直したことを受けまして、県、市それぞれ平成 28 年 3 月に見直しを行っております。

このたびの国の基本方針の見直しの内容でありますけれども、果樹農家の所得向上と、果樹産地の維持発展のため、産地間連携や異業種を含めた連携という視点を踏まえた新たな果樹政策が盛り込まれておりまして、県、市の計画におきましてもそれらを反映した内容として見直しをしております。

市の計画の具体的な内容を御紹介いたしますと、まず、目指すべき産地のあり方につきまして、果樹振興方針というのにまとめました。そのほか、目標達成に向けた具体的な戦略として、人材戦略、それから流通・販売戦略、生産戦略、その他ということで 4 つの戦略を掲げまして、さらに目標値も設定して、その達成に向けてさまざまな対策を講じていくというものであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 私はこの計画は非常に重要であると。国の果樹政策においてこれがないと、いろいろ国が示している最も大きな点、T P P 大筋合意に向けての内容——今 T P P 自体がさまざまな議論になっています。

しかし、間違いなく青森県のリンゴ産業というのは、外貨を稼ぐ輸出の農業として、具体の中で最も外貨を得ているものです。そして、例えば昨年度、青森県がベトナムに、弘前市農協を通じてイオングループにリンゴを販売しました。そして、平成27年度、一昨年、平成26年度から始めて、そして、ことしの平成28年産のリンゴは、県が青森市農協、津軽みらい農協、そして弘前の民間のキタエアップル、この3者が販路を拡大しています。いよいよリンゴの輸出においても、東南アジア、そして中東とますます販路が広がっていく可能性がある。しかし、その前にこの果樹農業振興計画をつくっていなければ、例えば本市がそのような輸出に打って出ようとしても、これができない。そしてさまざまな国の交付金、制度上のものを活用しようとしてもできない。したがって私は、農林水産部が昨年から変わってきたと思っています。

それは、渋谷委員からも浪岡地区のリンゴのガス冷蔵庫の入庫率、充当率の質疑がありました。平成26年度は56%。そして平成27年度は64%。そして本年度は市外から4万5000箱の契約をして80%を超えていると。例えば、国の補助事業、交付金事業というのは、このようなリンゴのガス冷蔵庫、そして米のカントリーエレベーターというのは、3年間の利用率は何%を目標にしますかと。超えなければ、国の指導等があると思いますけれども、この点の状況はどのような形になっているのでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。

補助施設の利用率の基準に関する御質疑かと思えますけれども、補助施設の利用率の基準というものにつきましては、国の補助金、交付金がありますけれども、その実施要領等で設定されております。

このりんごセンターにつきましては、強い農業づくり交付金を活用しておりますけれども、その実施要領では、利用率が70%未満の状況が3年間継続した場合は、改善計画の作成が求められるとともに、改善状況の報告を行わなければならないということで規定されております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 当然このような70%という基準があります。でもその中には、例えば台風等の天災とか、そういう災害時においては、それに準じないという規定がある中で、浪岡のガス冷蔵庫も70%を超えたのはことしが初めてであると認識しております……（発言する者あり）初年度もですね。それ以降はなかったと。それで、その中でいろいろ台風等の被害にも遭ってきました。

本年度80%を超えたというのは非常に評価すべきものであり、そしてこの果樹振興計画も策定している。したがって、国の制度にさまざま順応している状況になってきました。

それで、当然6次産業の議論があります。私は、農林水産業、農業従事者の方がつくっていく6次産業は、あくまで農業者の現状の所得を上げていくための6次産業であり、当然経済産業省等を含めた部分の6次産業の議論もあります。これは、あくまで利益を上げるのが目的である。会社である以上は、利益を上げる。したがって、私は、6次産業化というのはできるならば農業者の中から協同組合等を含めた組合の組織としてやっていくものになっていき、そしてその中で、少しでも所得を向上していく。いろいろな6次産業の議論がある中で、この点が最も重要だと思っていますけれども、どうでしょうか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。

6次産業を進めるべきではないかという趣旨の御質疑かと思っておりますけれども、先日奈良岡委員にもお答えしておりますけれども、当部におきましては生産者が取り組む6次産業を推進するという意味で事業を展開しております。

現在、生産者、これまでは生産物を生産して、主にそれを原料などに回して所得を得ておりましたけれども、みずからつくったものをみずから利用し、付加価値をつけて販売することによって所得の向上を図ることを進めるべきではないか、それが攻めの農林水産業、強い農業づくりにつながっていくのではないかという趣旨で、当市におきましても生産者の6次産業化のほうは積極的に推進していくという立場であります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 選挙戦でも小野寺市長は、例えば浪岡地区には、リンゴがあり、米もあります。そして、今、浪岡地区でも例えばジュノハートのサクランボ、そして、ブドウであればシャインマスカット。当然、マスカットは岡山が一番の生産地であります。そして、生産者の団体から、浪岡地区でもシャインマスカット、サクランボをつくっていますというお話を聞く中で、やはり私が思ったのは、全国各地でそのような果樹、果物はつくっています。したがって、その中で打って出るには、品質が本当にすぐれているのか。例えば、青森県のリンゴのように。そしてまた例えば、シャインマスカット。当然、青森県は後発です。それがそのチャンスを得るには、時期的なものをずらした中で販売ができれば、初めてその付加価値をつけて売ることができる。

私は、今までどちらかといえば、自分たちの土地でできているものは、全て販売先があるんだという視点でしたけれども、そのお話を聞いたときに、なるほど、全国にはさまざまな果物があり、そしてさまざまな形で売り込んでいる。その中で結果を得るには、やはり圧倒的な品質か、もしくはその時期をずらした販売戦略が必要であるというのを聞いて、なるほどという感じがしました。

その点も引き続いて、次は、経済部のほうに。青森市産のリンゴの販売促進に関

する取り組みをお示しください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 小倉委員の青森市産リンゴの販売促進のお尋ねにお答えいたします。

市では、青森市産リンゴの販売促進につきまして、青森農協下石川りんご青年部アップルヒルとリンゴの生産や流通販売に携わる団体からなる青森りんご販売促進協議会を組織いたしまして、市内外における青森市産リンゴのPR及び販売促進に努めているところであります。

近年のその内容を一部御紹介いたしますと、県内においては、毎年11月下旬に市民が県外に青森市産リンゴを贈りやすいよう、「青森市産りんご大市」を開催しているほか、県内公民館やイオンなどで、構成団体が連携し、出張販売を行っているところであります。

また、県外においてはトップセールスの実施のほか、アップルヒルが県外十数カ所のデパート等で行っている県外販売活動を協議会で支援するなどしているほか、海外への販売促進活動を行うなど、ジュシーで良質な食味の青森市産リンゴの販売促進に努めているところであります。

○渡部伸広委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 私は以前から、生産と販売は一体であるべきであると。これは例えば、全国の中で農林水産部の中でりんご果樹課というのを持っているのは青森県だけです。これは、リンゴだけではなく、サクランボ、桃とさまざまな果物を、この県のりんご果樹課で担当している。当然、生産と販売も一体であります。

それはなぜか。先ほどあった果樹農業振興計画の中に全て網羅されている。この中で、販売、そして輸出等もこの計画に載っています。したがって、私は経済部に聞き取りをしたところ、本当に経済部の職員の方がかわいそうだ。知識がない。圧倒的に知識がなさすぎる。本当にかわいそうだ。これは、国でも、そして農協でも全て言われるのは、農家は生産するだけで、販売というのを考えていない。農協にリンゴ、米を出せば、あと販売を考えていない。したがって、これを変えるべきであると指導してきた。しかし、本市は農林水産部にりんご支援室があって、ここが基盤整備を行う。そして、販売は経済部のあおりり産品・企業支援課である。国が進もうとしている農協改革の中で、最も真逆のことをやっているのが青森市の現状です。

これは、以前の青森市でしたらわかる。しかし、先ほど言った浪岡地区のリンゴ生産量、全国の中でも4番目から5番目に相当する。そして浪岡地区というのは、100億円を超えるリンゴに関連するお金が動いている。浪岡町の時代の一般会計当初予算は、80億円でした。これよりも多いお金がいろいろと回っている、対流している。

したがって、この現状をぜひとも変えなければいけない、変えてほしいと訴えて

きましたが、なかなか来なかった。その中で、私が、経済部の担当職員に、やはり例えば、産地高消費安、これがどういう意味であるのか、ことしはリンゴが高いと言われている、では現状、農協、そしてリンゴ移出業者がどのような形で販売しているかを聞き取りしていても、当然わからない。わかるはずがない。この市役所経済部にいて、私どもはふだんから農業者、そして例えば農協の方、リンゴの業界の方からさまざまお話を聞く機会がある。そして、うちの食堂でも秋の収穫時期に皆、リンゴ農家の人がにこにこした顔で入ってくる。それは、それなりの値段でリンゴが販売されている。それとふだん接するんです。

この市役所にいて、先ほど販売促進計画と言っていました、現場がわかっていないでは、これは無理がある。これを何としても変えてほしいという思いの中で、今回小野寺市長が新年度の組織体制について、慣例では2月の当初予算編成と同時に発表してきたんですが、速やかに準備を整え、直ちに新たな任務に取りかかることができるよう公表を前倒し、そして、2課4室の再編・設置を行います。攻めの農林水産業の実現のための体制整備、農林水産物の高付加価値化と販売促進を関連団体と連携し取り組んでいくため、農林水産部に「(仮) あおもり産品支援課」を設置する。このことに伴い、農林水産部農業政策課りんご支援室の業務を当課に引き継ぐものである。私は、やはりこれが必要であったし、これを待っていたと思っていました。経済部にリンゴの販売があっても、リンゴの現状がわからなくて、営業部長がどうやってセールスしますか。これは無理ですよ。

したがって、このりんご支援室に販売の部分を持ってきて、室を課に昇格してやっていくんだと。このような政策的な決定を、私は、多くの浪岡地区の農業者の方に伝えたいと思います。

合併をして何があったのか、何もいいことがないと思っているリンゴ農家の人は多いんです。自分たちの土地・家屋の税金だけが上がって、販売が何があるんだ、先ほど言った例えばトップセールス、佐賀、そして福島。福島は、今は下がってきましたけれども、以前は全国で4番目のリンゴの生産地なんです。佐賀は、浪岡農協の時代に、20数年前に販路を開拓した場所なんです。それで、市がトップセールスしていて何がありますか。そうでないものを農業者の方は望んでいたはずであります。ようやくその体制ができてきたのかなと思います。

やはり、浪岡地区の農業者、リンゴ農家の方に、ようやくこのように変わってきたことをぜひお伝えしながら、そしてさまざまなリンゴ産業にこれから市としてもお願いする部分があるはずであります。ぜひそういう点を進めていただきたい。

経済部理事には、このように辛口な言い方になりますけれども、でもしょうがない。かわいそうなくらいに知識がないんです。これは経済部理事だけではない。あおもり産品・企業支援課の方といろいろお話をしても、さっき言った産地高消費安、これが一番怖いんです。リンゴを高く買ったけれども、市場に出しても売れない。したがって今リンゴは青森県の倉庫に眠っています。でも期限が来れば中の蜜も全

部なくなる。その前にいつか一斉に販売しなければいけない、これが一番リンゴ産業が怖い産地高消費安なんです。ぜひそういう点も踏まえていろいろ進めていただきたい。

本来であれば、市長にこのリンゴ産業、このような取り組み、今後どのようにお考えですかとお聞きしたいところですがけれども、農林水産部長、最後に現状進めている、そしていろいろつくっている計画、そしてこれからの生産者と市が一体の販売の戦略を組んでいく、これらの点についてのお考えをお示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。私でいいのかどうかちょっとなんですけれども。

機構改革のお話もありました。これまで販売部門に関しては経済部、それから生産部門に関しては農林水産部ということで行ってきましたけれども、今後機構改革があってそれを一緒にして、さらに効率的によい製品について、そのよさをさらに生かして販売につなげて、農業者、生産者の所得向上につなげていくということで、これから生産者と行政が一体となって、より効率的に行けるのではないかと考えております。

計画につきましては、これから具体的に実際に機構が改まってから、新年度になってからという形になると思いますけれども、現在4月に向けて、我々としてできることを検討中でありますので、新年度からはすぐに対応できるように精一杯努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 終わります。

○渡部伸広委員長 次に、竹山美虎委員。

○竹山美虎委員 市民クラブの竹山美虎でございます。時間が休憩の後になるのかと思っておりましたけれども、来ましたので順次質疑をしていきたいと思っております。

まずは、小野寺市長、昨年の市長選挙、大変お疲れさまでした。そして、当選おめでとうございました。国際的にも混迷をしておりますし、国内でもこれからさまざま不透明な見えないところが出てくると思っております。そういった中で、青森市のかじをとっていくということでもありますので、公平・公正を第一として、その中で、社会正義と誠の心で市民のために全力を尽くしていただきたいと思っております。二元代表制の一方として、青森市議会も——特に私も、誠心誠意その役割を果たしてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

そのような中で、1つには議会との信頼関係をしっかりと築いていただきたいということと、前市政のときにも私は言ったんですけれども、基本は崩さない、ぶれない、これをしっかりやってほしいと思っております。財政、財源、本当に大事なことでありますけれども、そのことをもって本来の目的であることが崩れたり、変化をし

たり、失われるような変更は決してしないでいただきたい。その上で、将来を見通し、判断・決断をしっかりとやっていただきたいということを申し上げて、質疑に移ります。

質疑の1点目は、市役所職員の給与についてであります。このことについては、藤田議員にも答弁がありましたけれども、少し確認しながら市の考え方をただしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、職員の給与引き上げを見送るとまでは言っていないけれども、そうしないということで話がありました。その最大の理由について、お示しいただきたいと思ひます。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 職員の給与引き上げをしなかった理由についてのお尋ねにお答えいたします。

今定例会一般質問で藤田議員にもお答えした内容と同様になりますけれども、平成28年度の国、県の職員給与については、いずれも引き上げの改定となっていることについては承知しております。しかしながら、本市を取り巻く緊急の行政課題に鑑みますと、直ちに職員給与を引き上げる財政環境にあるかどうか現時点では判断しかねるため、今定例会への職員の給与等の関連条例案の提出を留保することとしたものであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 今、国と県は引き上げということであります。今の答弁でいいますと、緊急の課題などを考えると直ちに給与を引き上げる財政環境にあるのかどうか、そのことについて現時点では判断しかねるということ、それがゆえに今定例会には出さない——保留をしているという答弁でありました。念のため、国の人事院勧告、県の人事委員会、それを見た上で市としての判断というのがあるのも承知しておりますけれども、例年であるとスケジュール的にはどうということで行っているのか、確認の上で願ひします。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。例年の職員の給与関連の改定の手続のスケジュールということであります。

通常、夏に国の人事院勧告が出ます。それを踏まえるというか、国、地方の給与の均衡を保つという地方公務員法上の趣旨もありまして、それを踏まえた上で青森県人事委員会の県の職員に関する人事委員会の勧告が出ます。青森市では独自の人事委員会を設けておりませんので、その結果を踏まえて、例年ですと職員労働組合との交渉も踏まえた上で、第4回定例会に関連条例案を提案するというの、例年のおおむねのスケジュールであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 わかりました。夏に人事院勧告があつて、その後、県の人事委員会の勧告があつて、例年であれば第4回定例会に、市としての結論を出して、議会に諮るという手続だと思います。

そのことで、さっき現時点では判断しかねるということで、それがゆえに保留しましたという話がありました。これから、第1回定例会で来年度の予算等が示されてくるわけですけれども、私が勝手に考えるには、そのときまでには市としての方針というか、この職員の給与の部分については出てくるのかなと思うんですけれども、給与の引き上げをするとすれば、判断はいつまでにするのか、お示してください。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 引き上げするとした場合の判断の時期についてのお尋ねであります。

職員の給与引き上げの判断時期につきましては、平成29年度当初予算編成後の財政状況を勘案した上で、改めて判断することとしております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 総務部長、もう1回。平成29年度予算の編成後ですか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

平成29年度当初予算編成後の状況を踏まえた上で、判断したいということになります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 しつこくて済みません。当初予算編成後の状況を見てということとは、4月以降になるということと考えていいですか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

平成29年度の当初予算編成後ということは、直近とすれば同じ第1回定例会が考えられます。後ということで、4月以降ということもあり得ますけれども、直近でいうと同じ第1回定例会のタイミングでというのが時期になろうかと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 わかりました。どっちもあるということですね。第1回定例会でもあるし、状況を見てその後になるということもということでもいいですか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

平成 29 年度当初予算編成後の状況、例えば基金残高等を判断したいと考えておりますので、そう意味では同じ第 1 回定例会もあれば、その後ということも可能性としてはあるということでもあります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 わかりました。給与引き上げの場合、遡及の精算はあると考えてよろしいですね。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 今年度の給与改定した場合の遡及適用についてのお尋ねにお答えいたします。

今年度の国、県の給与改定におきましては、給料表、期末・勤勉手当等の引き上げに係る実施時期については、平成 28 年 4 月 1 日、いわゆるさかのぼりです。扶養手当の見直しにつきましては、平成 29 年度から段階的に実施するという内容になっております。

これらの改定の実施時期、すなわち給与改定について 4 月に遡及して適用するかどうかについても、先ほどお答えしましたとおり、平成 29 年度当初予算編成後の財政状況を勘案した上で改めて判断することとなりますため、現時点では明確にお答えできないものであります。

○渡部伸広委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 現時点では明確にお答えできないということです。いずれにしても、財政状況を見ながら考えていくということだろうと思います。

私が何でこのことを言うかということ、市役所は、青森市にとっては最大の企業です。地域の活性化には欠かせない。そういうことだと思っているんです。役所の職員の給料を考えるとときに地域の人たちの——地域の企業の人件費、あるいは給料、これを見て判断しますとよく言われます。ところが、地域の企業は役所の職員の賃金がどうなるかということを見ているんです。だから、私はしつこく言うんです。別に、いっぱいもらっていて、もうこれで満足なんだということであれば別ですよ。でも、やはりこの賃金も役所が地域の企業を引っ張っていつているんですよ。やはり、そういうことをきっちり考えてやってほしいと思います。

山本五十六元帥が言っていました、「やってみせ、言って聞かせて、させてみせ、誉めてやらねば、人は動かじ」。職員のモチベーションを上げるのには、いろんな制度がありますよ。でも、給料もその中の一つと私は考えたほうがいいと思うんです。無理やり、国と県がこうだったから、何も考えずにそれに合わせるということを私は言っているんじゃないんです。やはり、きちっと状況を見て、給料を上げるべきであればしっかりと上げてやるというのがいいと思います。「やってみせ、言って聞かせて、させてみせ、誉めてやらねば、人は動かじ」ですよ。よろしく願いいたします。

次に、アウガについて。私は、アウガについてもこれまでずっと話をしてきました。人のにぎわいをつくるために、せめて1階、2階くらいは商業施設があってもいいのかなということも、実はこれまでも言ってきました。特に、土日ですね。市役所機能が全部入るということになると、土日がにぎわい等の関係でどうなのかなと。総務部長からは、市役所の庁舎機能が行くことによって、新たなにぎわいが生まれるという話もありましたけれども、果たしてそうかなというのも実はあります。ただ、そうはいってもスピード感を持って事を進めるに当たっては、あっちだこっちだと揺れている場合ではないと思います。

そういうことを踏まえた上で庁舎機能を配置するというので、1点だけ。1階にトイレはつくりましょうよ。どうですか。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 アウガ1階のトイレの設置についてのお尋ねにお答えいたします。

市といたしましては、アウガ1階から4階には総合窓口を設置するなど市民の皆様が訪れる部門を集約配置する方向で検討しておりますことから、市民の皆様の動線を考慮しながら、今後の検討作業の中で考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。ぜひ、しっかりつくるという方向で検討していただきたいと思います。

職員の関係については、労働条件もちろんですけども、労働環境含めて、ここは労働組合ともしっかり話し合いをしてやってほしい。それ以外の都市づくり、まちづくり、将来に向けた市の方針、計画については、議会としっかり議論をして前に進みたいと思いますので、よろしくお願ひし、要望し終わります。

ありがとうございました。

○渡部伸広委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後3時25分からといたします。

午後2時54分休憩

午後3時24分再開

○渡部伸広委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、里村誠悦委員。

○里村誠悦委員 最後となります。時間も44分あるそうです。その時間内に終わり

たいと思います。よろしく願いいたします。

市長、当選おめでとうございます。市長だけ前進してもだめなので、理事者の方皆さんを引っ張っていかないと。そのためにまた、いろいろ御努力が必要だと思いますけれども、我々議員も一生懸命になって後押しをしますので、よろしく願いいたします。それでは質疑に入らせていただきます。

「青森市新総合計画―元気都市あおもり 市民ビジョン―」後期基本計画では、「市民と共に築く 市民のための自立したまち」の現状と課題には、多様化する市民ニーズに行政だけでは対応できなくなっており、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、市民と行政がそれぞれの英知を集結し、互いに協働し、地域主体のまちづくりを進める必要があると書かれております。施策の方向性については、行政のみならず地域、NPO、企業、大学など多様な主体が連携・協働し、ともに公共を担っていく新しい公共を構築、市民と行政の役割分担のもと、自主的・自立的な市民活動を推進すべきとあります。

その中で、除排雪について、それからスポーツ・レクリエーションについて、市街化調整区域について質疑いたします。

1問目は、除排雪について。平成26年第1回定例会の一般質問、それから平成27年第2回定例会の一般質問でも質問しております。一般質問で高齢者の方々、雪捨て場のこと、流・融雪溝など歩道のことなどについてありました。流雪溝があるのに、そこまで運べない高齢者、障害のある方、けが・病気のある方は無理であります。

昨年度から大矢沢地区に市民の雪捨て場が開設され、地元や近隣住民の皆様に喜ばれております。まことにありがとうございました。

そこで伺いますが、消防団方式で、軽トラックダンプを各町会へ配備できないか。今の除排雪対策では、高齢者、障害のある人、けが・病気のある人のところには直接行けないので、急に降った大雪の歩道除排雪や歩道の脇に積み上げられた雪などに利用でき、除排雪作業を行った地域住民に対して報酬を支払うような仕組みなどはどうでしょうか。雪の降らない春、夏、秋などは、公園などの泥上げ、ごみ拾い、花等の運び、草刈りなど多様な使い方がありますので、いかがお考えかお知らせを願います。

次に、スポーツ・レクリエーションについて。安田地区にある県運動公園を市で取得し、青森総合スポーツ・レクリエーション広場にする考えはないか、市の考えをお知らせください。

それから、市街化調整区域について。現在住んでいる町が空き地だらけ。住みたいけれども、市街化調整区域で住めない。市街化調整区域と聞いただけであきらめてしまいます。自分の父親の面倒を見たくても、市街化調整区域のために建てられないんだと、住民を守ることでできない不思議なまちづくりの制度であります。自分の身内が住めない、すばらしい場所があるのに家が建てられないことについて、

どのような制度になっているのかお示してください。

以上です。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 里村委員の除排雪についての御質疑にお答えいたします。

高齢者世帯等の雪処理支援につきましては、市では現在、除排雪作業によって寄せられる雪、いわゆる寄せ雪について、町会や除排雪事業者と情報共有し、寄せ雪の軽減について連携を図り対応しているところであります。また、青森市社会福祉協議会が地区社会福祉協議会と連携しながら、青森地区においては地域ボランティアが、浪岡地区におきましては利用者へ負担を求めた上で作業員を派遣し、間口除雪を行っているところであります。このほか、自力で屋根の雪おろしを行うことが困難な世帯に対しましては、屋根の雪おろし費用の一部助成等を行っているところであります。

地域などへの雪処理支援につきましては、市では、各地域が行う歩道除雪に除雪機を無償で貸与しており、また、自主的に排雪を行う地域団体に対しましては、排雪経費の一部を支援しているところであります。

今後につきましては、里村委員御提案の内容も含めまして、現在実施している事業の検証を行いつつ、除雪を担う各事業者や各町会の皆さんはもちろん、NPOや学生、ボランティアの方々など多様な主体との連携を強化するとともに、各地域の除排雪や高齢者世帯を初めとする市民への雪処理支援について、さらに細やかな対応や効果的な仕組みの構築を検討してまいりたいと考えております。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○横山克広教育委員会事務局理事 安田地区にある青森県総合運動公園の活用についての御質疑にお答えいたします。

現在の青森県総合運動公園陸上競技場及び水泳場は、昭和41年に竣工し築50年が経過しており、野球場につきましては昭和42年に竣工し築49年が経過しており老朽化が著しい状況にあります。青森県では、平成24年3月に新青森県総合運動公園陸上競技場基本計画を策定し、宮田地区にある新総合運動公園内に陸上競技場を整備することとしております。整備のスケジュールについて県に確認いたしましたところ、陸上競技場は既に着工し、平成30年度ころの完成を目指しているとのことであります。また、水泳場及び野球場の整備につきましては、現在未定とのことであります。

教育委員会といたしましては、安田地区の青森県総合運動公園の活用につきましては、現時点では未定であり、県の施設でありますことから、県の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○金子牧子都市整備部長 里村委員の市街化調整区域についてのお尋ねにお答えいたします。

市街化調整区域とは、都市計画法により市街化を抑制すべき区域として、建築できる用途が限定されているものであります。市街化調整区域において建築できる具体的な用途といたしましては、農業、林業もしくは漁業を営む者の住宅であります。また、中古の住宅を購入した場合でありましても、適法に建築された住宅であれば、用途が同じであり、敷地に拡張がなく、延べ床面積が同程度であることを主な要件といたしまして、建てかえができることとしているところであります。加えて本市では、市街化調整区域のうち既存の集落として認められている区域におきまして、一定の居住歴を有することなど条例で定めている種々の基準に適合する場合は、許可を受けて住宅を建築できることとしております。

市街化調整区域におきましては、さまざまなケースがあり、他法令にまたがっておりますことから、住宅の建築、不動産の売買及び相続に当たりましては、あらかじめ建築指導課の担当窓口へお問い合わせいただけましたら、丁寧に御説明し適切に対応してまいりたいと考えております。

○渡部伸広委員長 里村委員。

○里村誠悦委員 ありがとうございます。

除排雪については、今3回目ですけれども、消防団方式といった、出るとお金を払うという仕組みをこれからやっていかないと、なかなか今、ボランティアだけでやるという人は少ない。また、そういう出たくても出られないということがあると思いますので、今、再質疑しても無理だと思いますが、ただ単にだめだと言うのではなくて、もしもこの方式でやったらどうなるのか、どういうことが利点なのか、どういうことがマイナスなのかなど、やはりこの方式については、そういうことをちゃんと考えていただきたい。私からまた質問いたしますので、きょうは結構です。

次に、スポーツ・レクリエーション広場について。この安田地区にある県運動公園については、長谷川委員とかいろんな方がやっていると思いますけれども、青森市でちゃんとした運動公園がないと言えればおかしいけれども、ばらばらなんです。やはり、安田の運動公園をもっと譲ってもらえるなら、あそこで競技をやれると。あそこは駐車場がいっぱいありますので、非常にまた競技人口とかそういう人がふえるんじゃないかと。そしてまた、一番の利点は、いろんな競技が見られるということなんです。野球なら野球しかやれないとかではなく、野球は何時からだから、じゃあ弓道を見に行こうとか、水泳を見に行こうか、剣道を見に行こうかと。

もう1つは、陸上競技場に行ったりすると、100メートル走るところは普通の小・中学校では土なわけでしょう。あそこはちゃんと舗装がされていて、県大会とかをやるような場所で、そういう設備になっているわけでしょう。それで、青森市内にはそういう設備がないから、本当に速い子がわからない。本当はオリンピックで1等をとるようなそういう選手がいるかもしれない。でも、そういう設備がないため

にそういうことができない。

そういうことですので、これもいろいろ問題があると思います。ですから、県といろいろ話し合って、まずもらえるものならもらって、壊すものは壊してもらって、何もお金がかからないようにしてからもらっていただければと思います。

次は、市街化調整区域について。るる説明をしていただきました。でも、市街化調整区域と聞いただけで、要らないとみんなやめてしまいます。その分、不動産も売れません。それを抱えた不動産屋というのは大変ですね。ですから、やはり今、都市整備部長がおっしゃったようにいろんなところでこういうことはできると言うんだけれども、この前に聞いたときには、そこのアパートに2年住まないと許可がおりない。それから15年もそこにいないとだめだというのががあるので、その辺のところをもう1回答弁していただければ。

○渡部伸広委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○金子牧子都市整備部長 再度のお尋ねにお答えさせていただきたいと思います。

個別の要件というところになりますと、少し細かくなりますことから、今までもお伺いしておりますけれども、それぞれの物件ごとにお話をきっちりお伺いして、今後におきましても事業者また住民の方、御相談に来られた方に対しまして、詳しく事情を伺いながら適切に対応してまいりたいと考えておりますので、市の窓口まで何なりと御相談いただければと考えております。

○渡部伸広委員長 里村委員。

○里村誠悦委員 丁寧な説明をありがとうございます。

ともかく、何年度の法律なのか、規定なのか。それで、2年も待つとは、何にそういう理由があるのか。なぜ15年も待たなければいけないのか。昔はそういうふうにしてつくらないとだめだったけれども、今の時代になったら不必要なわけでしょう。そんな規制というか法律みたいなのがたくさんあると思います。今がいいチャンスですので直せるものなら直してください。青森市で直せるそういう規制とかがあると思いますので、そういうところはやはりちゃんとやって、そうなるいろんな形でよくなると思います。一番あれだったのは、介護のために隣にうちを建てようとしたらだめだと。それで他にうちを建ててしまった。それで結局、介護をするのに通わなければいけないという不便なことをやっているわけです。話を聞いたら、職員の方が悪いわけではなくて、いろいろあったんですけれども。そういうこともあるので、やはりちゃんとした説明、そして直せるものは早く直す。そうでないと、いつまでも置き去りになってしまうということでもありますので、ひとつよろしくお願いいたします。

では最後に、1月6日の日本農業新聞の論説に「[転換期の針路] 地方回帰 定住受け皿づくり急げ」とあります。都会から若い人たちがどんどん地方に移り住んでいるということが書かれております。そういうことですので、私が今聞いたのは、やはり若い人が戻っても市街化調整区域でうちを建てられてないとか、そういう不

備があるとまた帰ってしまうと。そして、青森には住めないというふうになってしまふので、ぜひ早くやっていただきたいと思います。

それから、我々議員がいろんな質問をしますけれども、ただ質問に対して答えるんじゃないでして——「この色は何ですか」。「赤です」。赤にもいろいろあるわけですよ。ですから、一つ一つの質問の中にもっと関心を持っていただきたい。なぜ里村はああいう質問をしているんだ、なぜこういうことを言うんだ、じゃあ、どこの地域でどういう状況でこういうのが生まれてきたんだということを、ちゃんと関心を持ってやっていただきたい。質問の意味も、ただ単に質問しているわけではないんですから、やはりそういうふうにしてやっていただきたいと思います。

市長がかわって、これから新しいまちづくりをする。そのときに、皆さんの行動と考え方も変わっていただきたい。市長がかわっているのに他の人たちが昔のままだったら、これは何にもならない。ですから、行くと言ったらみんな一緒に行きなきゃ。市長ばかり明快な答弁をして、後はうやむやな答弁をして、そんな青森市はだめです。環境に適応できない生物は消滅する。脱皮できない蛇は死ぬという言葉があります。やはり、市民に対応できない市役所は必要ない。ですから、市民に必要な、対応できるようなそういう市役所になっていただきたい。

また3月に質問いたします。ありがとうございました。

○渡部伸広委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、議案第165号「平成28年度青森市一般会計補正予算」から議案第173号「平成28年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算」までの計9件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思います。

それでは、議案第165号「平成28年度青森市一般会計補正予算」から議案第173号「平成28年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算」までの計9件についてお諮りいたします。

議案第165号から議案第173号までの計9件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 村川みどり委員、何号に御異議がありますか。

○村川みどり委員 議案第166号に異議があります。

○渡部伸広委員長 議案第 166 号について御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 166 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡部伸広委員長 起立多数であります。

よって、議案第 166 号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第 166 号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 166 号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

委員の皆さんには、2 日間にわたり審査していただき、まことにありがとうございました。

また、理事者の皆さんにおかれましても、誠意ある御答弁をいただきまして、まことにありがとうございました。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

午後 3 時 46 分閉会